

基勞発0329第2号

平成25年3月29日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長

(公 印 省 略)

労災業務OJTマニュアルの一部改定について

標記については、平成23年2月25日付け基勞発0225第1号により示しているところであるが、労働基準監督官実地訓練実施要綱が平成25年3月12日付け基發0312第3号により改定されたことに伴い、その一部を改定することとしたので、平成25年4月1日以降の労災補償業務に係る実地訓練の実施に遺漏なきを期されたい。



労災業務OJTマニュアル

(平成25年4月改定版)

厚生労働省労働基準局労災補償部

I 総論

第1 基本的な枠組み

1 目的

新人事制度の下で採用され、初めて労災補償業務に就く新任の労働基準監督官（以下「監督官」という。）に対し、労働基準監督署（以下「署」という。）の労災補償業務担当官として、負傷や負傷に起因する疾病に係る請求事案等の処理ができるよう、指導教官制による実地訓練を組織的・計画的に実施することにより、労災補償業務に関する基礎的な知識と実務的な技能を習得させることを目的とする。

2 対象者

任官4年目において初めて労災補償業務に従事する監督官とする。

ただし、任官後に初めて労災補償業務に従事し、署係長以下のポストに就任する監督官（平成20年9月30日以前の採用者を含む。）・事務官についても対象とすることができる。

3 実地訓練期間

原則として1年間とする。

4 指導教官

原則として、都道府県労働局（以下「局という。」）にあっては、地方労災補償監察官又は地方労災医療監察官のうちから、署にあっては、署次長（労災補償業務担当）又は署課長（労災補償業務担当）を任命するものとし、地方労災補償監察官（複数名配置されている局にあってはそのうちの研修担当監察官1名）を統括訓練指導教官とするものとする。

統括訓練指導教官は、労災補償業務と実地訓練との調整及び訓練指導教官相互間の連絡調整にあたるものとする。

なお、指導教官として、労災補償業務に習熟した職員（退職者も含む。）を指名し、活用することも検討すること。

第2 達成基準、訓練項目と訓練手法

1 訓練項目と訓練手法

(1) 訓練科目

訓練科目は、以下のとおりとし、科目ごとに具体的な訓練項目及び達成すべき水準を示すこととする。

- ① 懇切・丁寧な窓口対応
- ② 各種請求書の受付、点検及び相談
- ③ 負傷や負傷に基づく疾病に関する請求事案の業務上外の判断（事務処理）
- ④ 通勤災害に関する請求事案の通勤上外の判断（事務処理）
- ⑤ 労働者性の判断
- ⑥ 給付基礎日額の算定
- ⑦ 特別加入制度と請求事案の判断
- ⑧ 第三者行為災害の取扱いと求償事務の流れ
- ⑨ 年金受給者に係る定期報告の審査と厚生年金等との併給調整事務（休業（補償）給付と厚生年金等との併給調整を含む。）
- ⑩ 治ゆの判断
- ⑪ 再発の判断
- ⑫ 障害等級の認定と事務処理
- ⑬ 主治医及び地方労災医員等への症状照会・意見書依頼
- ⑭ 審査請求・再審査請求制度の概要と手続き
- ⑮ 社会復帰促進等事業の概要と事案処理の判断
- ⑯ 費用徴収の取扱い
- ⑰ 適用徴収業務の基礎
- ⑱ 労災関係システム（各種情報検索を含む。）の概要と操作

(2) 訓練手法

ア 座学

訓練科目ごとに作成されている概念図を用いてその概略を説明するとともに、事案の処理のためには、何を明らかにするのか、そのためには、どのように調査をするのか等実地訓練用復命書、実地訓練用聴取書を用いて実務的なポイントを中心に講義を行うこと。

イ 聴き取りの補助、調査の補助及び比較的容易な事案の処理

原則として訓練科目ごとに定められた実地訓練用復命書等を用いながら、指導教官の補助をさせた後、比較的容易な事案を選んで、調査結果復命書等を訓練対象者に自ら作成させること。

また、訓練科目ごとに比較的容易な事案の処理を自ら行わせること。

なお、訓練実施局署において訓練課程に掲げる対象事案がない場合は、類似事案の処理を行うことにより、対象事案の処理について理解できた場合は、当該対象事案を処理したこととして差し支えない。

2 実地訓練計画の策定と実施状況の管理

(1) 実地訓練計画の策定

実地訓練計画については、第2の1及び下記のアの考え方に基づきつつ、各局の状況を踏まえて策定すること。

ア 実地訓練計画の策定の考え方

以下に留意して、各実地訓練が効果的かつ、可能な限り順序だてて行われるよう、実地訓練計画を策定するものとする。

- ① 請求事案の処理に必要な労災行政情報管理システムの操作を他の技能と合わせて習得させること。
- ② 座学、聴き取りの補助、調査の補助及び比較的容易な事案の処理の順に実地訓練を行うよう努めることとし、実地訓練のねらい及びポイントを対象者に理解させた上で行うこと。
- ③ 負傷又は負傷に起因した疾病について、業務上外、治ゆ、障害認定、社会復帰促進等事業の一連の流れと、事案に即した事務処理のポイントが理解しやすいよう配慮すること。
- ④ 技能の付与に係る講義は、労災業務に習熟した者であって、その内容のポイントがわかるよう説明できる者に担当させること。

なお、講義については、退職した職員又はブロック単位等での実施も差し支えないこと。

- ⑤ 給付基礎日額の算定及び労働者性の判断については、対象者の知識・技能を踏まえ、訓練内容を適宜変更すること。
- ⑥ 訓練科目について、上記1の(1)の①、②、③、④、⑤、⑥、⑰(労働保険料申告手続のみ)、⑱は、中央研修(新任労働基準監督官Ⅱ研修)を受講する前に可能な限り実施すること。

イ 局の実施事項

① 実地訓練計画策定の留意点の提示

局は、上記アの考え方に基づき、上半期(4月～9月)と下半期(10月～3月)に実施すべき事項の概要及びその留意点を示すこと。

② 署の策定した計画の調整と確定

局は、下記ウにより署から報告のあった計画案について、効果的かつ計画的なものとなっているか、指導教官は適当であるか等について検討を行い、署等と計画案について必要な調整を行った上、調整の過程で指摘した修正が行われているか確認し、計画を確定させること。

ウ 署の実施事項

署は、第2の1並びに2の(1)のア及びイの①に基づき、署の事情を踏まえて、上半期(4月～9月)及び下半期(10月～3月)の計画案を策定し、それぞれの半期の始まる前々月の20日までに局に報告すること。

また、上記イの②の調整の結果を踏まえ、必要に応じて当該計画案を修正し、修正した計画案を局に報告するとともに、それぞれの半期の始まる前月内に当該計画を確定させること。

(2) 実施状況の管理

署は、実施状況を「労働基準監督官実地訓練実施要綱」の別紙6及び9により、四半期に1回、局労災補償課に報告すること。

局は、当該報告に基づき、必要に応じて講義の局による実施等の支援又は指示を行い、実地訓練が円滑に進むよう配意すること。

また、署の統括訓練指導教官は、実地訓練期間終了後、実施結果を同実施要綱の別紙6及び9により都道府県労働局長に報告すること。

都道府県労働局長は、実地訓練期間終了後1か月以内に、別紙6及び9の写しにより本省労働基準局長に報告すること。

第3 実地訓練実施上の留意点

1 給付行政と規制行政の違いを踏まえた懇切・丁寧な対応の必要性の徹底

監督行政は、法令の定めるところにより、措置義務者に対して、一定の作為又は不作為(以下「作為等」という。)を命じる(又は当該作為等をするよう行政指導を行う。)という規制的、権力的な行政であり、当該命じた作為等が確実に行われるよう、事業者等の措置義務者に強く対応することが期待されており、安全衛生行政も技術的な専門性を背景に行うものではあるものの、基本的には同様である。

一方、労災補償行政は、被災労働者又はその遺族の申請に基づき、調査を行った上で、支給要件を満たした場合には、給付を行うという行政であり、窓口にあっては、

親切で、わかりやすい対応が常時求められている。

したがって、初めて労災補償行政に当たる監督官には、2つの行政の性格が非常に異なることを説明した上で、悪事例とされた事案をあげながら具体的に説明する中で、対応の基本的な姿勢が全く異なることを説明すること。

2 労災補償行政における組織的対応と全国斉一的な対応の必要性

労働安全衛生法においては「労働者に急迫した危険があるとき」は、法律の明文をもって、監督官単独で即時に行政処分を行うことができると規定しており、また、労働基準法においても同様の場合には監督官は単独で行政庁の権限を即時に行使できると明文で規定している。

他方、労災補償行政においては、基本的にはその事務は本省労働基準局長の指揮監督を受けて、都道府県労働局長が行うものであり、保険給付等一部の事項についてのみ、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、労働基準監督署長がその事務を行うことが労働者災害補償保険法施行規則において明文で規定されている。

このように、労災補償行政は、本省労働基準局長の指揮監督の下、同一の基準をもって組織的に行うものであることを理解させること。

3 行政の調査手法の違いと事実認定における証拠資料の重要性

上記のとおり、監督官は、その五感により把握した事実に基づき、即時に行政処分を行うことが明文で許容されており、また、通常の臨検の際に行う行政指導も違反の事実を摘示するのみで何故違反に当たるかを明示することは要求されていない（詳細に調査を行い、文書にまとめる作業を行うのは、災害調査又は司法処分に付する場合に基本的に限定される。）。

これに対して、労災補償行政は、支給要件の具備の有無を判断するに当たっては、業務との因果関係の明らかな負傷又は負傷に起因する疾病を除き、通常、請求人、事業主はもとより関係者から詳細な調査を収集した上で、業務（通勤）に起因したものの否か合理的な推論に基づいた事実認定（経験則によって判断）を行うことが必要とされる。

このように、両行政における調査手法には大きな違いがあり、労災補償行政においては、証拠資料の収集が非常に重要であることを理解させること。

4 労働保険の適用の考え方と保険関係等に係る基礎知識の付与

労働保険の適用徴収業務は、新人事制度における監督官の専管事項ではないが、正しい保険関係を用いて保険給付を行うためには、労働保険の適用の考え方等についての基礎知識が必要なことから、下記Ⅱの第17に基づき実地訓練を実施すること。

Ⅱ 各論

第1 懇切・丁寧な窓口対応

1 達成水準

- ① 相談者等に対して、懇切・丁寧でわかりやすい説明を行うことができる。
- ② 説明に際しては、求められた事項について説明を行うにとどまることなく、相談内容から相談者等の置かれた状況を的確に把握し、必要な説明を行うことができる。

2 実地訓練の手法

(1) 知識の付与

平成25年2月26日付け基労発0226第1号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」、平成21年9月24日付け基労発0924第2号「「質の行政改革」に係る労災保険の窓口業務等の改善について」、平成22年3月25日付け基労補発第0325第1号「労災保険給付の請求人等に対する懇切・丁寧な対応の徹底について」を参考にすること。

(2) 技能の付与

懇切・丁寧でわかりやすい説明を行うことに留意しながら、窓口等において訓練対象者に対応を行わせること。

第2 各種請求書の受付、点検及び相談

1 達成水準

(1) 請求書の受付

- ① 請求書の必須記載事項及び証明を要する事項について、記載の有無及び証明の有無を判断できる。
- ② 本来は、証明が必要なものの、やむを得ない場合には受け付けることができる事項について、当該場合に当たるか否か判断できる。
- ③ 請求の種別ごとに請求書に添付すべき書類が判断できる。
- ④ 請求人の提出した請求書等の記載事項から、正しい請求書等の提出先を判断することができる。
- ⑤ 入力前の受け付けた請求書を所定の保管場所に保管できる。

(2) 請求書の点検

- ① 受け付けた請求書について、災害発生状況や不正受給の観点等から調査が必要

な事案等を判断することができる。

- ② 請求書の傷病名、災害発生状況等から、負傷か、疾病か、疾病の場合、負傷に起因する疾病か、概ね判断することができる。

(3) 相談

- ① 労災保険給付の種別ごとの支給要件の概要、請求書等の提出先を理解しており、概要説明用リーフレットを用いて、請求人等に対して説明することができる。
- ② 相談のあった事案について、消滅時効の完成が近いかどうか判断することができる。
- ③ 提出のあった請求書について、請求人の意思を踏まえた取下げ処理を行うことができる。

2 実地訓練の手法

(1) 知識の付与

概念図 (No1) を使用して講義を行うこと。

なお、労働保険番号等労災保険の適用関係の基礎的な事項についても、請求書の処理に必要な限りで知識を付与すること。

(2) 技能の付与

以下の①から③に留意しながら、窓口や情報端末において、指導教官の補助をさせた後、訓練対象者に対応等を行わせること。

なお、「請求書の受付から点検まで」と「窓口における相談」について、処理を行わせること。

- ① 請求書の受付のポイント
 - ・不備返戻すべき場合とその場合の手続
 - ・補正する場合とその場合の留意点
 - ・管轄監督署の考え方とその留意点
- ② 請求書の点検のポイント
 - ・実地調査等が必要な事案の範囲と留意点
 - ・傷病の発生状況を点検する場合の留意点
- ③ 窓口等の相談のポイント
 - ・丁寧でわかりやすい説明を行う上での留意点

3 単位

講義 1 単位

技能 4 単位 (2 類型 × 2 (補助 + 独力))

第3 負傷や負傷に基づく疾病に関する請求事案の業務上外の判断（事務処理）

1 達成水準

（1）業務に従事しているか否か等の判断

- ① 生理的・必要行為や反射的な行為に当たるか判断できる。
- ② 準備行為や後始末行為に当たるか判断できる。
- ③ その他作業に伴う必要な行為に当たるか判断できる。

（2）事業主の支配下、管理下の有無別の業務上外の判断

- ① 類型別に原則的な業務上外の判断ができる。
- ② 原則とおりにならない例外的な場合に当たるか判断できる。

（3）原因不明の災害の取扱い

- ① 原因不明の災害の取扱いの適用範囲を判断できる。
- ② 業務遂行性のある場合の業務上外の判断ができる。

2 実地訓練の手法

（1）知識の付与

上記の1に掲げる事項に留意しながら、概念図（No2）を使用して講義を行うこと。

なお、講義を行うに当たり、必要に応じて『業務災害及び通勤災害の認定の理論と実際』の該当ページを参考にすること。

（2）技能の付与

事案の処理に当たっては、チェックポイント（No1）を使用しつつ、上記の1に掲げる事項及び以下の点に留意するよう指示し、事案についてチェックポイントを使用しつつ、当該チェックポイントに判断及びその根拠を記入させて行かせた上、当該事案の処理が適当か当該チェックポイントの記入内容を決裁過程で確認し、必要な指導を行うこと。

なお、会社内の休憩時間中の災害に当たる事案及び出張中の災害に当たる事案は、できる限り処理を行わせること。

- ① 災害が発生した時の就労義務の有無
- ② 災害が発生した時の請求人の行為
- ③ 災害が発生した時の場所
- ④ 災害発生の原因

⑤ 災害発生に関する請求人の帰責性の有無及び程度

3 単位

講義 1単位

技能 4単位 (2事案×2 (補助+独力))

第4 通勤災害に関する請求事案の通勤上外の判断(事務処理)

1 達成水準

(1) 住居

住居に当たるか判断できる。

(2) 就業の場所

就業の場所に当たるか判断できる。

(3) 合理的な経路及び方法

① 合理的な経路に当たるか判断できる。

② 合理的な方法に当たるか判断できる。

(4) 就業との関連性

就業との関連性(事業場間移動を除く。)の有無を判断できる。

(5) 逸脱・中断

① 逸脱・中断に当たるか判断できる。

② 合理的な経路及び方法に復した場合の通勤上外を判断できる。

2 実地訓練の手法

(1) 知識の付与

以下の(2)の①と②に留意しながら、概念図(No3)、実地訓練用復命書(No1)、実地訓練用聴取書(No1)を使用して講義を行うこと。

なお、講義を行うに当たり、以下の通達を紹介すること。

- ・ 昭和48年11月22日付け基発第644号「労災保険法の一部を改正する法律等の施行について」
- ・ 平成18年3月31日付け基発第0331042号「労働者災害補償保険法の一部改正の施行及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険法特別支給金支給規則の一部を改正する省令の施行について」

(2) 技能の付与

指導教官の補助をさせた後に、以下のポイントに留意させつつ、当該復命書等を使用して事案の処理を自ら行わせること。

なお、住居と就業の場所との移動の間の災害に当たる事案及び住居間移動の災害に当たる事案の2事案の処理を行わせること。

① 支給要件のポイント

- ・合理的な経路・方法に当たらないとして扱う場合の範囲と留意点
- ・就業との関連性の範囲と留意点
- ・日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものの範囲と留意点

② 支給要件を明らかにするための聴取等の調査方法のポイント

- ・被災した場所、時間、状況等を明らかにする調査の手法や留意点
→事故報告書、救急搬送記録
- ・合理的な経路に当たるかを明らかにするための調査の手法や留意点
→距離、所用時間、通常と異なる経路を用いた理由等
- ・合理的な方法に当たるかを明らかにするための調査の手法や留意点
→飲酒量、血中アルコール濃度、道路交通法の規制内容等
- ・就業との関連性があるかを明らかにする調査の手法や留意点
→就業開始の時刻、就業終了の時刻、会社等へ移動する目的等

3 単位

講義 1単位

技能 4単位 (2事案×2(補助+独力))

第5 労働者性の判断

1 達成水準

(1) 総論1 指揮監督下の労働に関する判断

- ① 業務遂行上の指揮監督の有無を判断できる。
- ② 拘束性の有無を判断できる。

(2) 総論2 報酬の労務対償性に関する判断等

- ① 使用従属性を補強する要素か否かを判断できる。
- ② 労働者性の判断を補強する要素か否かを判断できる。

(3) 各論1 建設業

手間請け従事者について労働者性の有無を判断できる。

(4) 各論2 運送・配送業務従事者

運送・配送業務従事者、特にバイク便従事者の労働者性の有無を判断できる。

2 実地訓練の手法

(1) 知識の付与

以下の(2)の①から③に留意しながら、概念図(No4)、実地訓練用復命書(No2)、実地訓練用聴取書(No2)を使用して講義を行うこと。

なお、講義を行うに当たり、以下の通達等を紹介すること。

- ・ 昭和36年1月26日付け基発第48号「労災保険法における法人の重役の取扱いについて」
- ・ 昭和61年3月14日付け基発第141号「労災保険法における有限会社の取締役の取扱いについて」
- ・ 労働基準法研究会報告「労働基準法の『労働者』の判断基準について」(昭和60・12・19)
- ・ 「手間請け従事者」の労働者の判断基準(労働基準法研究会労働契約等法制部会労働者性検討専門部会報告(平成8年3月))
- ・ 平成3年3月1日発労徴第13号・基発第123号「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行(第三次分)等について」
- ・ 平成19年9月27日基発第0927004号「バイシクルメッセンジャー及びバイクライダーの労働者性について」

(2) 技能の付与

指導教官の補助をさせた後に、以下のポイントに留意させつつ、当該復命書等を使用して事案の処理を自ら行わせること。

なお、手間請け従事者又はバイク便等の運送・配送業務従事者の事案の処理を行わせること。

① 支給要件のポイント

- ・指揮監督関係の有無を判断する場合の留意点
- ・報酬の労務対償性の有無を判断する場合の留意点

② 支給要件を明らかにするための聴取等の調査方法のポイント

- ・指揮監督関係の有無を調査する場合の手法と留意点
- ・報酬の労務対償性の有無を調査する場合の手法と留意点

③ 調査した結果に基づく事案全体の判断の結果と根拠を簡潔にまとめる上でのポイント

判断の基本的かつ重要な判断の要素、基本的な要素と判断を補強する要素に分けて記述する等判断の結果と根拠をまとめる際の留意点

3 単位

講義 1単位

技能 2単位 (1事案×2 (補助+独力))

第6 給付基礎日額の算定

1 達成水準

(1) 平均賃金の算定

- ① 総日数から控除すべき期間に当たるか判断できる。
- ② 総日数で除す対象たる「賃金総額」に含まれるか否か判断できる。
- ③ 労基準法第12条第1項から第6項までの規定によって算定し得ない場合の平均賃金のうち、労働者が業務上疾病の診断確定日に、既にその疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職している場合の災害補償に係る平均賃金の算定ができる。

(2) 平均賃金を用いることが適当でない場合の判断

- ① 業務外の傷病の療養のために休業した場合のうち、平均賃金を用いることが適当でない場合を判断できる。
- ② じん肺にかかったため粉じん作業以外の作業に転換した場合のうち、平均賃金を用いることが適当でない場合を判断できる。

(3) 給付基礎日額の算定

- ① 算定事由発生日に当たるか判断できる。
- ② 最高、最低限度額が適用されるか判断できる。

2 実地訓練の手法

(1) 知識の付与

以下の(2)の①と②に留意しながら、概念図(No5)、実地訓練用復命書(No3)を使用して講義を行うこと。

なお、講義を行うに当たり、以下の通達等を紹介すること。

- ・ 昭和39年4月20日基発第519号「請負給制によって使用される漁業及び林業労働者の平均賃金」
- ・ 昭和50年9月23日基発第556号「業務上疾病にかかった労働者に係る平均賃金の算定について」
- ・ 平成22年4月12日基監発第0412第1号「業務上疾病にかかった労働者の賃金額が不明である場合の平均賃金の算定において離職時の標準報酬月額が明らかである場合の取扱いについて」
- ・ 平成21年8月6日付け補償課長補佐(業務担当)事務連絡「労働者としての石

綿ばく露期間のある特別加入者の給付基礎日額の取扱いについて」

- ・ 昭和51年2月14日基発第193号「業務上疾病にかかった労働者の離職時の賃金額が不明な場合の平均賃金の算定」

(2) 技能の付与

指導教官の補助をさせた後に、以下のポイントに留意させつつ、当該復命書等を使用して事案の処理を自ら行わせること。

なお、脳・心臓疾患の事案（管理職の事案を可能な限り選定すること）と業務上疾病の事案（じん肺又はその他）の給付基礎日額の算定の処理を行わせること。

① 算定を行う場合のポイント

- ・ 算定期間から控除する期間に該当するか否かの確認の手法と留意点
- ・ 算定事由発生日を確定するための確認の手法と留意点
- ・ 時間外労働又は深夜労働に対する割増賃金の支払いの有無、額の適正さの確認の手法と留意点

② 算定基準の選択のポイント

- ・ 離職後に発症したか否かの確認の手法と留意点
- ・ 離職後に発症した場合、最終事業場であるか否かの確認の手法と留意点

3 単位

講義 1単位

技能 4単位（2事案×2（補助＋独力））

第7 特別加入制度と請求事案の判断

1 達成水準

(1) 加入手続

- ① 特別加入できる中小事業主等に当たるか否か判断できる。
- ② 特別加入できる一人親方等に当たるか否か判断できる。
- ③ 特別加入できる海外派遣者に当たるか否か判断できる。
- ④ 加入時健康診断が必要か否か判断できる。
- ⑤ 加入申請に必要な要件（①～④を除く。）の充足の有無を判断できる。

(2) 業務上外

- ① 中小事業主等の業務遂行性の範囲を判断できる。
- ② 一人親方等の業務遂行性の範囲を判断できる。

(3) 請求事案の処理

- ① 中小事業主等からの請求（特定業務を除く。）について、支給・不支給を判断できる。
- ② 一人親方等からの請求（特定業務を除く。）について、支給・不支給を判断できる。

2 実地訓練の手法

(1) 知識の付与

以下の(2)の①から③に留意しながら、概念図 (No6)、実地訓練用復命書 (No4)、実地訓練用聴取書 (No3) を使用して講義を行うこと。

なお、講義を行うに当たり、以下の通達等を紹介すること。

- ・ 昭和40年11月1日基発第1454号「特別加入について」
- ・ 昭和62年3月30日発労徴第23号、基発第174号「労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施行（第二次分）等について」
- ・ 昭和62年3月30日基発第175号「労災保険の特別加入時健康診断の実施等について」
- ・ 平成15年5月20日基発第0520002号「就業実態のない中小事業主の特別加入の取扱いについて」
- ・ 昭和52年3月30日基発第192号「海外派遣者の特別加入について」

- ・ 昭和 52 年 8 月 24 日基発第 481 号「海外派遣者の特別加入に係る保険給付の請求等の手続」
- ・ 「労災保険特別加入関係事務の取扱い」（平成 14 年 4 月）

(2) 技能の付与

指導教官の補助をさせた後に、以下のポイントに留意させつつ、当該復命書等を使用して事案の処理を自ら行わせること。

なお、中小事業主、一人親方の加入時の審査、業務上外の処理をそれぞれ行わせること。

① 加入時の審査

- ・ 中小事業主であるか否かの確認の手法と留意点
- ・ 特別加入できる一人親方であるか否かの確認の手法と留意点
- ・ 加入時健康診断の結果、承認すべきか等についての確認の手法と留意点

② 業務上外の処理

- ・ 中小事業主等である場合の業務遂行性の範囲の行為であるか否か確認の手法と留意点
- ・ 一人親方等である場合の業務遂行性の範囲の行為であるか否か確認の手法と留意点

③ 給付制限

- ・ 加入時健康診断の結果に基づき、不支給とすべきか等についての確認の手法と留意点
- ・ 特別加入者の保険料の納入状況の確認の手法と留意点

3 単位

講義 1 単位

技能 4 単位 (2 事案×2 (補助+独力))

第8 第三者行為災害の取扱いと求償事務の流れ

1 達成水準

(1) 第三者行為災害に当たるか否かの判断

- ① 保険給付の原因となった事故が第三者の行為等によって生じたものに当たるか否か判断できる。
- ② 第三者が受給権者に対し損害賠償責任を負っているか否か判断できる。

(2) 第三者行為災害の場合の添付資料

- ① 交通事故の場合の添付すべき資料を判断できる。
- ② 交通事故以外の場合の添付すべき資料を判断できる。

(3) 過失割合の判断

簡単な交通事故の場合の過失割合を判断できる。

(4) 求償差し控えの判断

- ① 求償差し控え事案に該当するか判断できる。
- ② 第三者行為災害と事業主責任災害が競合する場合の取扱いができる。

2 実地訓練の手法

(1) 知識の付与

概念図 (No7) を使用して講義を行うこと。

なお、講義を行うに当たり、以下の通達等を紹介すること。

- ・ 平成17年2月1日付け基発第0201009号「第三者行為災害事務取扱手引の改正について」

また、自動車賠償責任保険の概要についても説明を行うこと。

(2) 技能の付与

指導教官の補助をさせた後に、以下のポイントに留意させつつ、当該復命書等を使用して事案の処理を自ら行わせること。

なお、自賠償保険先行及び労災保険先行の事案をそれぞれ行わせること。

- ① 第三者行為災害に当たる場合の必要書類の収集
- ② 過失割合に関する調査
- ③ 簡単な求償差し控えの判断

3 単位

講義 1単位

技能 4単位 (2事案×2 (補助+独力))

第9 年金受給者に係る定期報告の審査と厚生年金等との併給調整事務

1 定期報告審査における達成水準

(1) 定期報告の受付、添付資料確認

- ① 定期報告の各種年金（傷病・障害・遺族・特別遺族・就学等援護費）の種別ごとに添付すべき書類を確認できる。
- ② 必須記載事項及び添付書類等に不備があった場合には、速やかに受給者へ督促・確認できる。

(2) 内容確認

- ① 住民票等から定期報告に印書された内容と住所・氏名・生年月日等の誤りがないか確認できる。
- ② 傷病（補償）年金については、添付された診断書より障害の状態の変更が疑われる場合、また、不明な点があった場合、労災医員に確認する等必要な処理を講じられる。
- ③ 遺族（補償）年金・特別遺族年金については、受給資格者に変更がないか、また、戸籍謄本を用い、死亡労働者との関係が確認できる。
- ④ 添付された厚生年金等の振込通知書や裁定通知書の記載内容が理解できる。
- ⑤ 監督署に配信される「厚年情報照合リスト」を活用し、厚年等との併給調整に誤りがないか確認できる。
- ⑥ 提出された資料の確認の必要がある場合には、本人に対し電話で確認、指導ができる。

(3) OCR入力等

- ① 定期報告書の審査終了後、定期報告書入力帳票に必要項目を正しく記載し、OCR入力ができる。
- ② 修正等ある場合には、厚年等については定期報告受付入力票を用い、その他については、その都度適切な帳票を用いて処理ができる。
- ③ 機械処理したものについて、不備・入力誤りがないか確認することができる。

(4) 未提出者の進行管理

- ① システムより出力される「未提出状況リスト」により、未提出者を把握できる
- ② 提出された者について、リストを活用し進行管理ができる。
- ③ 提出期間経過後、未提出者については、システムにて督促状の発送を行い、督促状の期限後においては、システムで支払差し止めの処理ができる。

- ④ 支払差し止め処理を行った者については、放置せず、適宜継続調査をおこなうことができる。

(5) 保管・編綴

処理が終了した定期報告書については、年金ファイルへ編綴し、所定の保管場所に保管できる。

2 厚生年金等との併給調整事務における達成水準

(1) 調整の実務

- ① 労災保険制度及び調整の対象となる厚年等の制度について正しく理解している。
- ② 支給決定時もしくは定期報告時等に受給者から提出された振込通知書や裁定通知書の見方が理解できる。
- ③ 受給者から提出された資料を基に、労災保険と同一事由での厚生年金等給付であるか確認できる。
- ④ 年1回、署に配信される「厚年情報照合リスト」の見方が理解でき、過誤払いが疑われる場合は、必要に応じて調査を実行することができる。
- ⑤ 不明な点については、本人及び年金事務所へ照会する等、適切に調査することができる。

(2) 機械処理

- ① 入力処理において、添付書類等から調整コード、厚年種別等必要な入力項目を適切に判断し、入力できる。
- ② 決議書を出力後、入力誤り等がないか資料等から正しく確認できる。
- ③ 決議処理後、検索画面で厚年等情報が正しく反映されているか確認することができる。

3 実地訓練の手法

(1) 知識の付与

「労災保険給付事務取扱手引」及び「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム労災保険業務機械処理事務手引」年金・一時金業務編等を利用して講義を行うこと。

(2) 技能の付与

以下の①から⑤に留意しながら訓練対象者に対応等を行わせること。

- ① 定期報告受付・内容審査のポイント
 - ・定期報告書の記載事項、添付書類等に不備があった際の手続
 - ・年金種別ごとの審査における留意点
- ② OCR入力のポイント
 - ・審査終了後の入力処理における入力事項
- ③ 未提出者の進行管理のポイント
 - ・未提出者への督促時における手続
 - ・支払差し止め処理を行った者に継続調査する場合の留意点
- ④ 厚生年金等との併給調整実務におけるポイント
 - ・調整対象となる厚生年金等の制度概要
 - ・厚生年金等の受給状況にかかる調査の手続
- ⑤ 機械処理のポイント
 - ・機械処理における入力事項にかかる留意点

3 単位

講義 1単位

技能 4単位（2事案×2（補助+独力））

第10 治ゆの判断

1 達成水準

(1) 治療効果の有無の判断

治療効果が期待し得ない状態に当たるか否か判断できる。

(2) 症状安定の有無の判断

症状が安定している状態に当たるか否か判断できる。

(3) 症状固定の有無の判断

残存する状態が自然的経過によって到達すると認められる最終の状態に当たるか否か判断できる。

2 実地訓練の手法

(1) 知識の付与

以下の(2)の①と②に留意しながら、概念図(No8)、実地訓練用復命書(No5)、を使用して講義を行うこと。

なお、講義を行うに当たり、以下の通達等を紹介すること。

- ・ 昭和23年1月13日基発第3号「治ゆの解釈」
- ・ 昭和50年9月30日基発第565号「障害等級認定基準について」

(2) 技能の付与

指導教官の補助をさせた後に、以下のポイントに留意させつつ、当該復命書等を使用して事案の処理を自ら行わせること。なお、骨折の事案を行わせること。

① 治療効果の有無

治療内容、治療内容の変化の有無、治療を受けた後の症状の変動の有無・程度を確認するための手法と留意点

② 症状の安定の有無

原傷病の症状の変動の有無・程度、付随疾病の症状の変動の有無・程度を確認するための手法と留意点

3 単位

講義 1単位

技能 2単位(1事案×2(補助+独力))

第11 再発の判断

1 達成水準

(1) 当初の傷病との相当因果関係の有無の判断

当初の業務上又は通勤による傷病と「再発後」の症状との間に医学的にみて相当因果関係があるか否か判断できる。

(2) 悪化の有無の判断

治ゆ時における業務上又は通勤による傷病の症状よりも悪化しているか否か判断できる。

(3) 治療効果の有無の判断

「再発」後の症状について、療養によってその症状を改善できる見込みがあるか否か判断できる。

2 実地訓練の手法

(1) 知識の付与

以下の(2)の①から③に留意しながら、概念図(No9)、実地訓練用復命書(No6)を使用して講義を行うこと。

なお、講義を行うに当たり、以下の通達等を紹介すること。

- ・ 昭和23年1月9日基発第13号「業務上の負傷又は疾病が再発した場合」
- ・ 昭和34年7月15日基発第502号「髄内釘等抜去術の取扱いについて」
- ・ 昭和42年8月18日基収第3596号「せき髄損傷患者の症状固定後におけるべんち形成障害の対症療養(再発)について」
- ・ 昭和48年(行ウ)第34号 昭和51年1月16日神戸地裁判決

(2) 技能の付与

指導教官の補助をさせた後に、以下のポイントに留意させつつ、当該復命書等を使用して事案の処理を自ら行わせること。

なお、せき髄損傷の事案の処理を行わせること。

① 原傷病との相当因果関係

原傷病との相当因果関係の有無を確認する手法と留意点

② 悪化の有無

悪化の有無を確認する手法と留意点

③ 治療効果の有無

治療効果の有無を確認する手法と留意点

3 単位

講義 1単位

技能 2単位 (1事案×2 (補助+独力))

第12 障害等級の認定と事務処理

1 達成水準

(1) 部位

残った障害の部位を判断できる。

(2) 系列

残った障害の系列を判断できる。

(3) 障害の序列

複数の障害について、序列を考慮する必要があるか判断できる。

(4) 併合

系列の異なる複数の障害が存在している場合の等級を判断できる。

(5) 準用

以下の場合の取扱いができる。

- ① ある身体障害が障害等級表上いかなる系列にも属さない場合
- ② 障害等級表上、その属する系列はあるが、該当する身体障害が存在しない場合

(6) 加重

既存障害がある場合、加重の取扱いをすべき事案に当たるか、当たるとした場合の基本的な処理ができる。

(7) 事案処理

上肢及び下肢の簡単な事案について、障害等級を判断できる。

2 実地訓練の手法

(1) 知識の付与

以下の(2)の①から②に留意しながら、概念図(No10)、実地訓練用復命書(No7)を使用して講義を行うこと。

なお、講義を行うに当たり、障害認定必携を用いるほか、必要に応じて以下の通達等を紹介するよう努めること。

- ・ 昭和50年9月30日基発第565号「障害等級認定基準について」
- ・ 平成12年3月14日基発第128号「障害等級認定基準の一部改正について」
- ・ 平成13年3月29日基発第195号「眼の障害に関する障害等級認定基準の一部改正等について」
- ・ 平成14年2月1日基発第0201001号「耳及び口の障害に関する障害等級認

定基準の一部改正等について」

- ・ 平成 15 年 8 月 8 日基発第 0808002 号「神経系統の機能又は精神の障害に関する障害等級認定基準について」
- ・ 平成 16 年 6 月 4 日基発第 0604003 号「せき柱及びその他の体幹骨、上肢並びに下肢の障害に関する障害等級認定基準について」
- ・ 平成 18 年 1 月 25 日基発第 0125002 号「胸腹部臓器の障害に関する障害等級認定基準について」

(2) 技能の付与

指導教官の補助をさせた後に、以下のポイントに留意させつつ、当該復命書等を使用して事案の処理を自ら行わせること。

なお、上肢の事案の 2 事案を行わせること。

① 単一障害

単一障害を漏れなく確認する手法と留意点

② 複数の障害がある場合の取扱い

序列を乱すか否かを確認する上での留意点

3 単位

講義 1 単位

技能 4 単位 (2 事案×2 (補助+独力))

第13 主治医及び地方労災医員・労災協力医等専門医への症状照会・意見書依頼

1 達成水準

(1) 主治医への症状照会・意見書依頼

主治医に傷病に応じた症状照会・意見書依頼ができる。

(2) 地方労災医員・労災協力医等専門医への症状照会・意見書依頼

主治医の意見及び傷病の状態を踏まえた専門医への症状照会・意見書依頼ができる。

2 実地訓練の手法

(1) 知識の付与

以下の(2)の①と②に留意しながら、概念図(No11)を使用して講義を行うこと。

なお、講義を行うに当たり、以下の通達等を紹介すること。

- ・ 平成3年3月19日基発第157号「職業性疾病の補償事務手引」の廃止及び「業務上疾病の認定事務手引」の作成について
- ・ 平成12年3月24日事務連絡第4号「精神障害等の業務上外の判断のための調査要領の作成について」
- ・ 平成15年8月8日基発第0808002号「神経系統の機能又は精神の障害に関する障害等級認定基準について」
- ・ 脳・心臓疾患の労災認定実務要領(平成15年3月)

(2) 技能の付与

指導教官の補助をさせた後に、以下のポイントに留意させつつ、事案の処理を自ら行わせること。

なお、①業務上外、②障害の2事案を行わせること。

- ① 請求人の症状等の正確な把握をするための照会の手法と留意点
- ② 因果関係の有無及び程度を明らかにするための照会の手法と留意点

3 単位

講義 1単位

技能 4単位(2事案×2(補助+独力))

第14 審査請求、再審査請求制度の概要と手続

1 達成水準

(1) 審査請求制度

- ① 労審法の適用のある処分に当たるか否か判断できる。
- ② 行審法の適用のある処分に当たるか否か判断できる。
- ③ 労災保険給付に関する審査請求の手続を説明できる。

(2) 再審査請求制度

労災保険給付に関する再審査請求の手続を説明できる。

2 実地訓練の手法

(1) 知識の付与

以下の(2)の①と②に留意しながら、概念図(No12)、審査請求書、モデル意見書を使用して講義を行うこと。

なお、講義を行うに当たり、以下の通達等を紹介すること。

- ・ 平成17年4月1日基発第0401011号「「労災保険審査請求事務取扱手引」の改正について」

(2) 技能の付与

指導教官の補助をさせた後に、以下のポイントに留意させつつ、事案の処理を自ら行わせること。

なお、障害補償の事案又は通勤災害の事案の処理を行わせること。

- ① 不支給時の丁寧な説明の留意点
- ② 監督署長の意見書の作成の留意点

3 単位

講義 1単位

技能 2単位(1事案×2(補助+独力))

第15 社会復帰促進等事業の概要と事案処理の判断

1 達成水準

(1) アフターケア制度

- ① アフターケア制度の対象となる傷病に当たるか否か判断できる。
- ② 更新の際の傷病に応じて手続の説明を行うことができる。

(2) 労災就学援護費制度

- ① 労災就学援護費の支給対象に当たるか否か判断できる。
- ② 進学・在学の有無を判断できる。

(3) 義肢等補装具費支給制度

- ① 義肢等補装具費の支給対象に当たるか否か判断できる。
- ② 傷病に応じて申請時の手続の説明を行うことができる。

2 実地訓練の手法

(1) 知識の付与

概念図 (No13) を使用して講義を行うこと。

なお、講義を行うに当たり、以下の通達等を紹介すること。

- ・ 平成 19 年 4 月 23 日基発第 0423002 号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」
- ・ 昭和 45 年 10 月 27 日基発第 774 号「労災就学等援護費の支給について」
- ・ 昭和 54 年 4 月 4 日基発第 160 号「労災就労保育援護制度の新設等について」
- ・ 平成 21 年 3 月 31 日基発第 0331025 号「義肢等補装具支給要綱の改正等について」

(2) 技能の付与

指導教官の補助をさせた後に、チェックポイント (No2) を使用しつつ、当該チェックポイントに判断及びその根拠を記入させて、事案の処理を自ら行わせた上、当該事案の処理が適当か当該チェックポイントの記入内容を決裁過程で確認し、必要な指導を行うこと。

なお、就学援護費の処理を行わせること。

3 単位

講義 1 単位、技能 2 単位 (1 事案×2 (補助+独力))

第16 費用徴収の取扱い

1 達成水準

(1) 労災保険法第31条第1項第1号

- ① 故意に当たるか否か判断できる。
- ② 重大な過失に当たるか否か判断できる。

(2) 労災保険法第31条第1項第2号

- ① 保険料の納付を猶予している場合に当たるか否か判断できる。
- ② 事故が通達に定める期間中に生じた事故に当たるか否か判断できる。

(3) 労災保険法第31条第1項第3号

- ① 法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されているか判断できる。
- ② 事業主が当該規定に明白に違反したか判断できる。

(4) 事案の処理

- ① 費用徴収の可能性のある事案を局に報告できる。
- ② 事案に応じた費用徴収の額を算定できる。

2 実地訓練の手法

(1) 知識の付与

以下の(2)の①から③に留意しながら、概念図(No14)を使用して講義を行うこと。

なお、講義を行うに当たり、以下の通達等を紹介すること。

- ・ 昭和47年9月30日基発第643号「事業主からの費用徴収の規定の取扱いについて」
- ・ 平成17年9月22日基発第0922001号「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて」

(2) 技能の付与

指導教官の補助をさせた後に、チェックポイント(No3)を使用しつつ、当該チェックポイントに判断及びその根拠を記入させて、事案の処理を自ら行わせた上、当該事案の処理が適当か当該チェックポイントの記入内容を決裁過程で確認し、必要な指導を行うこと。

なお、1号、2号及び3号事案の中から2事案の処理を行わせること。

- ① 1号事案に当たるか否かを確認する手法と留意点
- ② 2号事案に当たるか否かを確認する手法と留意点
- ③ 3号事案に当たるか否かを確認する手法と留意点

3 単位

講義 1単位

技能 4単位 (2事案×2 (補助+独力))

第17 適用徴収業務の基礎

1 達成水準

(1) 労働保険成立手続

- ① 事業主又は労働保険事務組合から提出を受けた監督署の職員は、「保険関係成立届」(以下「成立届」という。)について、正しく記載されているか確認することができる。
- ② 成立届に記載されている「事業の概要」欄に事業又は作業内容を審査し、業種及び産業分類を記載することができる。
- ③ 労働局の職員は、監督署から送付された成立届を上記①と同様に確認及び審査の上、OCR装置に入力するとともに、データ誤り等がある場合は、データ修正等によりエラーを解消することができる。

(2) 年度更新申告手続

- ① 毎年6月1日から7月10日までに事業主又は労働保険事務組合から提出された申告書を受理した監督署の職員は、送付状を作成し、申告書に併せて労働局に送付することができる。
- ② また、労働局において申告書を審査する場合には、労働局の職員は申告内容が妥当であることを確認し、疑義が生じた場合には、必要に応じて事業主又は労働保険事務組合に電話連絡等を行って修正等を行うことができる。

(3) 算定基礎調査の補助

算定基礎調査において、訪問した事業場の書類に疑義が生じた場合には、その内容を事業主に対して照会するなど、労働局職員の補助を行うことができる。

2 実地訓練の手法

(1) 知識の付与

「労働保険適用関係事務処理手引／労働保険料算定基礎調査実施要領」、「徴収関係事務取扱手引」及び「労働保険事務組合事務処理手引」を使用して講義を行うこと。

なお、講義を行うに当たり、以下の通達を紹介すること。

- ・ 平成〇年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等について(毎年発出)

(2) 技能の付与

① 労働保険成立手続

指導教官の補助を行わせた後に、以下のポイントに留意させつつ、成立届の審査等を行わせること。

- ・当該事案の存在の確認
- ・当該事業が適用事業であるかの確認
- ・継続事業であるかの確認
- ・業種の確認

② 年度更新申告手続

指導教官の補助を行わせた後に、以下のポイントに留意させつつ、申告書の審査等を行わせること。

- ・記載漏れや計算誤りがないかの確認
- ・前年度より大きく保険料額等に変更がないかの確認

③ 算定基礎調査の補助

指導教官の補助を行わせた後に、以下のポイントに留意させつつ、算定基礎調査の補助を行わせること。

- ・賃金集計額に社長や役員が混在していないかの確認
- ・労働保険料の対象となるパート、アルバイト分の賃金に漏れがないかの確認

3 単位

講義 1単位

技能 6単位（3項目×2単位（補助+独力））

※ 労働保険成立手続・労働保険料申告手続については、補助1単位・独力1単位とする。

※ 算定基礎調査・滞納整理業務の補助については、それぞれの補助業務1単位ずつとする。

第18 労災関係システム（各種情報検索含む。）の概要と操作

○ 短期給付一元管理システム、アフターケアシステム、二次健康診断等給付システム

1 達成水準

(1) 機械処理

- ① 請求人から受け付けた請求書に不備等がないか確認の上、受付日当日または翌日までにシステムへ受付登録ができる。
- ② 支給内容の調査後、記載誤りがないか確認した後、システムへ登録ができる。
- ③ 入力の結果、キャンセルとなった場合、出力されるメッセージから原因を把握することができる。
- ④ 出力された決議書の出力項目について、請求書、復命書等関係書類と照らし合わせて、誤りがないか正しく確認できる。
- ⑤ 決議書において登録項目が誤っていた場合には、正しく修正処理を行うことができる。
- ⑥ 決裁終了後、決議書に必要項目を正しく記載し、決議入力を行うことができる。
- ⑦ 修正帳票に係る処理についても、上記①～⑥同様にシステム登録等ができる。
- ⑧ 決議入力後出力される通知書等の内容について、正しく把握できる。
- ⑨ 休業、療養の費用及びアフターケア通院費について、データ締切日翌日に配信される「支払予定一覧」により、支払日、支払金額等の確認ができる。

(2) 検索

- ① 必要な情報を検索する場合において、必須入力項目等を確認し、正しく入力することができる。
- ② 検索結果の内容を正しく把握することができる。

(3) チェックリストの活用

- ① 配信される各種リストの種類が把握できている。
- ② リストに表示された事案について、適宜必要な調査・処理を行うことができる。

2 実地訓練の手法

(1) 知識の付与

「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム 労災保険業務機械処理

事務手引」業務共通・共通編、短期給付編、アフターケア編、二次健診編を使用して講義を行うこと。

(2) 技能の付与

以下の①から③に留意しながら、窓口や情報端末において、指導教官の補助をさせた後、訓練対象者に対応等を行わせること。

① 請求書入力のポイント

- ・未入力の請求書の保管等入力までの遵守事項
- ・請求書の入力キャンセル時の対応
- ・台帳登記項目との整合性確認

② 検索のポイント

- ・必要な情報を検索する際の留意点
- ・検索結果の理解における留意点

③ チェックリスト活用のポイント

- ・リストに出力された事案にかかる調査・処理における留意点

3 単位

講義 1単位 (各システム共通)

技能 4単位 (2類型×2 (補助+独力))

検索 1単位

○年金・一時金システム、介護（補償）給付システム

1 達成水準

(1) 機械処理

- ① 請求人から受け付けた請求書に不備等がないか確認の上、受付日当日または翌日までにシステムへ受付登録ができる。
- ② 支給内容の調査後、記載誤りがないか確認した後、システムへ登録ができる。
- ③ 入力の結果、キャンセルとなった場合、出力されるメッセージから原因を把握することができる。
- ④ 出力された決議書の出力項目について、請求書、復命書等関係書類と照らし合わせて、誤りがないか正しく確認できる。
- ⑤ 決議書において登録項目が誤っていた場合には、正しく修正処理を行うことが

できる。

- ⑥ 決裁終了後、決議書に必要項目を正しく記載し、決議入力を行うことができる。
- ⑦ 変更・訂正等に係る処理についても、上記①～⑥同様に、システム登録等ができる。
- ⑧ 決議入力後出力される通知書等の内容について、正しく把握できる。
- ⑨ 一時金・介護について、データ締切日翌日に配信される「支払予定一覧」により、支払日、支払金額等の確認ができる。

(2) 検索

- ① 必要な情報を検索する場合において、必須入力項目等を確認し、正しく入力することができる。
- ② 検索結果の内容を正しく把握することができる。

(3) チェックリストの活用

- ① 配信される各種リストの種類が把握できている。
- ② リストに表示された事案について、適宜必要な調査・処理を行うことができる。

2 実地訓練の手法

(1) 知識の付与

「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム 労災保険業務機械処理事務手引」業務共通・共通編、年金・一時金業務編及び介護（補償）給付業務編を使用して講義を行うこと。

(2) 技能の付与

以下の①から③に留意しながら、情報端末を使用し、指導教官の下、訓練対象者に各種操作を行わせること。

① 機械処理のポイント

- ・受付入力時における留意点
- ・入力キャンセルされた場合に対処する際の留意点
- ・入力誤りを修正処理する際の留意点

② 検索のポイント

- ・必要な情報を検索する際の留意点

・検索結果の理解における留意点

③ チェックリスト活用のポイント

・リストに出力された事案にかかる調査・処理における留意点

3 単位

講義 1単位 (各システム共通)

技能 4単位 (2類型×2 (補助+独力))

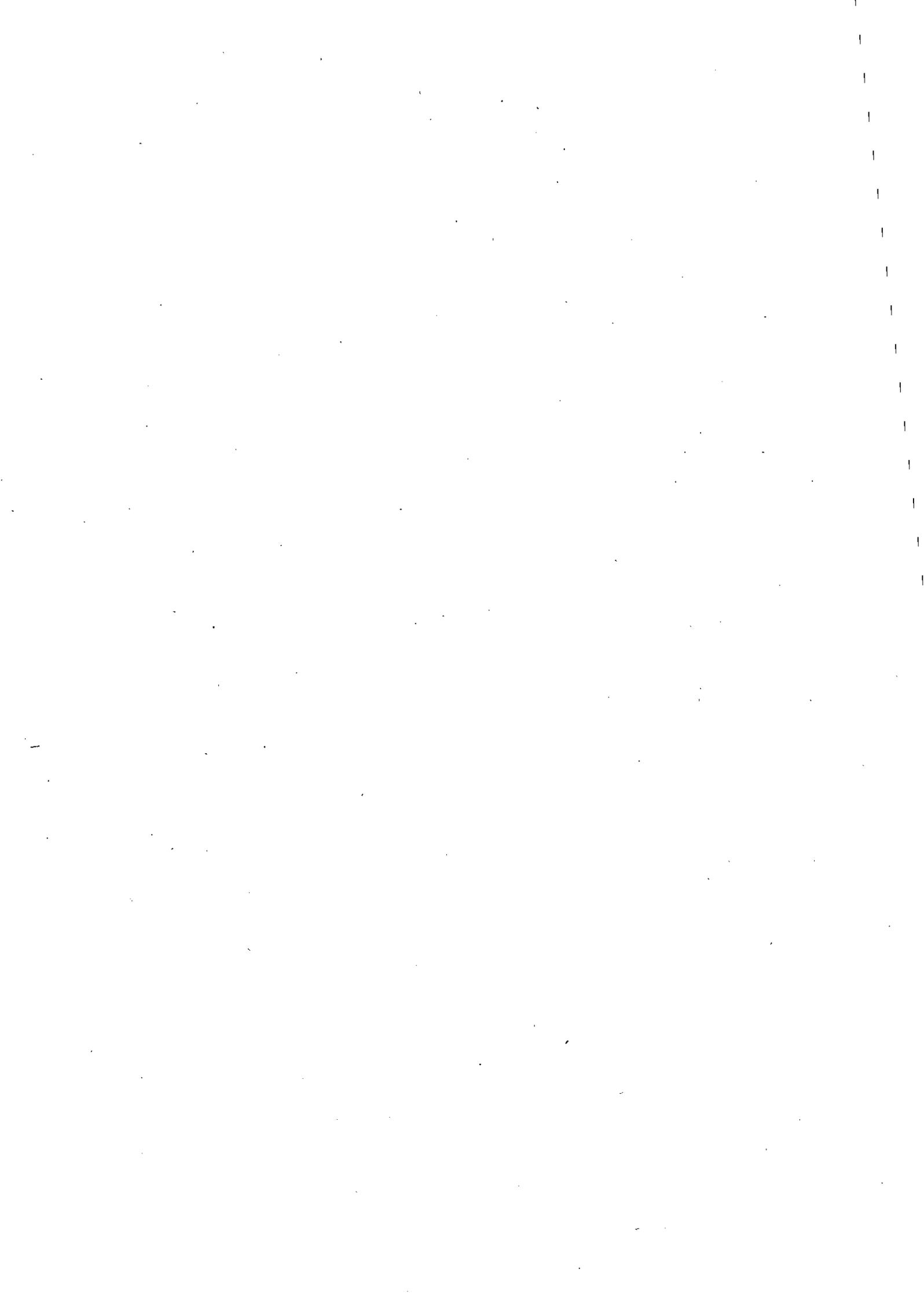
検索 1単位

(別添)OJTマニュアル資料

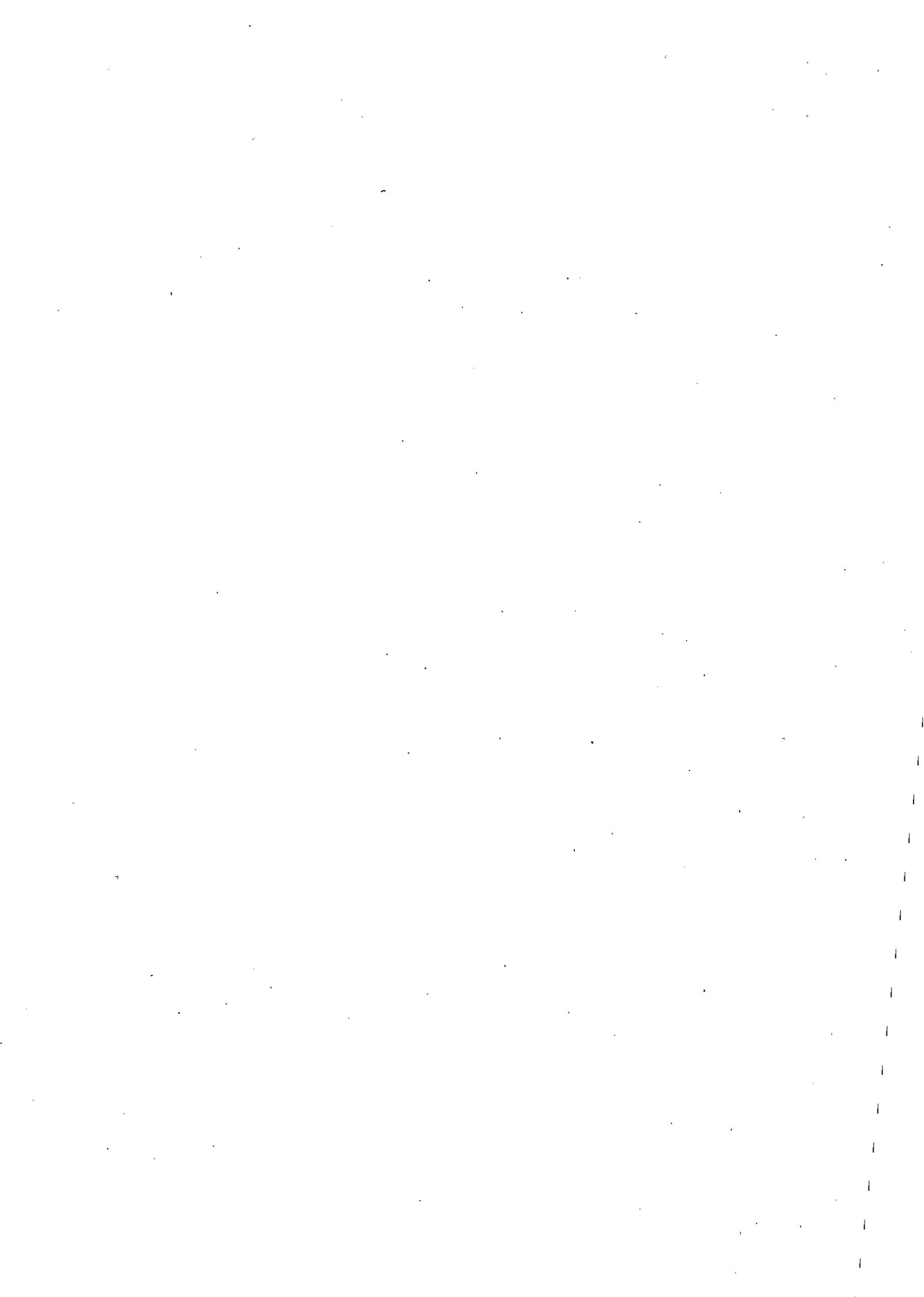
1 概念図	1
① 各種請求書の受付、相談等	3
② 負傷等の業務上外	7
③ 通勤災害に係る通勤上外の判断	11
④ 労働者性について	15
⑤ 給付基礎日額の算定について	19
⑥ 特別加入制度と請求事案の判断について	23
⑦ 第三者行為災害の取扱いと求償事務について	27
⑧ 治ゆについて	31
⑨ 再発について	35
⑩ 障害等級の認定について	39
⑪ 主治医等への症状照会・意見書依頼	43
⑫ 審査請求・再審査制度の概要等	47
⑬ 社会復帰促進等事業(抄)の概要等	51
⑭ 費用徴収について	61
2 実地訓練用復命書	65
調査結果復命書作成の留意点	67
① 通勤災害に関する請求事案の通勤上外の判断	73
② 労働者性の判断	81
③ 給付基礎日額の算定	87
④ 特別加入制度と請求事案の判断	95
⑤ 治ゆの判断	101
⑥ 再発の判断	107
⑦ 障害等級の認定	115

3 チェックポイント.....	121
① 負傷等に関する請求事案のチェックポイント	123
② 社会復帰促進等事業のチェックポイント	127
③ 費用徴収に係るチェックポイント	131
4 実地訓練用聴取書	135
① 通勤災害に関する請求事案の通勤上外の判断	137
② 労働者性の判断	143
③ 特別加入制度と請求事案の判断	155

概念图



No.1 各種請求書の受付、相談等



各種請求書の受付、相談等

相談対応について

- 監督署の窓口で相談に訪れた者に対して、パンフレット等を活用して懇切丁寧な説明の実施
- 相談に際して、相談者から時間や相談環境等の要望がある場合、可能な限りそれに配慮した説明等の実施
- 取り下げの処理は、請求人ご本人の意思を確認して行う。

保険給付請求書の受付

- 受付日付印の押印
→ 請求書の指定された箇所又は余白に所定の受付日付印を押印
- 請求書の受付入力
→ 請求書又は登録帳票を原則としてOCR入力し、受付処理を行う
- 不備返戻
→ 請求内容の著しい誤り、欠落等補正しがたいものは決裁ののち不備返戻を行う

保険給付請求書の点検

- 主に次の事項に該当するものについて、必要に応じた実地調査の実施
 - ・ 保険関係成立、消滅が頻繁な事業
 - ・ 事業場の規模が5人未満
 - ・ 保険関係成立後短期間に給付履歴がある
 - ・ 負傷の程度から判断して、療養及び休業期間が長い
 - ・ 平均賃金が高額
 - ・ 同一事業場で同種災害が多発

請求書の受付、審査等の完了

留意点とポイント

○ 説明のポイント

- ① 相談者の置かれた状況等を把握することにより、相談者が請求できると思われる保険給付、社会復帰促進等事業に基づく給付等について、漏れなく説明を行う。
- ② 時効完成が間近な事案については、速やかな請求を勧奨する。

消滅時効・原則2年(遺族・障害は5年)

○ 説明の際に避けるべきこと

- ① 調査する前に結論めいたことを示唆すること
- ② 会社の担当者の了解のみで、本人の了解なく取り下げ処理を行うこと
- ③ 請求人本人の要請もないのに、取り下げに向けた指導を行うこと。

○ 受付日付は、保険給付請求権の時効等について重要な意味を有することから、請求書に不備がある場合でも、そのまま返戻することなく、必ず受付印を押印する。

○ 不備返戻について、事業主が証明を拒む等の特殊事情により、やむを得ないと思料されるもの及び電話照会等によって補正できる軽微なものは、返戻することなく処理し、できるだけ不備返戻を差し控える。

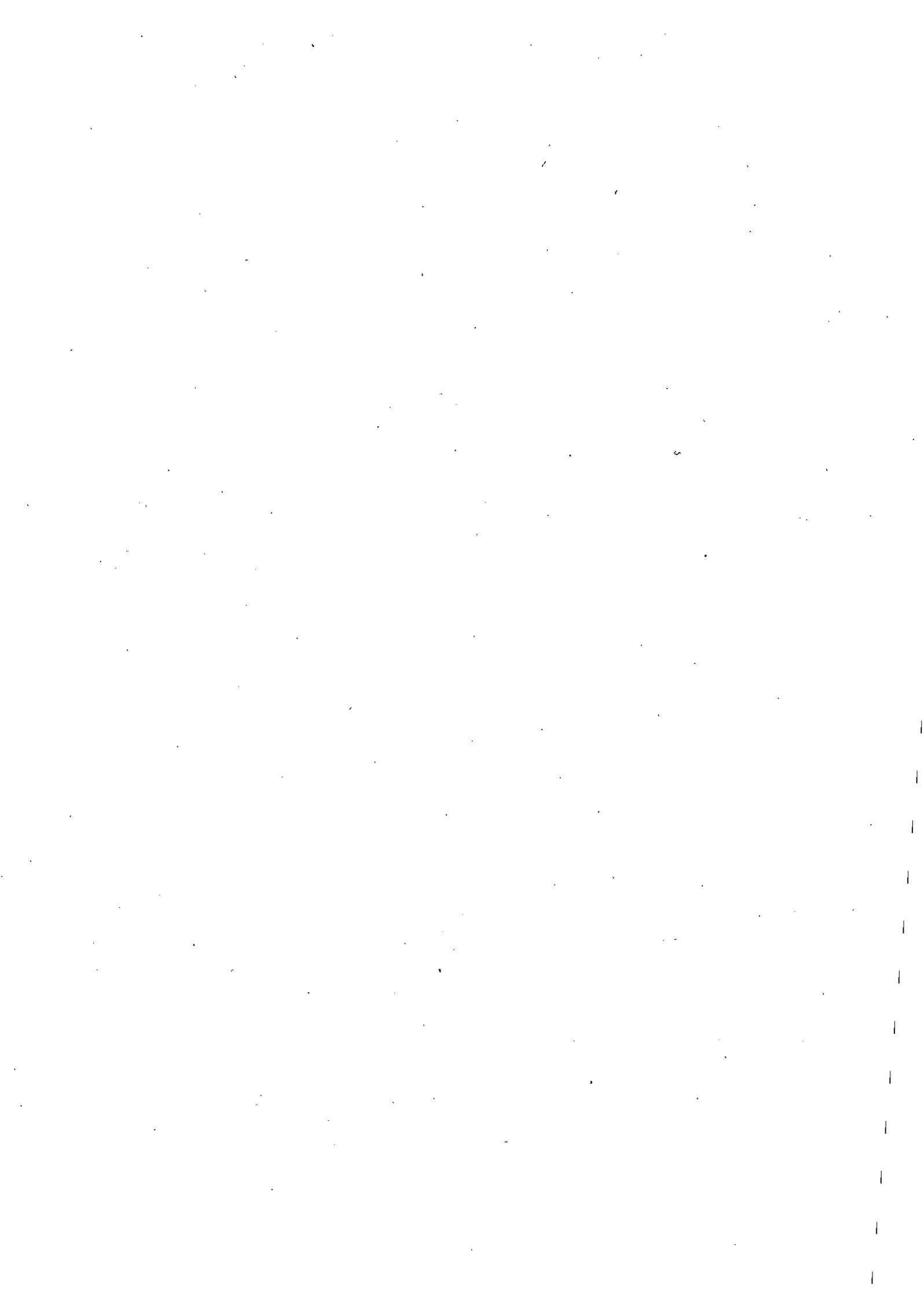
○ 請求書の審査事項については、給付取扱手引を参照。

○ 労災保険給付の請求は、原則として事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に対して行う。
ただし、一括有期事業については、主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署に対して行う。

○ 石綿関連疾患に係る請求と船員に係る請求については、請求人が希望する場合を除き、回送

○ 受け付けた請求書は、即日又は翌日に入力する。

○ 未入力の請求書は、定められた保管場所に収納し、自分の机等に収納しない。



No.2 負傷等の業務上外

負傷等の業務上外

留意点とポイント

負傷等の業務上外の判断要件

負傷と傷病との間の相当因果関係の有無

→業務遂行性と業務起因性が認められるか

○業務遂行性の有無の判断

事業主の支配下にある状態と言えるか

- ・事業主の支配・管理下で業務に従事
- ・事業主の支配・管理下にあるが業務に従事していない
- ・事業主の支配下にあるが管理下を離れて業務に従事

○業務起因性の有無の判断

業務に内在する危険が現実化したものと判断できるか(当該災害、傷病が業務により生じたと認められるか)

【業務起因性の反証事由】

- ・業務逸脱、離脱、恣意行為等
- ・私的事由

【業務遂行性の類型】

I 支配下であり、かつ管理下であり、業務に従事

(例:会社で工作中)

II 支配下であり、かつ管理下にあるが業務に従事していない

(例:会社で休憩中)

III 支配下にあるが管理下になく、業務に従事

(例:出張中)

【業務起因性の判断】

・起因性の反証がない場合は、経験則に反しない限り一般的に業務上

・施設又はその管理に起因することが認められれば業務上

・積極的な私的行為にわたらない限り、全体として業務行為となる

問題点等が認められる場合には確認又は調査

○業務に従事していた場合には、反証事由があると疑われるときに、その有無を明確にする。

- ① 恣意的行為が疑われる場合
行為の目的、上司の明示又は黙示の指示、今までの慣行等を調査
- ② 私怨が疑われる場合
第二当事者と被災者との関係、悪感情の原因、経緯等を調査

○業務に従事していることに当たる例

- ① 生理的な行為や反射的行為
- ② 準備行為や後始末行為
- ③ その他作業に必要な行為

○業務に従事していないことに当たる例

- ① 休憩している時の行為

○業務起因性の判断のポイント

業務に従事している場合には、原則として業務起因性が推定される。

ただし、反証事由があれば、推定が覆される。

→問題になることの多いのは。

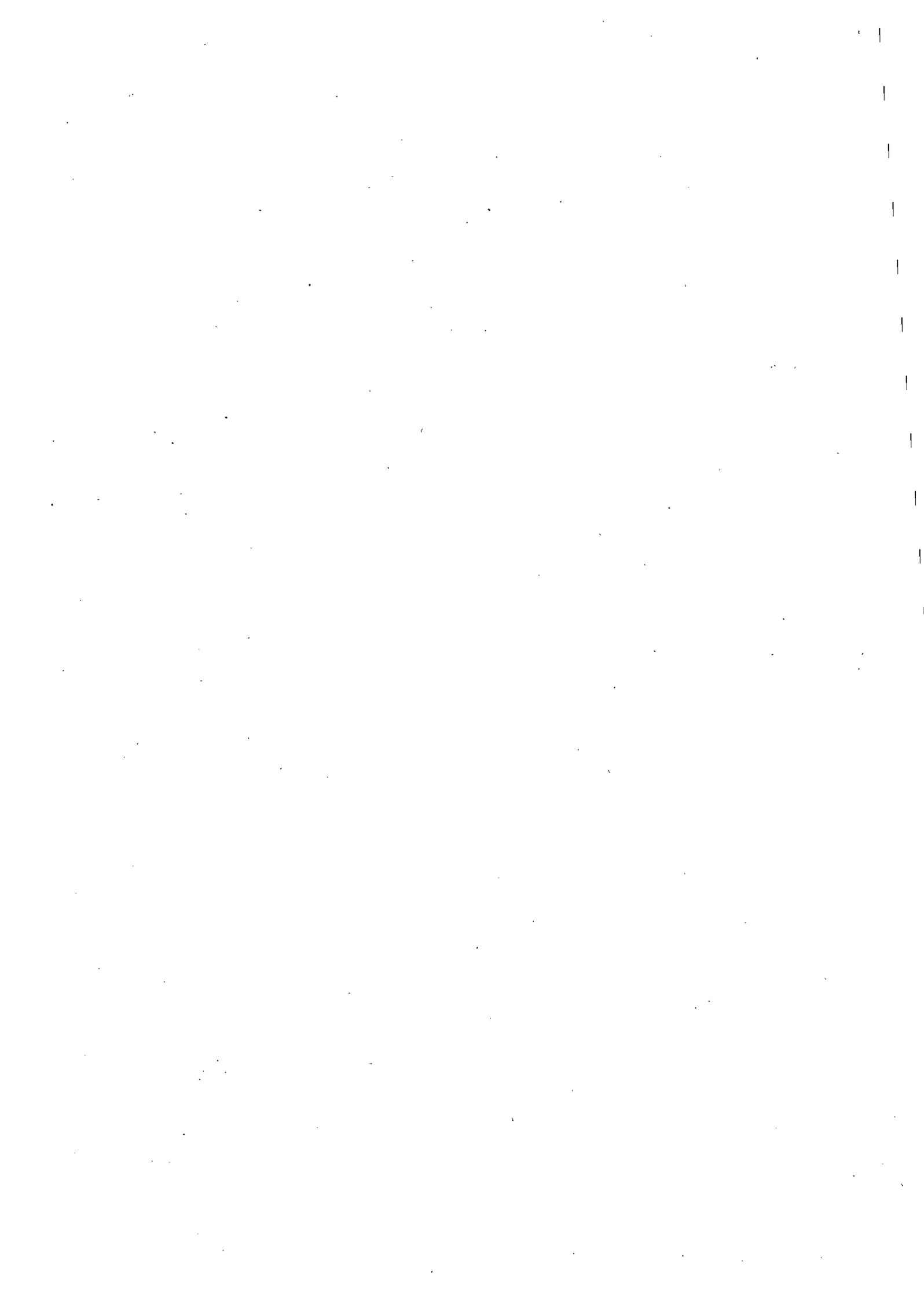
- ① 恣意的行為
- ② 私怨や自招行為による他人の暴行

負傷等の業務上外の判断

○原因不明の災害

業務遂行性が認められる場合には、業務起因性が推定される。

業務遂行性が認められない場合には、業務起因性は推定されない。



No.3 通勤災害に係る通勤上外の判断

通勤災害に係る通勤上外の判断

通勤上外の判断要件の確認

通勤とは、①就業に関し、
・住居と就業の場所との間の往復
・就業の場所から他の就業の場所への移動
・単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動
を、②合理的な経路及び方法で行うことをいい、
③業務の性質を有するもの、④合理的な経路の逸脱又は中断の間及びその後の移動は通勤とはならない。

ただし、当該逸脱中断が「日常生活上必要な行為であって厚生労働省令(労災則第8条)に定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のもの」である場合には、当該逸脱・中断の間を除き、合理的な経路に復した後は再び通勤とされる。

調査の実施

- 請求人からの聴取
- 事業場等調査
- ①関係書類の収集

・災害発生状況及び通勤経路等が確認でき

災害発生日時、出退勤途上の別、自宅又は会社を出た時刻、当日の始業、終業時刻、通勤形態等が確認できる書類

通勤経路及びその方向、通常の通勤所要時間、災害当日の逸脱、中断の状況等が確認できる書類

- ②事業主及び同僚労働者等からの聴取

・請求人の被災状況、傷病の状態等

調査結果の取りまとめ

- 関係資料の取りまとめ
- 聴取結果の取りまとめ
- 調査結果復命書の作成
- 決裁等の事務処理の実施

通勤上外の判断

留意点とポイント

【就業関連性】:業務に就くため、業務が終了したことにより移動が行われること

当たらない例:遅番の者が早番の時間に出勤、2時間を超えるサークル活動終了後の帰宅のための移動

【住居】:就業のための拠点:通常自宅

①当たるものの例

不可抗力的な事情により、一時的に通常の住居以外の場所に宿泊するもの

②当たらないものの例

特段の事情なく友人宅から出勤する場合

【通勤の開始・終了】

アパート等:ドアを出ると開始

事業場構内(門)に到達した時点で終了

【合理的な経路】

① 当たらないものの例

特段の合理的な理由もなく、著しく遠回り

【合理的な手段】

① 当たらないものの例

自動車、自転車を泥酔して運転する場合

【逸脱】:合理的な経路からそれること

【中断】:合理的な経路上で通勤と異なることを行うこと

① 当たらないもの

通達に定める「ささいな行為」に当たる場合

例:①経路上で雑誌を購入

②駅構内のジュースの立ち飲み

【日常生活上必要な行為】

当たる例:総菜の購入、病院等で治療を受ける、通学

当たらない例:既婚者の食事、経路上での長時間の飲酒

【共通】

① 原則とする要件を満たすか。

② 上記の要件を満たさない場合、特段の合理的な事情があるか。

【就業関連性】

① 通常の時間との乖離の程度

② 早く出勤、遅く帰宅する理由と業務との関連性

【合理的な手段・方法】

① 遠回りの程度(距離・所要時間)

・地図ソフト等

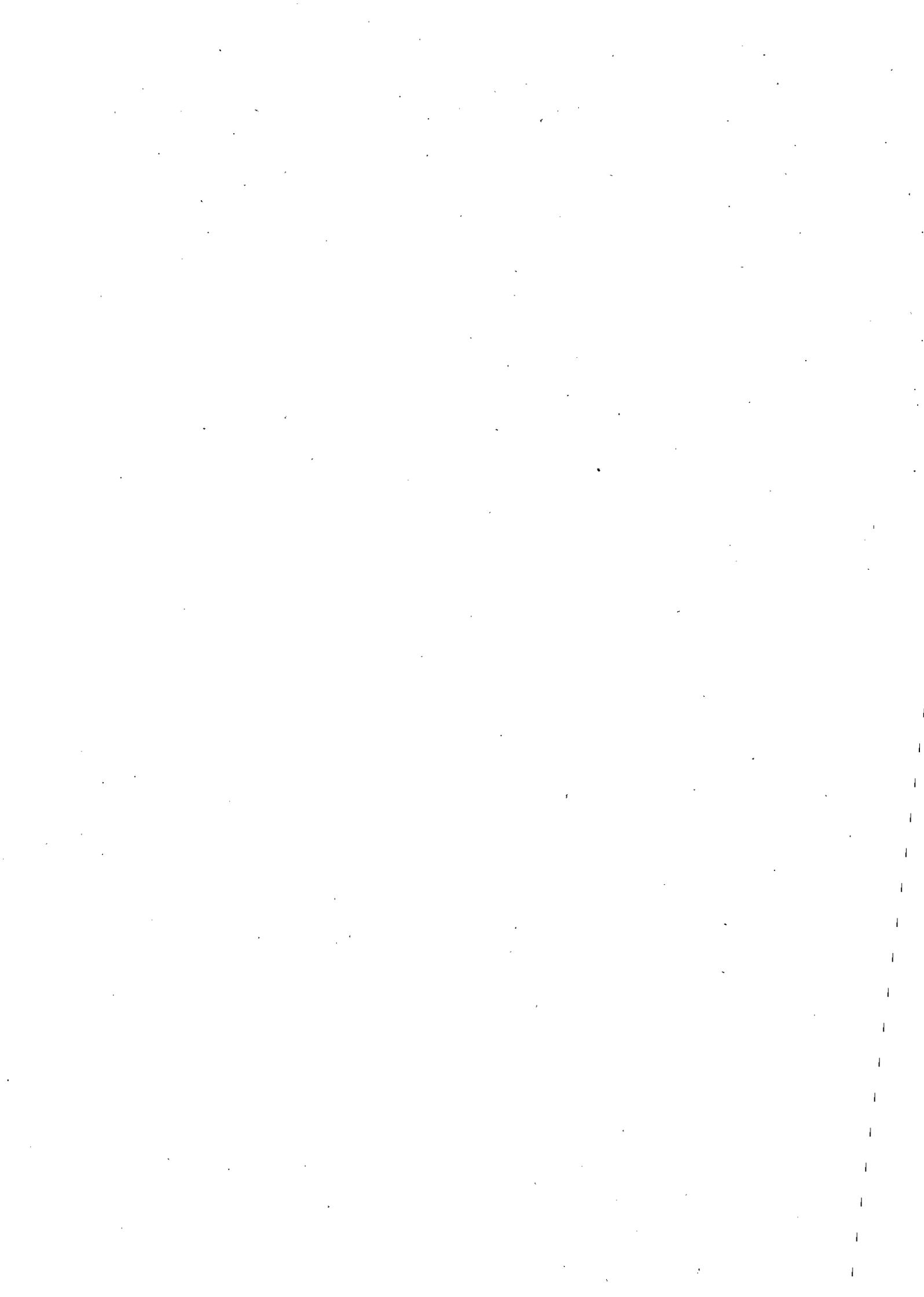
② アルコールの摂取の程度

・飲酒量(聴き取り)

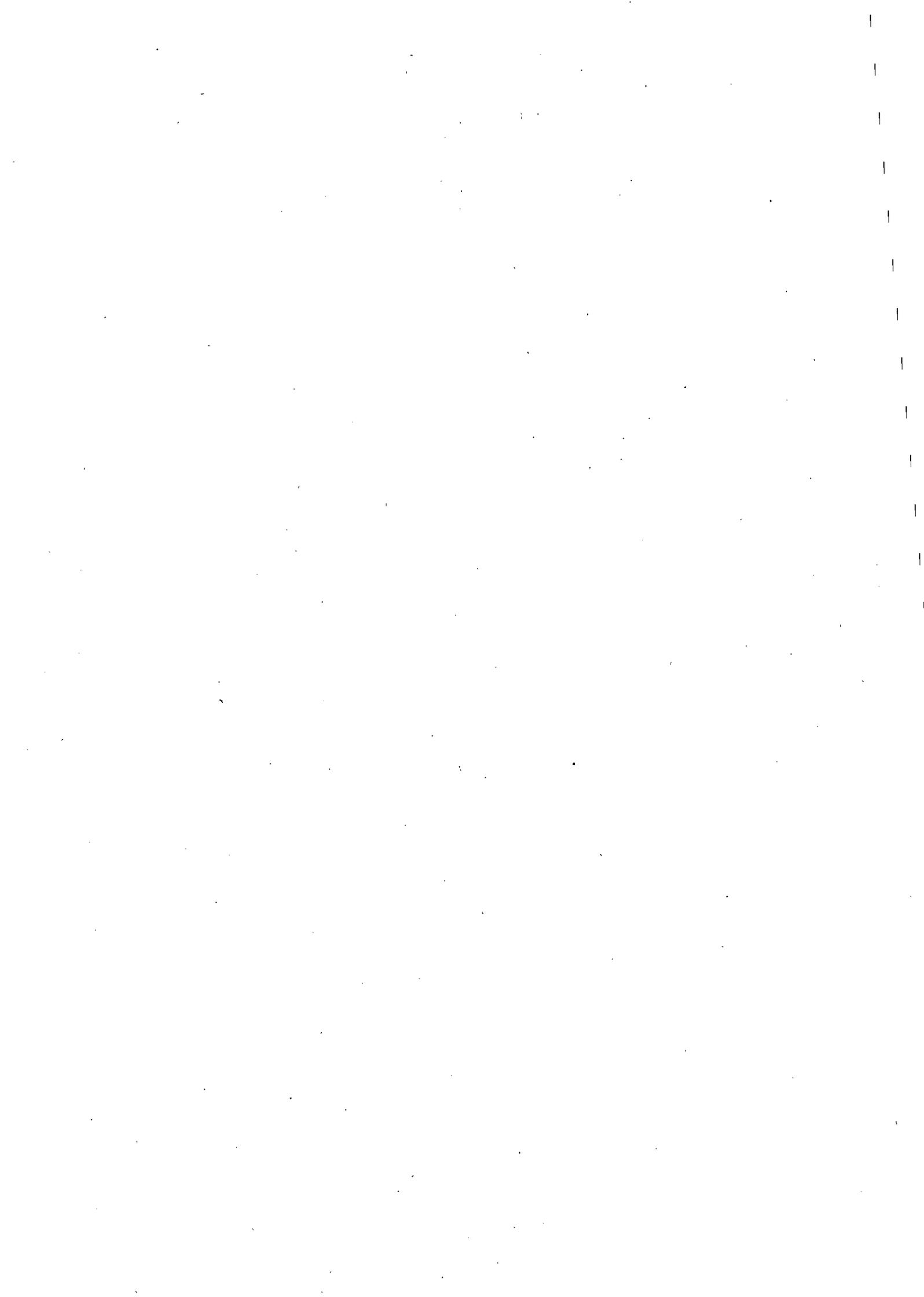
・血中アルコール濃度

【逸脱・中断】

通勤と異なる行為の内容・態様・時間(例:飲酒・着席・長時間)



No.4 労働者性について



労働者性について

労働者性の判断要件の確認

- 使用従属関係の存在に関する判断要素
 - 労働者性の判断を補強する要素
 - 請負・委託等の区分(実態として使用従属関係が認められるか。)
- ※労働基準法研究会労働契約等法制部会労働者性検討専門部会報告を参照

留意点とポイント

- OP
労働基準法研究会報告書
「労働者性の判断基準」参照

調査計画の策定

- 収集すべき資料及び照会先の確認
- 聴取対象者の選定
- 聴取対象者からの聴取事項の決定
- 各事項に係る調査実施時期の決定
- 調査方法、調査の役割分担等の決定

留意点とポイント

- 何を明らかにすべきなのかを明確にすること
- そのために必要となる資料、聴取対象者及び聴取事項を決定すること
- 上記の点を踏まえ、あらかじめ調査計画を作成し、調査対象、調査の実施時期、担当等を明示すること
- 調査の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ調査計画の見直しを行うこと

調査の実施

- 請求人からの聴取
- 事業場調査
 - ①関係書類の収集
 - ・契約書等労務提供の形態、労務提供期間等が確認できる書類
 - ・設計図、仕様書、指示書等、指揮監督の有無が確認できる書類
 - ・請求書等、報酬の支払内容が確認できる書類
 - ・機械、器具等の負担関係についての契約関係の有無が確認できる書類
 - ・賃金台帳等
 - ②事業主及び同僚労働者等からの聴取
 - ・請求人の就労実態、報酬等の支払状況、契約内容等

留意点とポイント

- 労働者性の判断根拠となる使用従属関係の有無や報酬等の支払の状況について、関係書類や聴取から何を明らかにすべきかを予め定めた上で調査を実施すること
- 労働者性の判断要素を満たすか否かにつき、関係書類や聴取等、複数の状況証拠により、事実認定を行う必要があることに留意し、未だ判断要素を満たすか否かについて不十分な事項がある場合には、関係者からの資料の収集、聴取を実施すること
- 調査の効率的な実施の観点から、適宜調査計画の見直しを行い、調査を要する項目について、調査期限を明示し、当該期限までに調査が実施されているか、調査により判断要素を満たすか否かが判断できるかについてその都度検討し、できるかぎり早期の調査の完了に努めること。

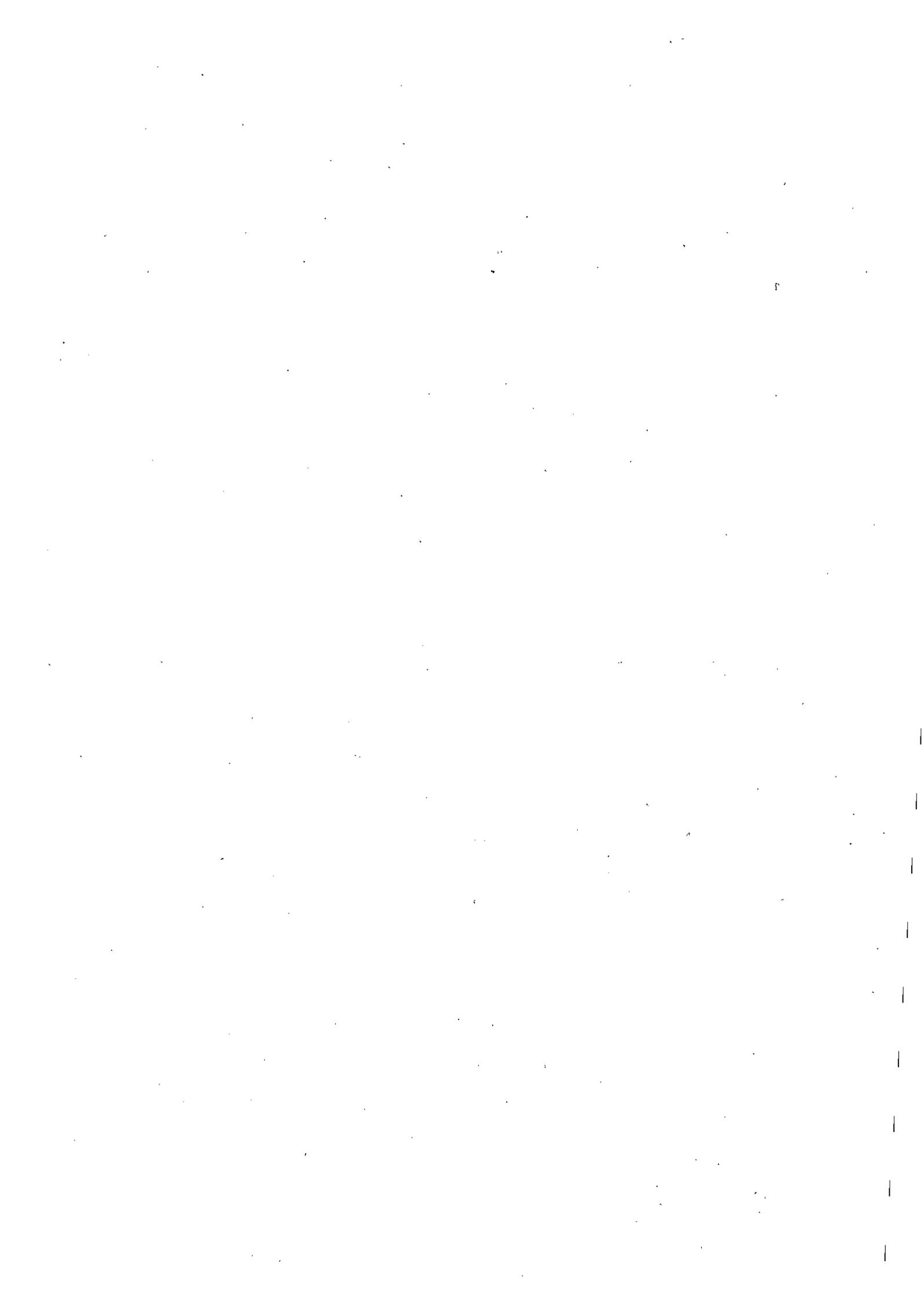
調査結果の取りまとめ

- 関係資料の取りまとめ
- 聴取結果の取りまとめ
- 調査結果復命書の作成
- 決裁等の事務処理の実施

留意点とポイント

- 使用従属関係の存在に関する判断要素や労働者性の判断を補強する要素等、労働基準法研究会報告に基づく判断要素の全てを網羅する形で復命書が作成されているか
- 上記の各項目について、具体的な判断根拠が明示されているか
- 上記の各項目の判断根拠に基づき、労働者性の有無について総合判断が合理的になされているか。

労働者性の判断



No.5 給付基礎日額の算定について



給付基礎日額の算定について

平均賃金の算定

- 労災保険給付の給付基礎日額は、原則として労働基準法第12条の平均賃金を用いる。
- 平均賃金の算定
 - ① (労働基準法第12条第1項): 算定事由発生日以前3ヶ月間の賃金総額をその期間の総日数で除して算定
 - ② 総日数は、以下の期間を控除
 - a 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業した期間、b 産前産後の女性が休業した期間、c 使用者の責めに帰すべき事由によって休業した期間、d 育児休業又は介護休業をした期間、e 試みの使用期間
 - ③ 賃金総額に算入しない賃金
臨時に支払われた賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金、通貨以外のもので支払われた賃金で一定の範囲に属しないものは算入しない。

給付基礎日額の算定

- 平均賃金に相当する額が適当でない認められるとき(労災保険法第8条第2項)は、政府が定める額を給付基礎日額とするとされている。
適当でない場合
 - ① 私傷病による休業のため平均賃金が低下するとき
→ 労基法第12条1項から6項までに定める方式により算定した額と私傷病による休業の期間を基準法12条3項1号の期間とみなして算定した額を比較し、高い方で算定(施行規則9条1号)
 - ② じん肺に罹患した者が作業転換により平均賃金が低下するとき
→ 診断確定日の平均賃金と、職場転換日直前3ヶ月間の平均賃金とを比較し高い方で算定(施行規則9条2号)
 - ③ 船員のうち、一定の要件を満たす者
 - ④ 前3号のほか平均賃金に相当する額が適当ではないと認められるとき
→ 本省局長の定める基準(施行規則9条4号)
振動障害に罹患した者が作業転換により平均賃金が低下するとき

保険給付額の確定

留意点とポイント

- 算定事由発生日については、労災保険法第8条において次の通り規定されている。
平均賃金を算定すべき事由の発生日は、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日

- 賃金総額には、現実には支払われていないものの、支払うべき額が確定しているものも含まれる。
→ いわゆる「サービス残業」、管理監督者の深夜の割増賃金等が算入されているか確認すること。

- 労働基準法第12条第1項から第6項までの規定によつて算定し得ない場合の平均賃金は、厚生労働大臣の定めるところによるとされている。

- ① 離職後に業務上疾病を発症した者
→ 原則 昭和50年9月23日付け基発第556号「業務上疾病にかかった労働者に係る平均賃金の算定について」
→ 離職時の賃金が不明な場合
昭和51年2月14日付け基発第193号「業務上疾病にかかった労働者の離職時の賃金が不明な場合の賃金について」

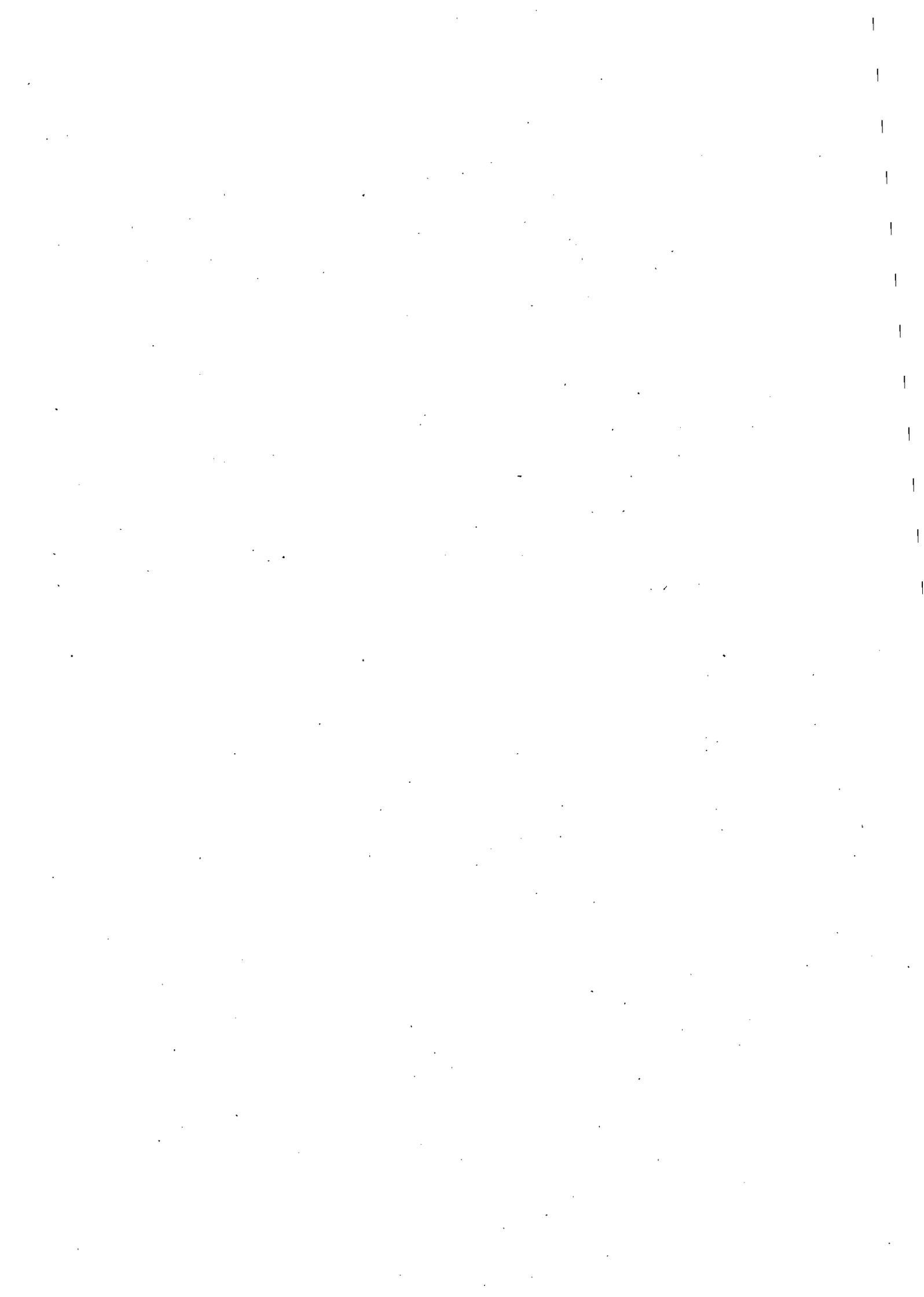
- ② 請負給制の漁林業労働者
昭和39年4月20日基発第519号「請負給制によって使用される漁業及び平均賃金」

- 特別加入者については、省令に定める額から希望する額を選択させる方式となっている。

- 年齢階層別の最高・最低限度額が定められており、以下の場合に適用される。

- ① 休業補償給付等を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償給付等に係る療養を開始した日から起算して一年六箇月を経過した日以後の日に適用

- ② 年金が支給される月から適用



No.6 特別加入制度と請求事案の判断について

特別加入制度と請求事案の判断について

特別加入制度と、特別加入者の業務上外に係る判断要件等

○特別加入者の範囲

- ・中小事業主等(労災保険法第33条第1号)
- ・一人親方等(労災保険法第33条第3号)
- ・特定作業従事者(労災保険法第33条第5号)
- ・海外派遣者(労災保険法第33条第6号)

○加入時健康診断:以下の業務に従事する場合、特別加入時の健康診断が必要となる

- ・粉じん作業・・・加入前に通算3年以上従事
- ・振動工具使用の業務・・・加入前に通算1年以上従事
- ・鉛業務・・・加入前に通算6月以上従事
- ・有機溶剤業務・・・加入前に通算6月以上従事

○業務上外の認定

特別加入者に係る業務遂行性の認められる範囲は次のとおり、なお、業務起因性の判断については労働者に準じて取り扱う。

- ・中小事業主等・・・特別加入申請に係る事業のためにする行為及びこれに直接付随する行為等
- ・一人親方等・・・請負契約に直接必要な行為、請負工事現場における作業及びこれに直接付随する行為
- ・特定作業従事者・・・農作業場において、動力により駆動される機械を使用して行う土地の耕作等の作業お酔いこれに直接付随する行為
- ・海外派遣者・・・国内労働者に準ずる。

加入申請に係る事務処理

【監督署】

○特別加入申請書、健康診断証明書、特別加入に関する変更届の受付、内容確認

【労働局】

- 内容審査
 - ・特別加入できる要件の具備、保険関係、特別加入団体の確認、健康状態の確認、変更事項等
- 承認、不承認の決定、通知

業務上外に係る事務処理

○請求人からの聴取

○事業場等調査

①関係書類の収集

・災害発生状況及び勤務状況等が確認できる書類

災害発生日時、作業場所、作業時間、作業内容、作業施設、作業に従事した時間、その他災害の発生について関連が認められる事項

・業務以外の傷病が確認できる書類

・傷病の状態を確認できる書類

②労働者等からの聴取

・請求人の被災状況、勤務状況、傷病の状態等

承認又は支給等の判断

留意点とポイント

○ 中小事業主

事業場単位ではなく、企業単位で該当するか否かを判断する。

事業場によって、業種が異なる場合には、それぞれの事業に使用する労働者数を考慮して、企業全体の事業が何に当たるかを判断する。

○ 一人親方

省令だけでは該当の有無を判断できないことが少なくない。

通達を必ず確認すること。

なお、法の定義上労働者を使用する場合には中小事業主となること(100日以上使用する場合は該当)、一人親方の場合、業種が限定されていることに留意。

○ 加入時健康診断

以下の業務に従事する中小事業主等、一人親方等及び特定作業従事者については、加入時健康診断が必要。

- ① 粉じん作業を行う業務
- ② 身体に振動を与える業務
- ③ 鉛業務
- ④ 有機溶剤業務

○ 海外派遣と海外出張の違い。

海外派遣・・・海外の事業に籍があり、当該事業の指揮命令を受ける。

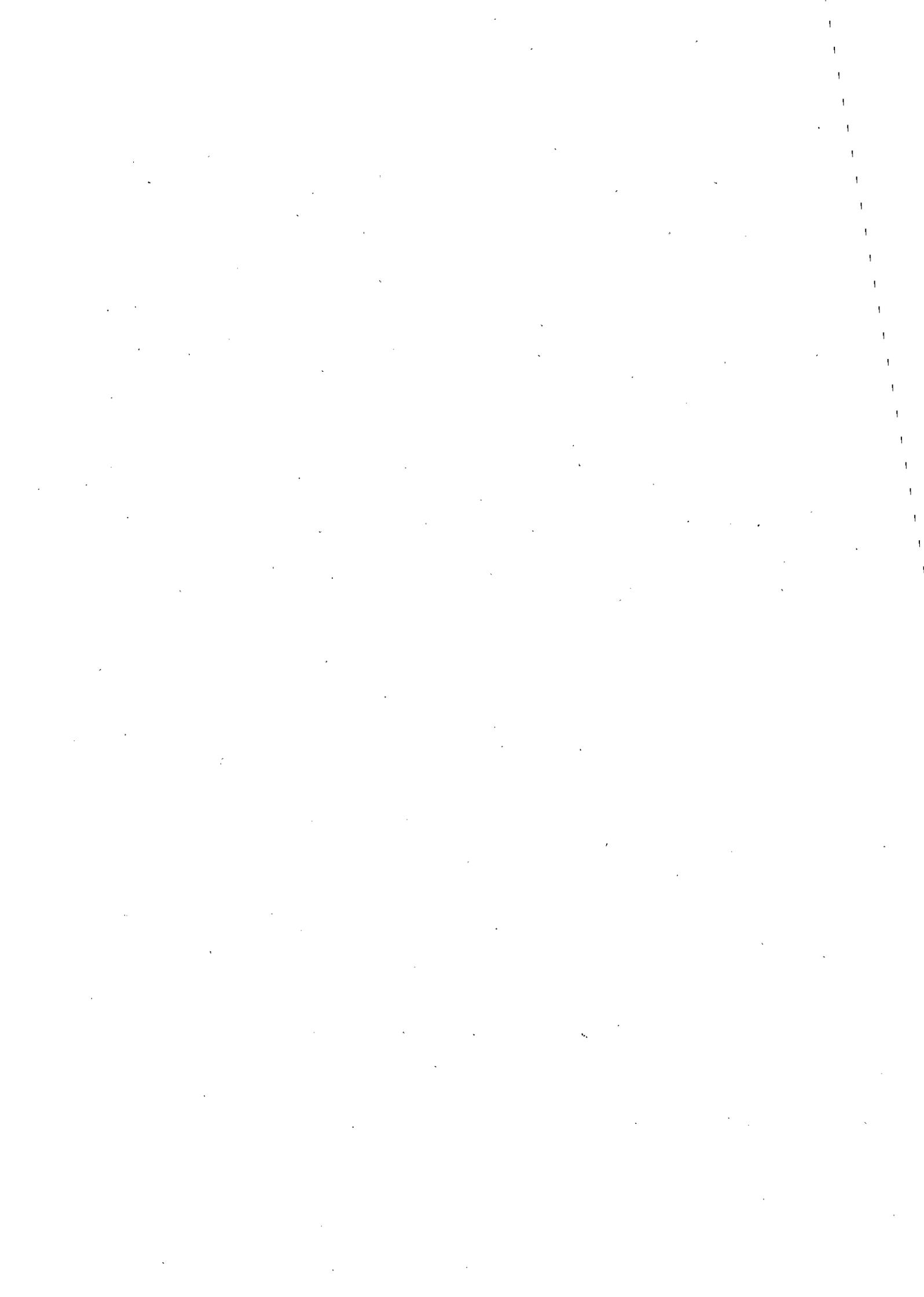
海外出張・・・日本国内の事業に籍があり、当該事業の指揮命令を受ける。

○ 中小事業主の業務遂行性ポイント:

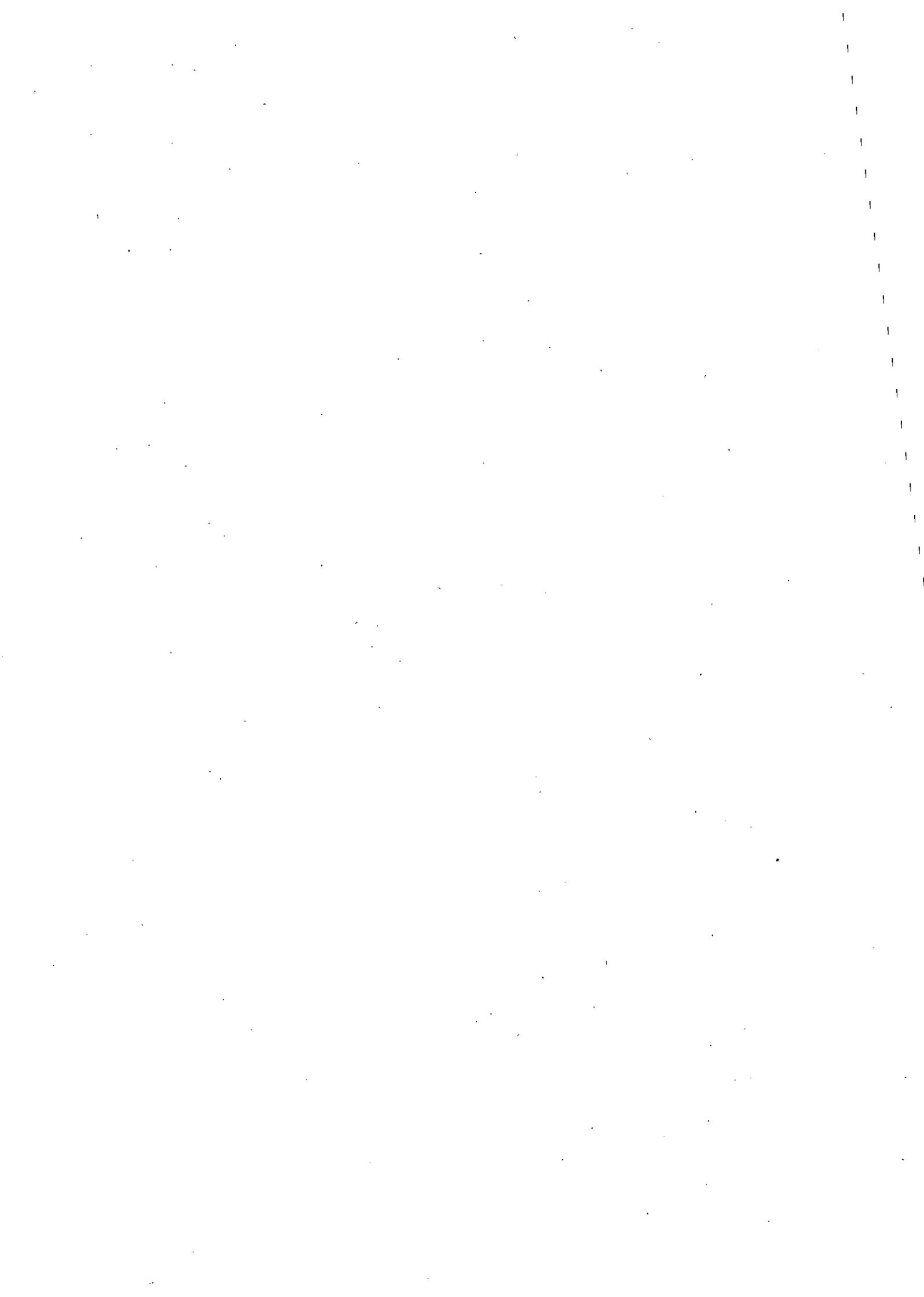
- ①特別加入承認申請書に記載された業務の範囲内か。
- ②特別加入承認申請書に記載された労働者の所定労働時間内の災害か。
- ③労働者の時間外労働又は休日労働に就業する場合

○ 一人親方等の業務遂行性

- ①特定の者以外は、通勤災害は認められない。
- ②通達に定める業務の範囲内か。



No.7 第三者行為災害の取扱いと求償事務について



第三者行為災害の取扱いと求償事務について

留意点とポイント

第三者行為災害の成立要件の

- 保険給付の原因となった災害が第三者の行為等によって生じたものであること
- 第三者が受給権者に対して損害賠償責任を負っていること

署が行う事務処理

- 第三者行為災害届、第三者行為災害報告書等の受付
- 第三者行為災害に対する調査
- 保険会社等に関する照会
- 当事者の過失割合に関する調査
- 第二当事者等に対する求償の予告
- 保険給付通知書の送付(求償権取得、債権発生)

局が行う事務処理

- 債権に関する調査
- ・ 過失割合の決定、損害賠償額の算出、資力調査等
- 債権調査確認決定等
- 納入告知書及び請求書の送付
- 応償、非応償に係る督促状等の債権管理

調査結果の取りまとめ

- 関係資料の取りまとめ
- 聴取結果の取りまとめ
- 調査結果復命書の作成
- 決裁等の事務処理の実施

第三者行為災害に係る求償等

○ 第三者行為災害に当たるものの例

- ① 他人の暴行事案で保険給付したもの
- ② 派遣先の事業主の責めによる派遣元労働者の災害

○ 第三者行為災害に当たらないもの

事業主責任災害(第三者行為災害にも当たるときには、事業主責任災害としてのみ取り扱う。)

- 損害賠償責任の有無は、民法等の規定で判断
原則:過失が第二当事者にあることが要件
例外:工作物責任等は無過失責任

○ 第三者行為災害届に添付させるべきもの

- ① 交通事故
「交通事故証明書」、念書、(自賠償保険の損害賠償金等支払い証明書又は保険金支払通知書)
- ② 上記以外の災害
念書
- ③ 共通
(示談書の謄本、死体検案書又は死亡診断書、戸籍謄本)

○ 過失割合の判断

- ① 交通事故の場合
事故の発生状況、発生した場所における道路交通法等の規制の状況、第1当事者及び第2当事者の事故の際の法令の遵守の状況、第1当事者、第2当事者の探っていた移動手段(徒歩、車、自転車等)を調査の上、「民事交通訴訟における過失相殺等の認定基準」に当てはめて判断

② 交通事故以外の場合

「過失割合参考資料」等を基に過失割合を決定すること

○ 求償差し控え

同僚災害は、基本的に差し控え事案に当たる。

- ① 第1当事者と第2当事者がともに、同じ事業主の労働者である場合(なお、この類型は、基本的に事業主等に当たるので、第三者行為にならないことに留意すること)
- ② 第1当事者と第2当事者がともに、同じ事業場で働いている場合

No.8 治ゆについて

治ゆについて

留意点とポイント

治ゆの判断要件の確認

- 傷病に対して行われる医学上一般に承認された治療方法をもってしてもその効果が期待し得ない状態といえるか
- 残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる最終の状態(症状固定)に達したといえるか

主治医等に対する意見依頼(症)

- 主治医等に対する調査
 - ・ 現在までの療養及び症状の経過
 - ・ 症状が安定しているか否か。症状が安定していない場合は、現在の症状の詳細
 - ・ 治療効果があるか否か。治療効果がある場合は、現在の治療内容と具体的な治療効果
 - ・ 軽作業等の就労の可否
 - ・ 今後の具体的な治療方針
 - ・ 症状固定(治ゆ)の見込時期 等

本人調査の実施

専門医等に対する意見依頼

- 主治医の意見等を踏まえ、必要に応じて専門医に治ゆの判断に関する意見依頼の実施
 - ・ 請求人の症状の状態から、主治医が今後行う予定の治療の内容及びその効果等について
 - ・ 請求人の症状、治療の現状から症状固定と判断できるか等

調査結果の取りまとめ

治ゆの判断

- 治療効果が認められるとは
治療の有無により、症状が大きく変化する場合は治療効果が認められる。
現在の状態を維持するのに、治療が不可欠な場合も認められる。
反対に、いわゆる対症療法といわれるようなものは、治療効果が認められない。
- 治療によって症状が改善しない場合であっても、症状の悪化が避けられない場合には、症状が安定しているとは言えない。
- 胸腹部臓器の傷病については、治ゆに当たるか否かの基準が定められている。

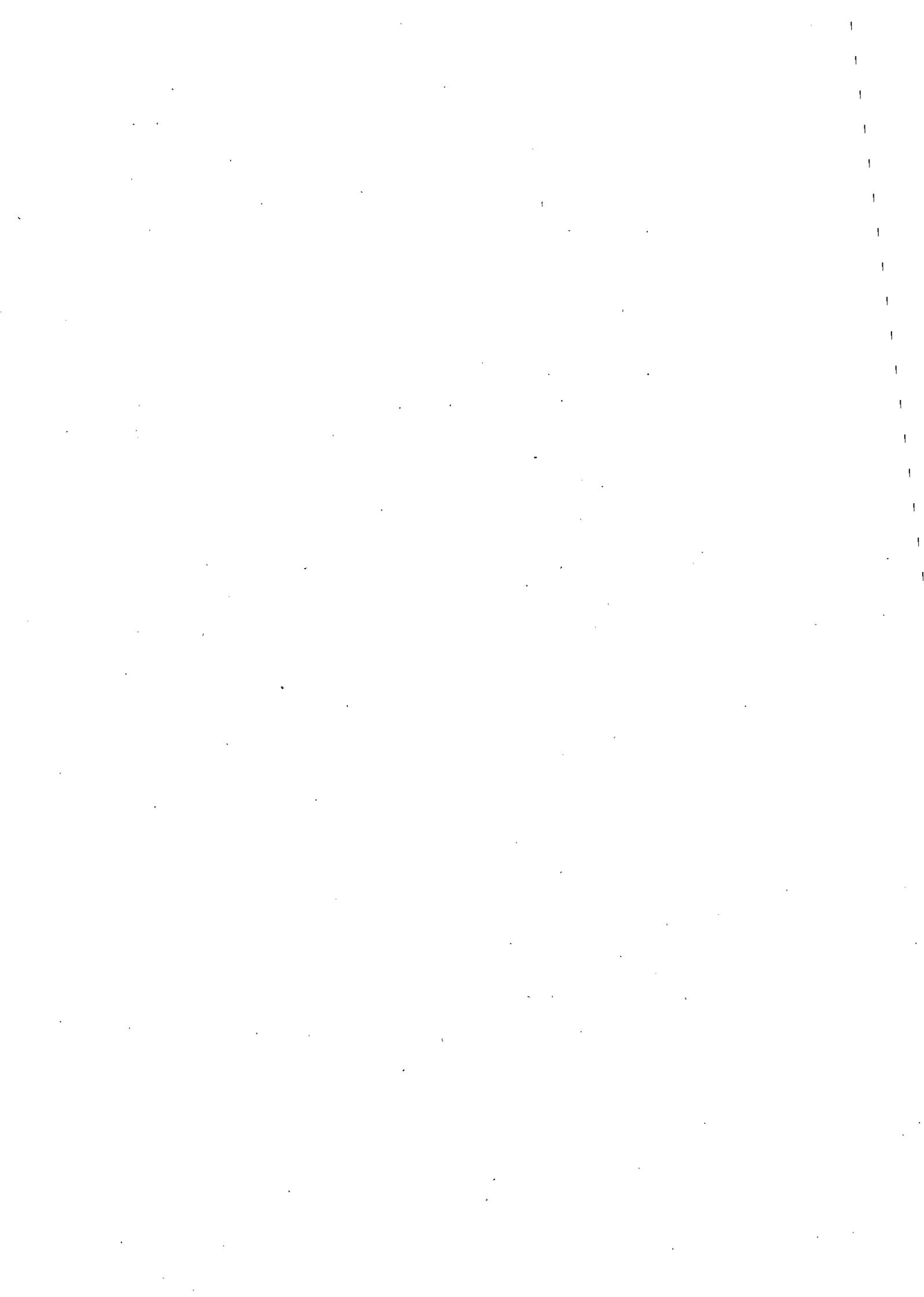
- 主治医調査の目的
主治医の治療の必要性に関する認識と根拠、治療効果の有無、症状の安定の有無を専門医が判断できる情報等を得る目的で行う。
この場合、原傷病の治療のゴール(例:骨折の場合の骨のゆ合)、治療終了の妨げになるもの(例:付随疾病)を事前に専門医にお聞きしてから、主治医調査を行うことが望ましい。
なお、骨折の場合は、照会する項目が定まっているので、当該様式を用いること。
 - 原傷病の治療のゴールを達成したか聞く。
 - 治療終了の妨げになるものの有無を聞く。
 - 症状と治療内容を対比できるように聞く。
 - 1年程度、症状の経過と治療の経過をつかめるように聞く。

- 本人調査の目的
症状の経過、治療効果に関する認識等、主治医調査の結果と併せて、専門医の的確な判断に資する情報を得る目的で行う。
また、本人に無用の不安を与えないよう、労災保険における治ゆの考え方、残った障害については障害(補償)給付が予定されていること、さらには特定の傷病については、アフターケアが用意されていることを丁寧に説明すること。

- 専門医の意見の聴取等
付随疾病が問題になる場合には、アフターケアで対処できるか否かがポイントになることも多い。
- 事案に応じた地方労災医員協議会の活用



No.9 再発について



再発について

再発の判断要件の確認

- 当初の業務上又は通勤による傷病と再発後の症状との間に医学的にみて相当因果関係があるか
- 治ゆ時における業務上又は通勤による傷病の症状よりも悪化しているか
- 再発後の症状について、療養によってその症状を改善できるか

主治医に対する意見依頼の実施

- 当初の傷病に係る調査
 - ・治ゆ時の症状について
 - ・残存する障害の状態について
 - ・請求人が申し立てた症状について
 - ・治ゆ以後の症状経過について
- 再発に係る調査
 - ・当初の傷病と再発後の症状との医学的な因果関係の有無について
 - ・再発後の症状が治ゆ時より悪化しているか否かについて
 - ・療養によってその症状を改善できるか否かについて(今後の療養見込み、休業の必要性等)

専門医等に対する意見依頼

- 主治医の意見等を踏まえ、必要に応じて専門医に再発の判断に関する意見依頼の実施
 - ・請求人の症状の状態から、当初の傷病との因果関係があると認められるか
 - ・請求人の治ゆ時の症状の状態から再発後悪化しているか
 - ・療養により症状の改善が見込めるか否か

調査結果の取りまとめ

- 関係資料の取りまとめ
- 聴取結果の取りまとめ
- 調査結果復命書の作成
- 決裁等の事務処理の実施

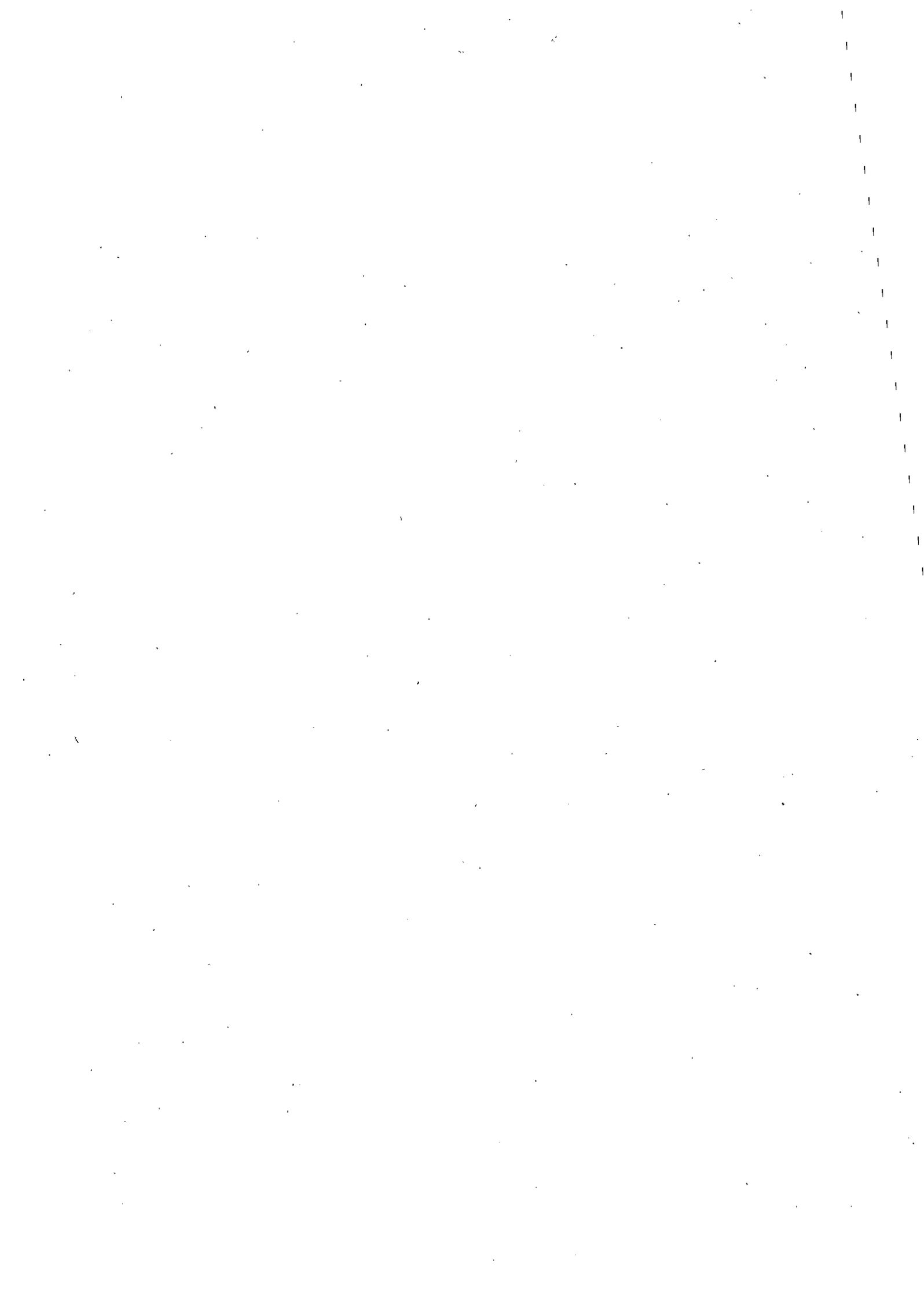
再発の判断

留意点とポイント

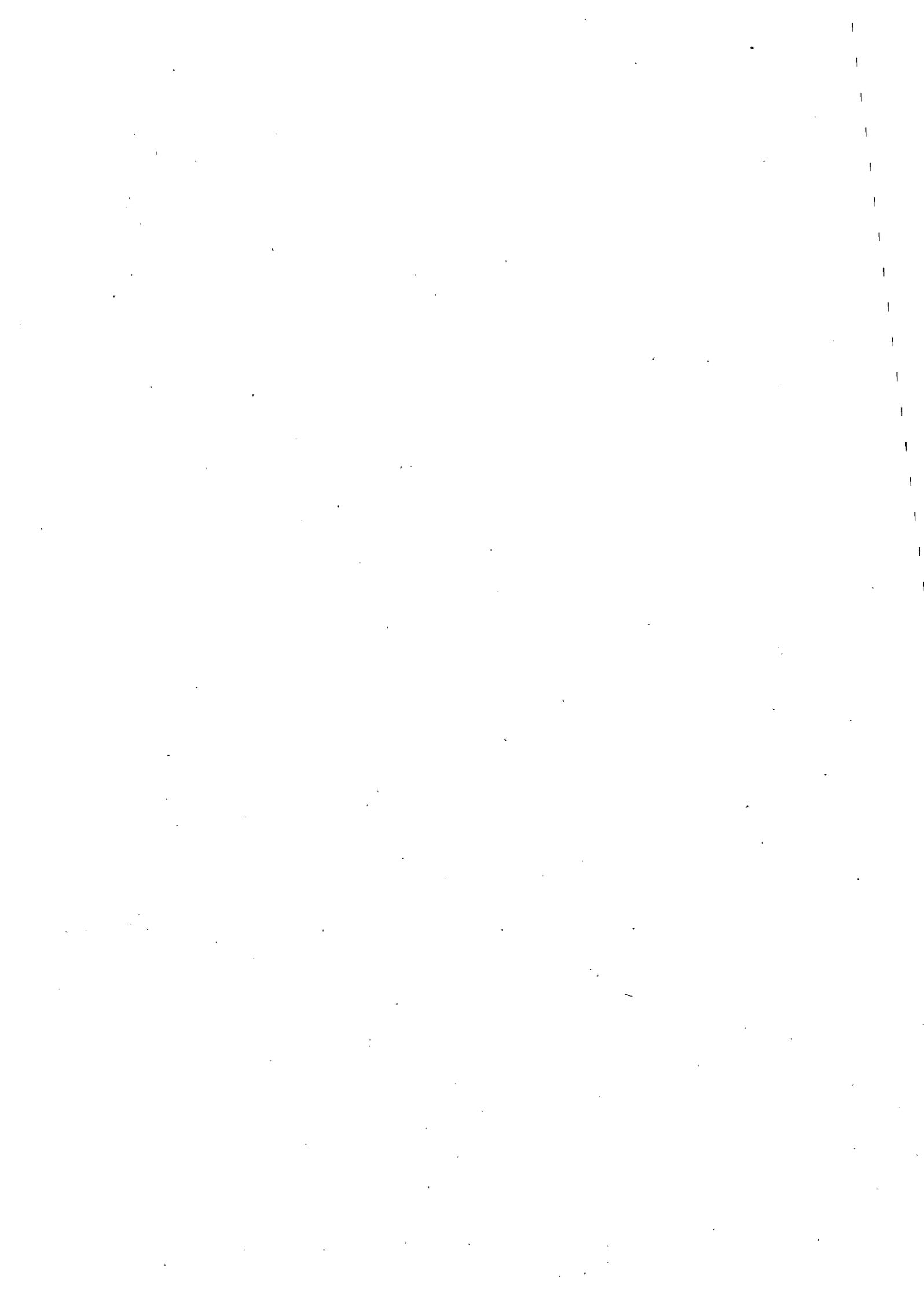
- 原傷病との相当因果関係の有無
 - ① 傷病名は同一か。
 - まずは、業務(通勤)起因性を疑う。
 - 付随疾病の場合、再発に準じて療養が認められることがあることに留意。
 - ② 傷病の部位は同一か。
 - 上記①に同じ
 - ③ 私傷病等によるものではないか。
 - 症状を悪化させた原因があるかを確認

- 症状の悪化の有無
 - ① 治ゆ時の状態の確認
 - 障害補償を行っているものはその関係を確認
 - ② 症状の変動の幅の中であるか否かの確認
 - 当初の傷病とその後の症状経過を確認
 - ③ 治療材料の交換が必要な場合には、再発に準じて認められることに留意。

- 治療効果の有無
 - 以下の事項について、専門医と相談の上、調査を行うことが望ましい。
 - なお、せき髄損傷については、アフターケアと治療の棲み分けの基準があるので、留意すること。
 - ① 当該治療により症状の原因を改善できるものか。
 - ② 急性症状を抑制する必要性が高く、また、当該治療により効果的な抑制を図ることができるか。



No.10 障害等級の認定について



障害等級の認定について

障害等級の認定要件の確認

- 単一障害の把握
 - ・既存障害の有無
 - ・関節可動域の測定等
- 単一障害の障害等級表、認定基準の当てはめ
- 併合、準用、加重による障害等級の決定
 - ・単一障害に係る系列番号の付与
 - ・併合、準用の適用の要否(障害の序列の考慮)

留意点とポイント

障害等級認定基準(昭和50年9月30日付け基発第565号)等

単一障害の把握、評価

- 器質的障害又は機能障害については、請求書に添付された診断書、X線写真等に基づき本人の障害状態を確認
- 関節可動域の測定等の検査の実施
- 複雑な機能障害あるいは神経障害等高度な医学的な判断を要するものについては、専門医の意見を求め、障害等級を決定

留意点とポイント

○障害が器質的なものに限られ、障害の程度が明らかであって、既存障害もなく、障害の程度が一時金に該当する事案にあつては、実地調査を要しないとされていることに留意
○診断書に記載されている単一障害を漏れなく把握するとともに、その障害がどの障害等級に該当するのか、その根拠等について調査、把握の上、復命書に記載すること。

併合・準用・加重の適用の要否

- 複数の障害が認められる場合、併合、準用を適用すべきか検討
- ①併合…異なる系列の障害が2以上ある場合
 - 13級以上の障害が複数ある場合
 - 高い方の障害を1等級繰り上げ
 - 8級以上の障害が複数ある場合
 - 高い方の障害を2等級繰り上げ
 - 5級以上の障害が複数ある場合
 - 高い方の障害を3等級繰り上げ
- ②準用…障害等級表に属する系列はあるが、該当する身体障害がない場合等
 - 同一系列内の2以上ある障害の障害等級を定める
 - ↓
 - 併合の方法を用いて準用等級を定める
 - ↓
 - 序列の考慮(乱すときは直近上位か直近下位)

留意点とポイント

○併合、準用の間違い防止のため、障害等級の決定を行う際、各々の障害について系列番号を付すこと
○準用の場合、障害の序列の考慮を行うことに留意するとともに、序列を乱す場合、直近上位又は下位に等級を認定
○同一の部位について障害の程度を加重した場合と言えるか、既存障害の考え方等、加重の要件を満たすか検討すること。

調査結果の取りまとめ

- 関係資料の取りまとめ
- 聴取結果の取りまとめ
- 調査結果復命書の作成
- 決裁等の事務処理の実施

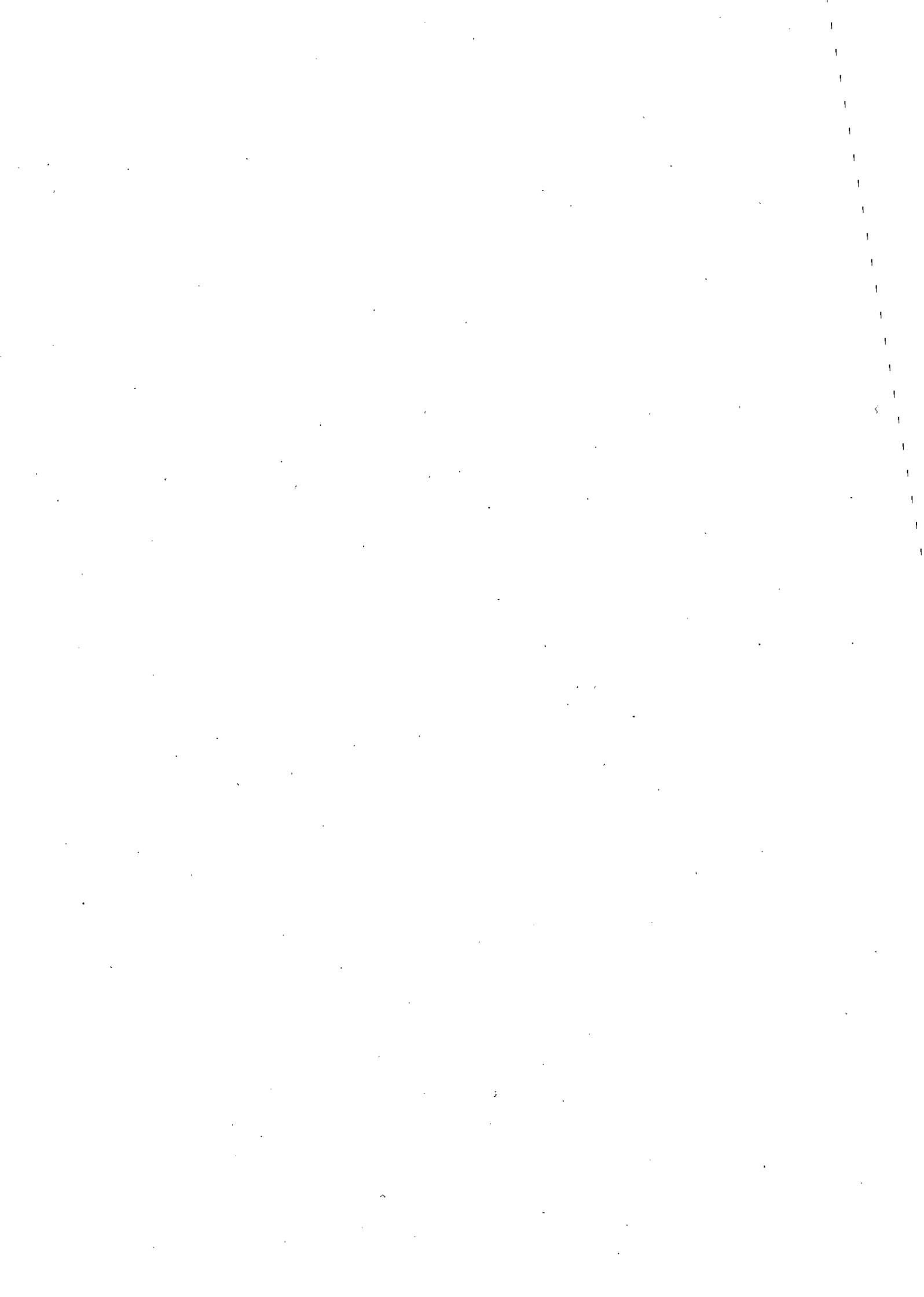
留意点とポイント

○単一障害を把握し、漏れなく記載しているか、またその障害等級の決定の根拠を明示しているか
○併合、準用を行う場合、同一系列であるなど、その障害等級の認定を行った根拠を具体的に明示しているか
○加重の場合、同一部位を重くした場合か、既存障害を的確に把握し、その障害等級は何級になるか、またその根拠を具体的に明示しているか

障害等級の決定



No.11 主治医等への症状照会・意見書依頼



主治医等への症状照会・意見書依頼

症状照会・意見書依頼の要点

- 疾病等の業務起因性を判断するため、発病の経過や病像、有害因子へのばく露条件と発病との因果関係について、医学的な判断を要する場合
- 障害等級の認定に当たり、神経症状等、当該負傷との因果関係が必ずしも明らかでない場合や障害の程度が診断書等からは必ずしも明らかでない場合

留意点とポイント

平成3年3月19日付け基発第157号

意見書等の依頼

- 事前準備
 - ・医学的に明らかにしたい点を明確化
 - ・問題点について誰に依頼するかを検討
- 意見書等の依頼文を作成
 - ・何を求めるか明示
 - ・作業内容、作業環境等の資料を提示
- 主治医、専門医等に対する意見書等の依頼

留意点とポイント

- 意見書等の依頼に際して、主治医や専門医に対して労災保険制度の趣旨、目的、業務上外の基本的な考え方、認定基準等について予め説明を行い理解を得ること。
- 意見書作成の時期を明示するとともに、期限内に提出いただくよう、協力を求めること。

意見書等の評価

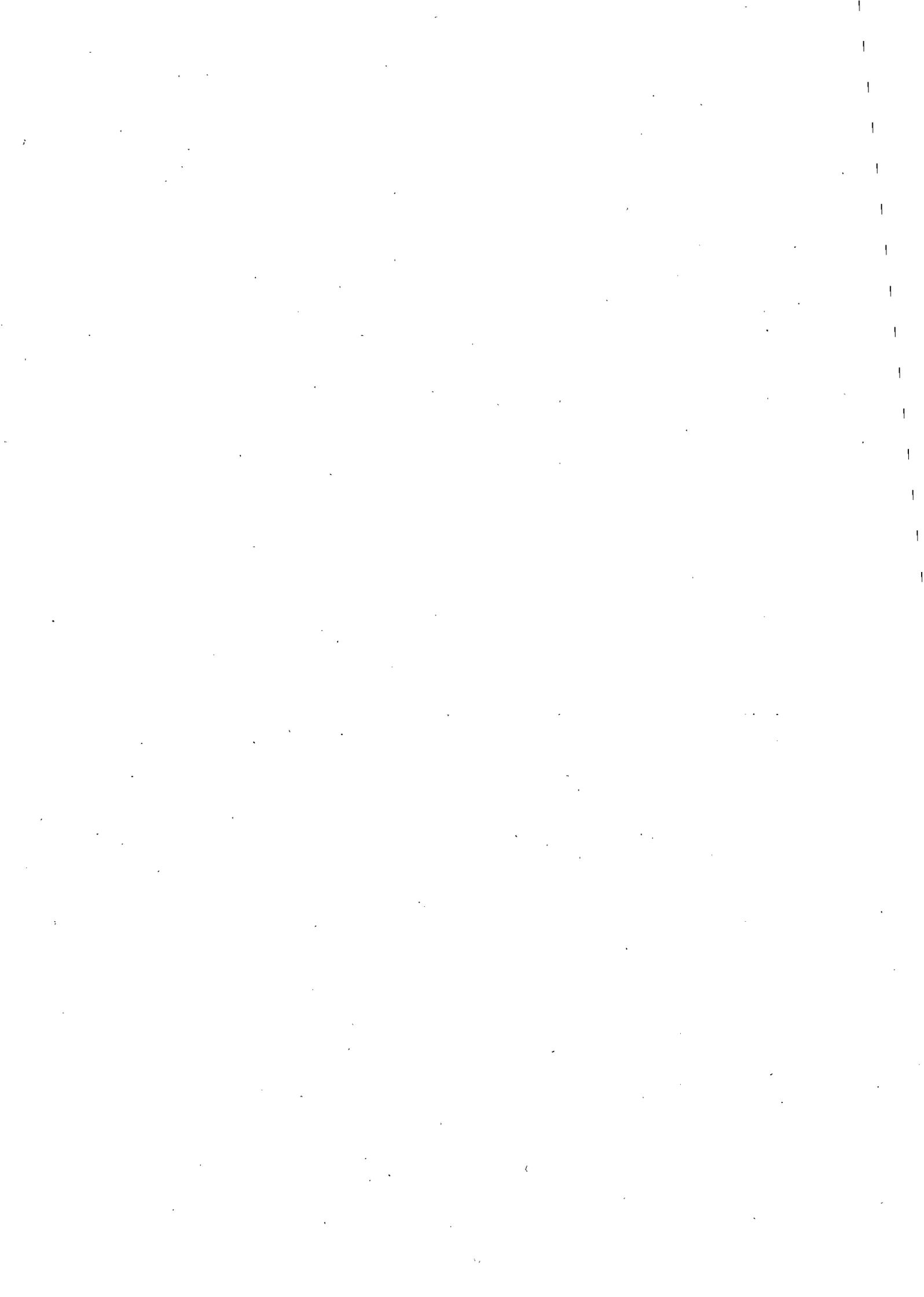
- 作業環境等の正確な認識のもとでの的確な診断がなされているか
- 発病の経過や病像が医学的に矛盾しない等明確に記載されているか
- 有害因子のばく露条件と発病との間の因果関係について、医学的な判断がなされているか
- 障害等級の認定において、単一障害が障害等級に定める障害に該当するか
- 負傷と当該障害との間の因果関係が医学的に矛盾しないか
- 単一障害の障害の程度について、的確な医学的判断がなされているか。

留意点とポイント

- 作業環境や有害因子へのばく露等の把握が不十分で、診断の根拠に具体性を欠いている、あるいは症状等について、医学的に確立した知見に基づかず、単なる主観的な意見の記述にとどまっている場合等、当該意見書等を直ちに採用することが困難と判断される場合については、他の専門医等に意見を徴する必要がある。
- 主治医や専門医等から徴した複数の意見書等において、その診断及び結論に相違が見られる場合については、作業環境、傷病名、症状経過、障害の部位及びその程度に基づき、妥当であると考えられる意見書等を採用することとなり、局医等の意見を踏まえた判断を行う必要がある。

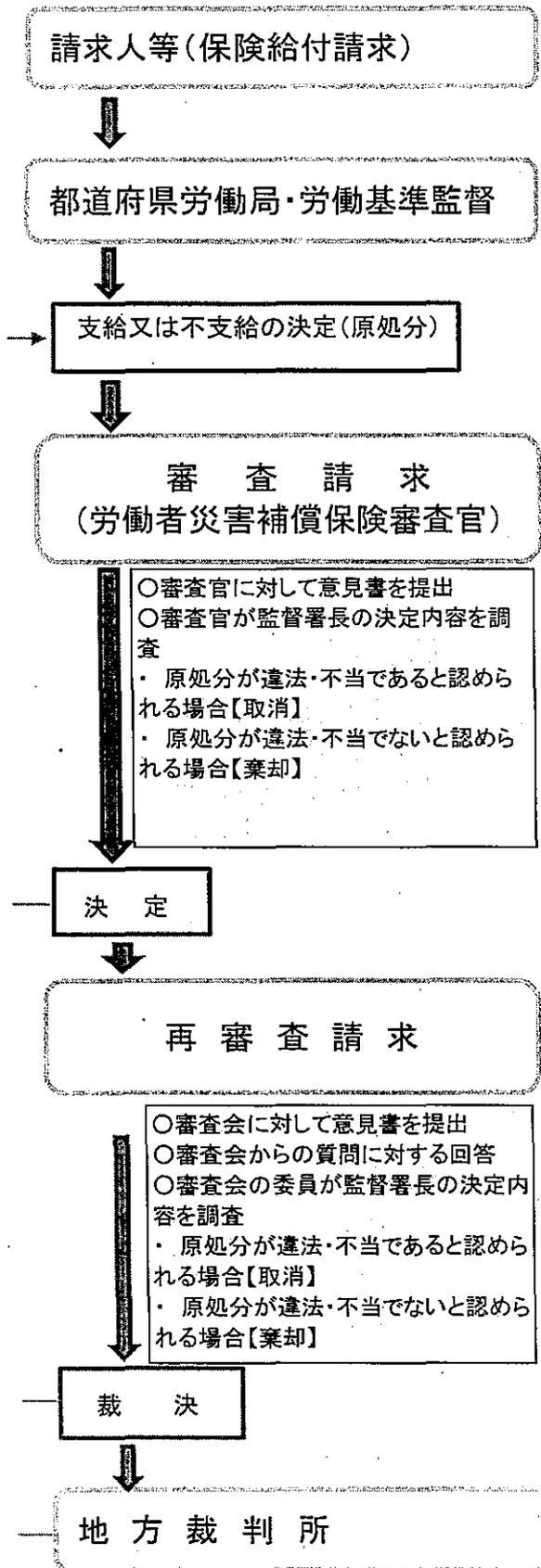
個別事案における業務上外等の判断

No.12 審査請求・再審査制度の概要、手続について



審査請求・再審査請求制度の概要、手続について

取消の決定・裁決がなされた場合には、監督署長は原処分を取り消して新たな処分の決定を行うこととなる。



監督署でも受付可能

【事前説明】

- 請求人に認められた審査請求等の権利の行使を制約しないこと
- 監督署長の処分理由について十分に説明すること
- 労災保険制度の趣旨、目的、手続、内容等について説明すること

【受付・送付】

- 受付を行えるのは、請求人の住所を管轄する監督署又は原処分を行った監督署であること
- 請求を受け付けた時期を明らかにすること
- 請求書の記載に不備がある場合、審査官等の補正命令の対象とならないように、可能な限りの訂正を行わせること
- 請求書の記載については、懇切丁寧に説明すること
- 代理人による場合には、委任状が必要であること
- 審査請求は、書面又は口頭により行えるが、再審査請求では、口頭による請求が認められていないこと
- 口頭により審査請求がなされた場合には、聴取書(審査様式第1号)を作成すること
- 受付後、審査官又は審査会に速やかに送付すること

留意点とポイント

- 原処分の決定から60日以内に審査請求を行わなければならない
- 意見書の記載方法については平成22年9月28日付け基発0928第3号「労災保険審査請求事務取扱手引の一部改正について」の意見書の作成要領を参照すること
- 提出された意見書については、審査官から請求人等に対して開示を行う(平成22年9月28日付け基発0928第3号「労災保険審査請求事務取扱手引の一部改正について」参照)

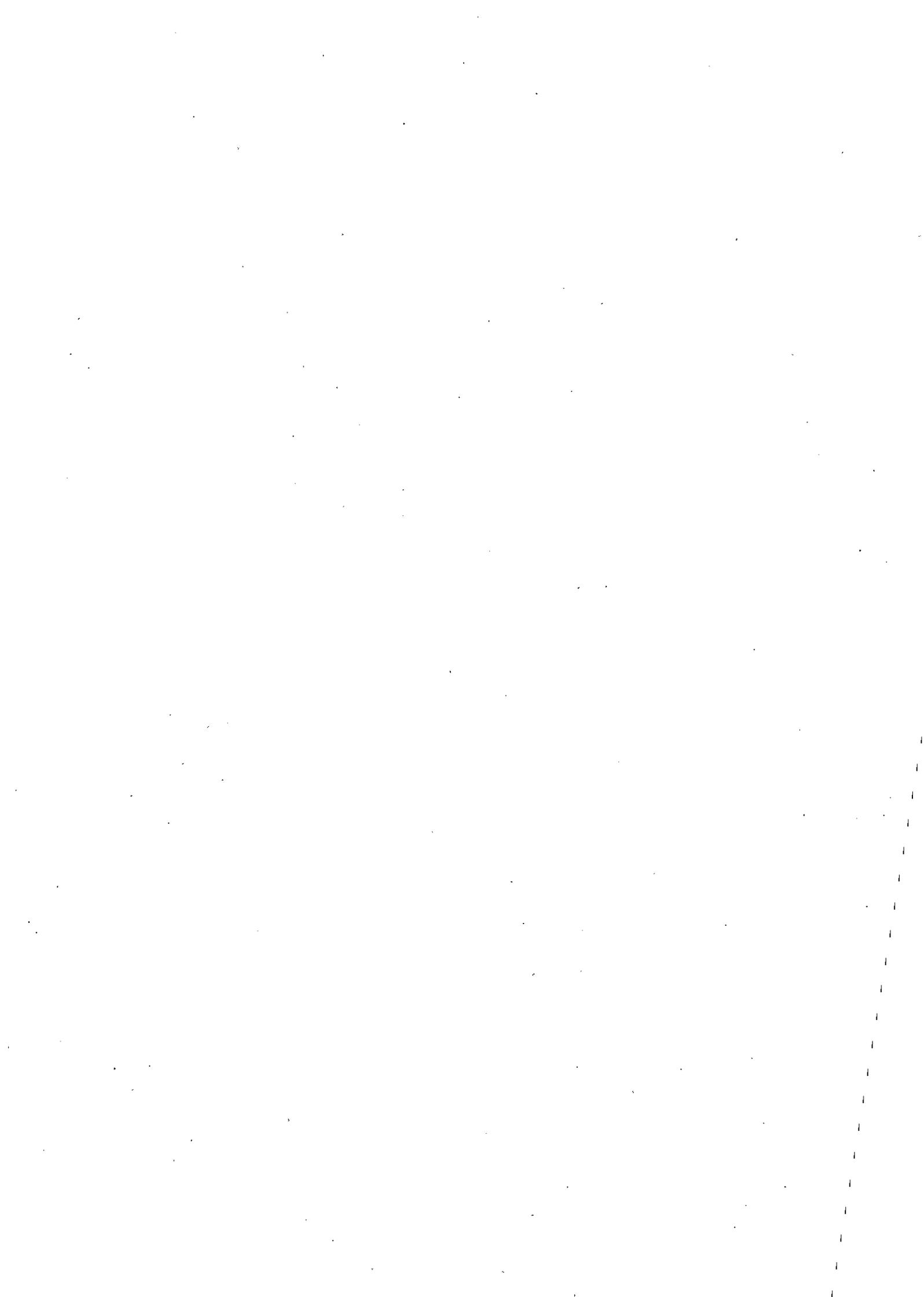
留意点とポイント

- 審査官の決定から60日以内に再審査請求を行わなければならない
- 審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで再審査請求ができる
- 意見書の記載方法については平成22年9月28日付け基発0928第3号「労災保険審査請求事務取扱手引の一部改正について」の意見書の作成要領を参照すること

留意点とポイント

- 審査会の裁決から6か月以内に訴訟の提起を行わなければならない
- 審査請求・再審査請求を経た後でなければ、訴訟を提起できない。(前置主義)(労災保険法第40条)
- 再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ないで訴訟を提起できる

No.13 社会復帰促進等事業(抄)の概要等



社会復帰促進等事業(抄)の概要等

○ 治ゆになる場合に留意

1 アフターケア制度

(1) 目的

症状固定後の後遺症状の緩和、後遺障害に伴う疾病の発症や再発の防止

(2) 対象

せき髄損傷等20傷病のうち、一定の要件を満たす者

2 義肢等補装具費支給制度

(1) 目的

社会復帰の促進のため、義肢等補装具の購入の費用を支給

(2) 対象

両下肢の高度の麻痺等の障害のうち、一定の要件を満たす者

アフターケアの留意点

- ① 健康管理手帳の交付は労働局へ申請
- ② 対象者には、障害等級のみで判断できる者と医師の判断が必要な者がいる。
- ③ 傷病により処置の内容、更新の可否、更新の手続等が異なる。

義肢等補装具費の留意点

- ① 対象者には、支給基準のみならず医師の判断により認められる者がいる。
- ② 基準外支給の制度があり、支給要件を満たさない者にも支給できる可能性がある(要本省協議)。
- ③ 自己負担により所定のものよりよいものを入手することができる。

- 被災労働者が死亡した場合、重度の障害が残った場合、重篤な傷病で療養する場合に留意

【 労災就学等援護費 】

(1) 目的

労災遺家族の援護等

(2) 対象

以下のうち、一定の要件を満たす者

- ① 遺族(補償)年金受給権者
- ② 障害(補償)年金受給権者(1～3級に限る。)
- ③ 傷病(補償)年金受給権者

(3) 支給対象となる学校等

ア 労災就学援護費

小学校、中学校、高等学校、大学、大学院等

イ 労災就労保育援護費

保育所、幼稚園等

労災就学等援護費の留意点

- ① 労災就学等援護費の申請書は、入力できるまで紙の台帳により管理する。
- ② 給付基礎日額が高額の場合には支給できない。
- ③ 定期報告時には、在学証明書等の必要な書類を提出させた上、必要に応じて、変更決定等を行う必要がある。
- ④ 進学による援護費の変更は、職権で行うものであり、手続の漏れ等の責任は、行政にある。

アフターケア制度の概要

【対象傷病】

- ① せき髄損傷
- ② 頭頸部外傷症候群等(頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害、腰痛)
- ③ 尿路系障害
- ④ 慢性肝炎
- ⑤ 白内障等の眼疾患
- ⑥ 振動障害
- ⑦ 大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折
- ⑧ 人工関節・人工骨頭置換
- ⑨ 慢性化膿性骨髄炎
- ⑩ 虚血性心疾患等
- ⑪ 尿路系腫瘍
- ⑫ 脳の器質性障害
- ⑬ 外傷による末梢神経損傷
- ⑭ 熱傷
- ⑮ サリン中毒
- ⑯ 精神障害
- ⑰ 循環器障害
- ⑱ 呼吸機能障害
- ⑲ 消化器障害
- ⑳ 炭鉱災害による一酸化炭素中毒

【更新時の手続】

1 更新が認められる傷病

(1) 医師の診断書が必要ない傷病

ア 類型

アフターケアの実施期間に限度がない傷病
(せき髄損傷、人工関節・人工骨頭置換、虚血性心疾患等
(ペースメーカー等を植え込んだ者)、循環器障害(人工弁又は人工血管に置換した者)、炭鉱災害による一酸化炭素中毒)

イ 更新後の手帳の有効期間

5年

(2) 医師の診断書が必要な傷病

ア 類型

原則としてアフターケアの実施期間に限度がある傷病
(尿路系障害、慢性肝炎、白内障等、振動障害、大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折、慢性化膿性骨髄炎、虚血性疾患等
(ペースメーカー等を植え込んだ以外の者)、尿路系腫瘍、脳の器質性障害、外傷による末梢神経損傷、熱傷、サリン中毒、精神障害、循環器障害(心臓弁を損傷した者及び心膜の病変を残す者)、呼吸機能障害、消化器障害)

イ 更新後の手帳の有効期間

1年

2 更新が認められない傷病

頭頸部外傷症候群等(頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害、腰痛)

義肢等補装具支給制度の概要

【支給種目】

- ① 義肢
- ①-2 筋電電動義手
- ② 上肢装具及び下肢装具
- ③ 体幹装具
- ④ 座位保持装置
- ⑤ 盲人安全つえ
- ⑥ 義眼
- ⑦ 眼鏡(コンタクトレンズを含む)
- ⑧ 点字器
- ⑨ 補聴器
- ⑩ 人工喉頭
- ⑪ 車いす
- ⑫ 電動車いす
- ⑬ 歩行車
- ⑭ 収尿器
- ⑮ ストマ用装具
- ⑯ 歩行補助つえ
- ⑰ かつら
- ⑱ 浣腸器付排便剤
- ⑲ 床ずれ防止用敷きふとん
- ⑳ 介助用リフター
- ㉑ フローテーションパット(車いす・電動車いす用)
- ㉒ ギャッチベッド
- ㉓ 重度障害者用意思伝達装置

【支給・修理の手続】

1 申請

「義肢等支給・修理申請書」を労働局に提出。
介助用リフターの支給申請に当たっては、「介護人等の状況報告書」の添付が必要

2 症状照会(一部の種目のみ)

特定の支給種目を希望する者の身体障害の状態の程度及び当該障害の状態に応じた義肢等補装具の必要性を判断するため、医療機関に症状照会を行う。

筋電電動義手の申請に当たっては、医療機関による装着訓練・的合板手が必要。

3 承認

申請者が支給基準又は修理基準を満たす場合、「義肢等支給・修理承認決定通知書」を交付

4 採型指導(一部の種目のみ)

特定の種目について、承認を行った場合、義肢採型指導医に対して採型指導依頼書による採型指導を依頼。指導医は義肢補装具制作者に対して、採型結果に基づく指導を実施

5 旅費

義肢、上肢装具等の採型若しくは装着のために旅行する者等に対して旅費を支給
旅費は、最も経済的な経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算し、必要と認められる限り、回数制限は付さない

労災就学等援護費の概要

1 支給要件

(1) 労災就学援護費

ア 学資等の支弁が困難である在学者等であることであって、以下の要件を満たす学資等の支弁が困難である者等

- ① 遺族(補償)給付を受ける権利を有する在学者
- ② 遺族(補償)年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者
- ③ 障害(補償)年金を受ける者(障害等級第1級～第3級に限る。以下「障害補償年金受給権者」という。)である在学者等
- ④ 障害(補償)年金受給権者のうち、在学者である子と生計を同じくしている者
- ⑤ 傷病(補償)年金受給権者(せき髄損傷等傷病の程度が特に重篤な者に限る。)のうち、在学者である子と生計を同じくしている者

イ 一定の教育機関に在学していること

- ① 学校教育法第1条に定める学校(幼稚園等を除く。)
- ② 同法第82条の2に定める専修学校(一定の要件を満たすものに限る。)
- ③ その他

ウ 請求人の要件

以下のいずれにも該当しない者であること

- ① 給付基礎日額が16000円を超える場合
- ② 損害賠償金等の所得が6000万円を超える場合

(2) 労災就労保育援護費

ア 以下の要件を満たす保育に係る費用の援護の必要がある者等

- ① 遺族(補償)年金受給権者のうち、保育を必要とする未就学の児童(「要保育児」という。)であり、かつ、当該要保育児と生計を同じくしている者の就労のため保育所、保育所、幼稚園等に預けられている者
- ② 遺族(補償)年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時そのその収入によって生計を維持していた要保育児である当該労働者の子と生計を同じくしている者であり、かつ、就労のため保育所、幼稚園等に預けている者
- ③ 障害(補償)年金受給権者のうち、要保育児であり、かつ、当該受給権者と生計を同じくしている者の就労のため保育所、幼稚園等に預けられている者
- ④ 障害(補償)年金受給権者のうち、要保育児たる当該受給権者と生計を同じくしている者の就労のため、保育所、幼稚園等に預けている者又は要保育児たる当該受給権者の子と生計を同じくしており、かつ、就労のため当該要保育児を就労のため保育所、幼稚園等に預けられている者
- ⑤ 傷病補償年金受給権者のうち、要保育児たる当該受給権者の子と生計を同じくしており、かつ、当該要保育児を当該保育児を当該受給権者と生計を同じくしている者の就労のため保育所、幼稚園等に預けている者

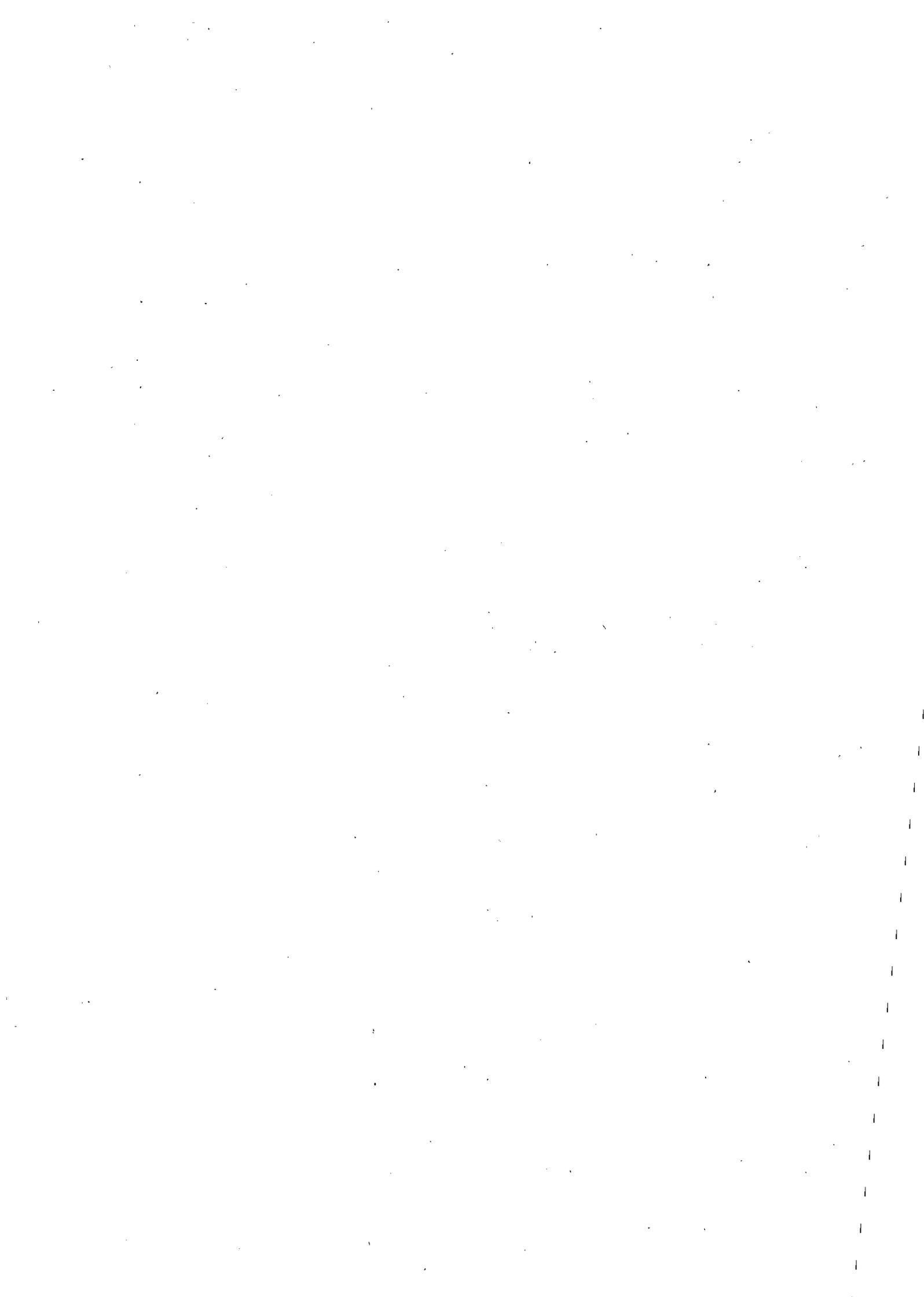
イ 対象となる施設等

児童福祉法第39条に規定する保育所、学校教育法第77条に規定する幼稚園のほか、私設の託児施設等が含まれる。

ウ 請求人の要件

労災就学援護費と同じ。

No.14 費用徴収について



労災保険法第31条第1項に基づく費用徴収について

費用徴収に係る判断要件の確認

- 1号事案: 事業主の故意又は重過失の認定
 - ・故意の場合: 監督署等により保険関係成立届の提出ほか所定の手続をとるよう指導を受けていたにもかかわらず10日以内に当該届けを提出していなかった場合
 - ・重過失の場合: 上記指導又は加入勧奨を受けていない場合で、保険関係が成立した日から1年以上を経過してなお保険関係成立届を提出しない場合
- 2号事案: 一般保険料を督促状の指定期限内に納付しない場合
- 3号事案: 事業主の故意又は重大な過失を認定するに当たり、法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に当該規定に明白に違反したため、事故を発生させた認められる場合等

費用徴収に該当するか否かの判断

【署における事務処理】

○法第31条第1項各号に該当する可能性のある事案について、保険給付を行った場合、保険給付通知書により、漏れなく局へ報告

【局における事務処理】

- 各号に定める要件を満たすか否かを確認
- 1号事案: 指導、加入勧奨の実施の有無、保険関係成立日から1年以上経過しているか否か
- 2号事案: 督促状の指定期限を越えてもなお保険料を納付していない状況か否か
- 3号事案: 法令に定める危害防止のための規定に明白に違反したと言えるか

徴収金の算定等(復命書の作成)

- 関係資料の取りまとめ
- 徴収金の価額の算定(滞納率の算定等を含む)
- 調査復命書の作成
- 決裁等の事務処理の実施

徴収決定・納入告知

留意点とポイント

- 1号事案
以下のいずれかの要件に該当する場合に限り、故意と判断する。
 - ① 局、署、所から保険手続に関する指導を直接受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係成立届を提出していない場合
 - ② 都道府県労保連等から保険関係成立届の提出のほか所定の手続をとるよう勧奨を受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係成立届を提出していない場合したがって、単に過去に労災保険に加入していたという事実のみでは故意に該当しない。

○2号事案にあつては、概算保険料の延納が認められている場合、指定納付期限がそれ以外の場合と異なることに留意するとともに、国税通則法による納付猶予等の場合には費用徴収の対象とならないことに留意すること。

○3号事案にあつては、死亡重大災害であり、司法処分を行ったものが対象となることに留意すること。特に法令に定める危害防止のための規定に明白に違反したものが費用徴収の対象となることに留意し、一定の予防措置を講じていたもの等は費用徴収の対象とならないことに留意すること。

○ 署の業務

費用徴収に当たる可能性のある事案の漏れのない把握と漏れのない局への報告。

当たる可能性のある例

- ① 未加入中の災害に係る請求
- ② 滞納中の災害に係る請求

当たらない例

- ① 死亡重大災害であるが、法違反のないことが明らかなもの

○ 基準法の災害補償の価額を超える場合は、当該災害補償の価額をもって費用徴収することになるが、実際上は1号事案の故意の場合に限られることに、留意。



実地訓練用復命書



調査結果復命書作成の留意点

1 調査結果復命書の適正な作成

(1) 調査結果復命書の意義

調査結果復命書（以下「復命書」という。）とは、労災保険給付の請求等の支給決定等の事務に当たり、調査官が①請求書の記載内容についての確認調査、②関係事業場、医療機関等に対する実地調査、③請求人、事業主、同僚労働者、現認者等からの事情聴取、④主治医、労災医員等に対する症状調査照会等を行った場合、又は調査の最終段階において、その結果を取りまとめ、署長に報告するための文書である。

調査の最終段階においてその結果を取りまとめる復命書については、以下に示すところにより適正に作成すること。

(2) 復命書作成の基本的な考え方

署長が的確な保険給付の決定等を行うためには、その決定等の基礎となる復命書に決定に必要で正確な情報を理由と根拠を示して記載する必要があり、かつ、それで足りる。

労災保険給付に関する決定を念頭に置くと、当該決定も行政処分であり、行政処分である以上、法令・通達等に定めた要件を満たした場合に、法令に定められた効果が生じるという関係にあるから、保険給付に関する決定に関する法律等に定めた要件を満たしているかどうかを要件ごとに、理由と根拠を明示しつつ、調査結果を明らかにする必要がある。

このため、以下の事項を明記すること。

- ①調査すべき要件の概要
- ②各要件に係る調査結果
- ③上記②の結果に基づく結論等

(3) 調査すべき要件の概要

この項目では、結論を出すために必要な調査に係る各要件の概要を記載すること。

この場合、認定基準が定められている傷病であれば、当該認定基準の概要を示し、どのような調査結果になった場合に、支給決定等を行うのかを明示すること。

なお、請求人が認定基準に定められていない事項について、保険給付の要否等についての判断において考慮すべきであると主張している場合には、その主張の概要を記載すること。

(4) 各要件に係る調査結果

この項目では、各要件に係る調査結果を明示すること。

この場合、まず、結論である要件の充足の有無の判断を先に書き、次にその根拠となる事実認定を根拠とともに記載すること。

また、以下に留意して記載すること。

① 要件の充足の有無の判断

全体としての結論のみを記載するのではなく、要件ごとに調査結果に基づいて、当該要件を充足しているか否かの判断を記載すること。

なお、請求人が認定基準に定められていない事項について、保険給付の可否等についての判断において考慮すべきであると主張している場合には、当該事項についても該当の有無を記載すること。

② 事実認定と根拠

下記(6)の①以下に留意して事実認定とその根拠を記載すること。

(5) 結論としての処理方針(案)を明示

法令・通達に定める支給要件ごとの充足の有無の判断をもとに、結論として支給決定するのか、不支給決定するのか等の処理方針(案)を記載すること。

(6) 復命書作成に当たっての留意事項(内容についての総論)

① 合理的な推定に基づく事実認定

事実認定は、できる限り客観的な資料を収集した上で、始業前の準備作業や休憩時間における労働の実態等供述によらなければ、確定しがたいものがあることに留意し、関係者の供述や同業他社等の実態を踏まえて、合理的な事実認定を行い、その結果を記載すること。

② 関係者の供述の取扱い

関係者の供述は、支給要件等の具備等の有無を判断する上で必要なものに限り、簡潔にその要点を摘示し、関係者の供述が異なっていた場合には、必ず一方の供述を採用する理由を記載すること。

また、聴取書の内容と調査結果復命書の内容が整合性を有しているか、必ず確認し、追加の聴き取り等必要な対応を行うこと。

③ 医証の取扱い

医証については、その要点を正確に引用するとともに、業務上等について見解が異なっている場合には、必ず一方の医証を採用する根拠を明らかにすること。

なお、医証に用いられている専門用語は、医師等に確認することにより、その意味等を明らかにしておき、監督署長等の決裁権者が正しく理解できるようにしておくこと。

- ④ 法令・通達に定める原則と異なる取扱いを行う場合には、その取扱いを行う根拠を特に明らかにしておくこと。

認定基準を満たすものは、業務上の傷病との推定が働くものであるが、認定基準を満たさないものは、当該推定は働かないから、法令・通達に定める原則と異なる取扱いを行う場合、例えば、通達に示す有害業務従事期間を満たしていないが、ばく露の程度等から原則と異なる取扱いを行うときには、実際の従事期間、ばく露の程度を定量的・具体的に記載した上で、専門医の医証を踏まえ、法令・通達等に定める原則と同様に取り扱うのが妥当であることを詳細に記載すること。

また、認定基準を満たすものは、業務上の傷病との推定が働くことから、請求人の症状は私病たる類似疾病に由来しているとして、業務外とするときには、当該推定を覆すに足る事実を、専門医の医証のポイントとともに、詳細に記載すること。

2 障害（補償）給付に係る調査結果復命書

障害（補償）給付に係る調査結果復命書作成上の留意事項の基本は、上記イのとおりであるが、障害（補償）給付に係る調査結果復命書の作成に当たって、特に留意すべき事項は以下のとおりである。

(1) 残存する単一障害の部位・系列

労災則第14条第3項は、第13級以上の身体障害が2以上あるときは、1級繰り上げる障害等級とする等を規定していることから、単一障害の把握漏れは、基本的に障害等級認定の誤りをもたらすこととなる。

したがって、調査結果復命書には、残った単一障害とその系列を漏れなく明記すること。

この場合、調査結果復命書に漏れなく単一障害が記載されているか確認することができるよう、障害（補償）給付請求書裏面の診断書の写しを調査結果復命書に添付す

ること。

(2) 単一障害の障害等級とその根拠

障害認定の誤りは、把握した単一障害の評価を誤ることによっても生じることが少なくない。

そこで、単一障害の障害等級については、単に等級を記載するのではなく、何故ある等級と認定したのか、その根拠を記載すること。

この場合、単に「関節の機能に障害を残すもの」に当たるからと記載するにとどまらず、その評価が妥当か検証できる情報を記載すること。

すなわち、主要運動及び参考運動に係る関節可動域の測定結果、当該測定の自動・他動の別、可動域制限の原因、測定者（主治医、労災医員、職員等）等を記載すること。

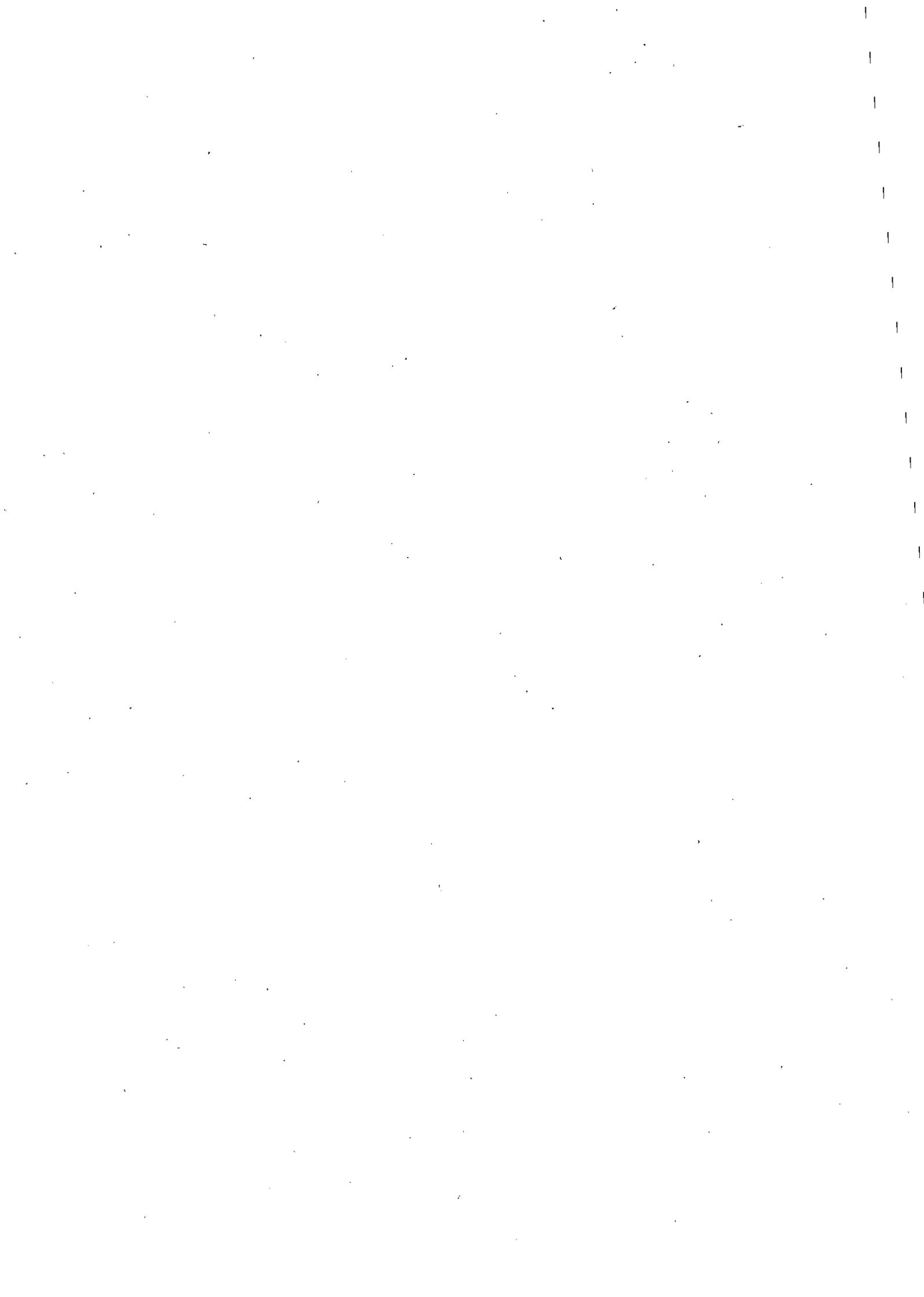
(3) 障害等級決定の過程

障害等級の決定の誤りは、身体障害が2以上ある場合、単一障害の評価が適正であっても、①繰り上げるべき場合に重い方の障害等級で決定する（又はその反対に重い方の障害等級で決定すべき場合に繰り上げて障害等級を決定）、②序列を考慮すべきでない場合に序列を考慮して障害等級を決定する（又はその反対に序列を考慮すべき場合に序列を考慮せず障害等級を決定する）、③併合を2回以上行うこと等によって、生じる。

したがって、身体障害が2以上ある場合には、単に結論として準用第〇級、併合第〇級と記載するのではなく、どのようにして障害等級を決定したのか、その過程を明記すること。

なお、序列を考慮するに当たり、障害等級認定基準等の局長通達で定める準用等級をもって考慮しているものが散見されるが、序列は障害等級表で定められた等級との比較で行うものであるので、留意すること。

No.1 通勤災害に関する請求事案の通勤上外の判断



1 調査内容

(1) 当日の通勤の概要

- ① 移動を開始した場所
- ② 自宅又は会社でない場合の特段の理由
- ③ 移動の開始時間
- ④ 通常の開始時間と異なる場合の特段の理由

(2) 当日の就労義務の有無

- ① 有・無

(3) 始業・終業時間

- ① 始業時間
- ② 終業時間

(4) 経路・方法

- ① 通常の経路との同一性
- ② 通常の経路の合理性
- ③ 通常の経路と異なる場合の特段の理由
- ④ 他の経路と比較しての合理性（所要時間・方法）
- ⑤ 公共交通又は徒歩による移動か。
- ⑥ 自動車又は自転車の場合、飲酒した後のものでないか。飲酒の程度はどうか。

(5) 災害発生場所及び時間

- ① 合理的経路上か否か
- ② 中断に当たるか否か
- ③ 逸脱中断した後でないか。
- ④ 逸脱中断した場合、日常生活上必要な行為か

(6) 災害の通勤起因性

- ① 自己の故意によるものでないか。
- ② 私怨又は自招行為等の他人の故意によるものではないか。

(7) その他

2 調査結果のまとめ

以下の要件に全てあてはまるか検証する。

(1) 就業関連性

有り・無し
理由（

）

(2) 住居に当たる

はい・いいえ
理由（

）

(3) 就業の場所に当たる

はい・いいえ
理由（

）

(4) 合理的な経路に当たる

はい・いいえ
理由（

）

(5) 合理的な手段に当たる

はい・いいえ

理由 ()

(6) 逸脱・中断に当たる

はい・いいえ

理由 ()

(7) 業務の性質を有するものに当たる

はい・いいえ

理由 ()

(8) 小括

通勤に当たる

はい・いいえ

理由 ()

(9) 通勤起因性の有無

有り・無し

理由 ()

3 調査官意見

通勤災害の認定については、昭和48年11月22日付け基発第644号の別紙「通勤災害の範囲について」に示されている。当該基準に基づいて判断すると、請求人は被災当日自宅から通勤経路上を自転車で走行中転倒し、負傷したものであり、会社届出のものとは経路、方法共に違うが、合理的な経路及び方法であり、特に逸脱、中断は認められず、災害発生時刻及び場所からも、当日は住居と就業の場所とを結ぶ合理的な経路を合理的な方法で通勤していた途中で負傷したものと認められ、労災保険法第7条第1項第2号の通勤による負傷であると思料する。

【ポイント】

(1) 就業関連性

移動行為が業務に就くため又は業務を終えたことにより行われるものであること。

ポイントは、始業・終業時間と移動の開始が時間的に接着しているものであるか否かである。

このため、移動の開始時間と始業・終業の時間を調査することは不可欠である。

個別事案として、終業後2時間5分経過した後の住居への移動は、就業関連性があるとは認められなかった例がある。

なお、やむを得ない事情により通常よりも早く、あるいは遅く移動を開始せざるを得なかったのか調査すること。

(2) 合理的な経路

当該移動に一般に労働者が用いるものと認められる経路であること。

通常利用することが考えられる経路が2～3ある場合は、その経路はいずれも合理的な経路となる。

したがって、定期券に表示されているもの、会社に届け出ている経路以外のものであっても合理的な経路となる。

結局のところ、特段の合理的な理由もなく、①遠回りしている場合、②住居又は就業の場所と反対方向の経路の場合、③鉄道用のトンネル等危険な場合は、合理的な経路と言えないことになる。

したがって、①通常の経路と比較しての距離、所要時間、②目的の場所との位置関係、③当該経路の危険性等を調査する必要がある。

また、道路工事、デモ行進等の交通事情により迂回する場合、マイカー通勤者が車庫を経由する場合等の特段の合理的な理由があれば、本来合理的な経路と認められない場合でも合理的経路と認められる場合があるので、合理的な理由の有無・内容を調査すること。

なお、他に子供を監護する者がいない共稼ぎ労働者が託児所、親戚等にあずけるためにとる経路も合理的経路と認められるので、この点も確認すること。

(3) 合理的な方法

当該移動に一般に労働者が用いるものと認められる手段であることをいう。公共交通機関、自動車、自転車又は徒歩による移動は、基本的に合理的な方法となる。

なお、自動車又は自転車の場合、泥酔して運転する場合には、合理的な方法とは言えないことになる。

したがって、特に夜間の事故の場合、飲酒運転の有無及び程度を確認すること。この場合、救急搬送記録、診療録等によりできる限り客観的に飲酒量、血中アルコール濃度等を確認しておくこと。

(4) 住居

労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となっていること。

通常は、自宅がこれに相当するが、就業の必要性により、家族の住む場所とは別に就業の場所近くにアパートを借りていたり、下宿をしているような場合は、そこが住居となる。

住居以外の場所から移動が開始されても通勤とは言えないことから、自宅等以外の場合には、合理的な理由の有無を確認すること。

合理的な理由とは、長時間の残業や早出出勤及び新規赴任や転勤（平成3年2月1日付基発第75号）、台風などの自然現象等の不可抗力的な事情であり、個人の趣味等によりホテル等に宿泊した場合には当たらない。

(5) 就業の場所

業務を開始し、又は終了する場所であること。本来の業務を行う場所のほか、物品を得意先に届けてその届け先から直接帰宅する場合の物品の届け先、全員参加で出勤扱いとなる会社主催の運動会の会場等がこれに当たる。

なお、会社の場合、通常「門」の内側が就業の場所であり、門に到達したところで、住居からの通勤が終了し、門を出たところで住居への通勤が開始する。

通勤が終了した後又は通勤が開始される前は、業務災害に当たるか否かが問題となり、通勤災害は問題とならない。

したがって、請求人が移動開始後すぐに負傷したと申し立てた場合には、災害発生場所を詳細に確認し、業務災害か通勤災害に当たるかを確認すること。

※ 外勤業務に従事する労働者で、特定区域を担当し、区域内にある数カ所の用務先を受け持って自宅との間を往復している場合には、自宅をでてから最初の用務先が業務開始の場所であり、最後の用務先が業務終了の場所と認められる。

(6) 業務の性質を有するものを除く

当該往復行為が業務と解されるものでないことであり、この場合には通勤災害ではなく、業務災害として取り扱われることになる。

※業務災害と解される往復行為とは、事業主の提供する専用交通機関を利用してする通勤、突発的
事故等による緊急用務のため、休日又は休暇中に呼び出しを受け予定外に緊急出勤する場合等をいう。

(7) 逸脱、中断

逸脱とは、通勤の途中において就業又は通勤とは関係のない目的で合理的な経路をそれることをい
い、中断とは、通勤の経路上において通勤とは関係のない行為を行うことをいう。

逸脱、中断をすると、その後の災害は、原則として通勤災害とはならない。

したがって、災害が合理的な経路上で生じたか、合理的な経路上であっても、通勤とは関係のない
行為を行っているときに生じたものか確認すること。

また、合理的な経路に復した後であっても、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な
行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものでない場合には、通勤災害には当たらない。

そこで、当該逸脱・中断が日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない
事由により行うための最小限度のものである場合に当たるか否かを確認すること。

なお、通達に定める「ささいな行為」は、一見逸脱・中断に当たるように思えるが、逸脱・中断
には当たらないとされているので、軽微な経路からのそれ等が、ささいな行為に当たるか否か等も確
認すること。

(8) 通勤起因性

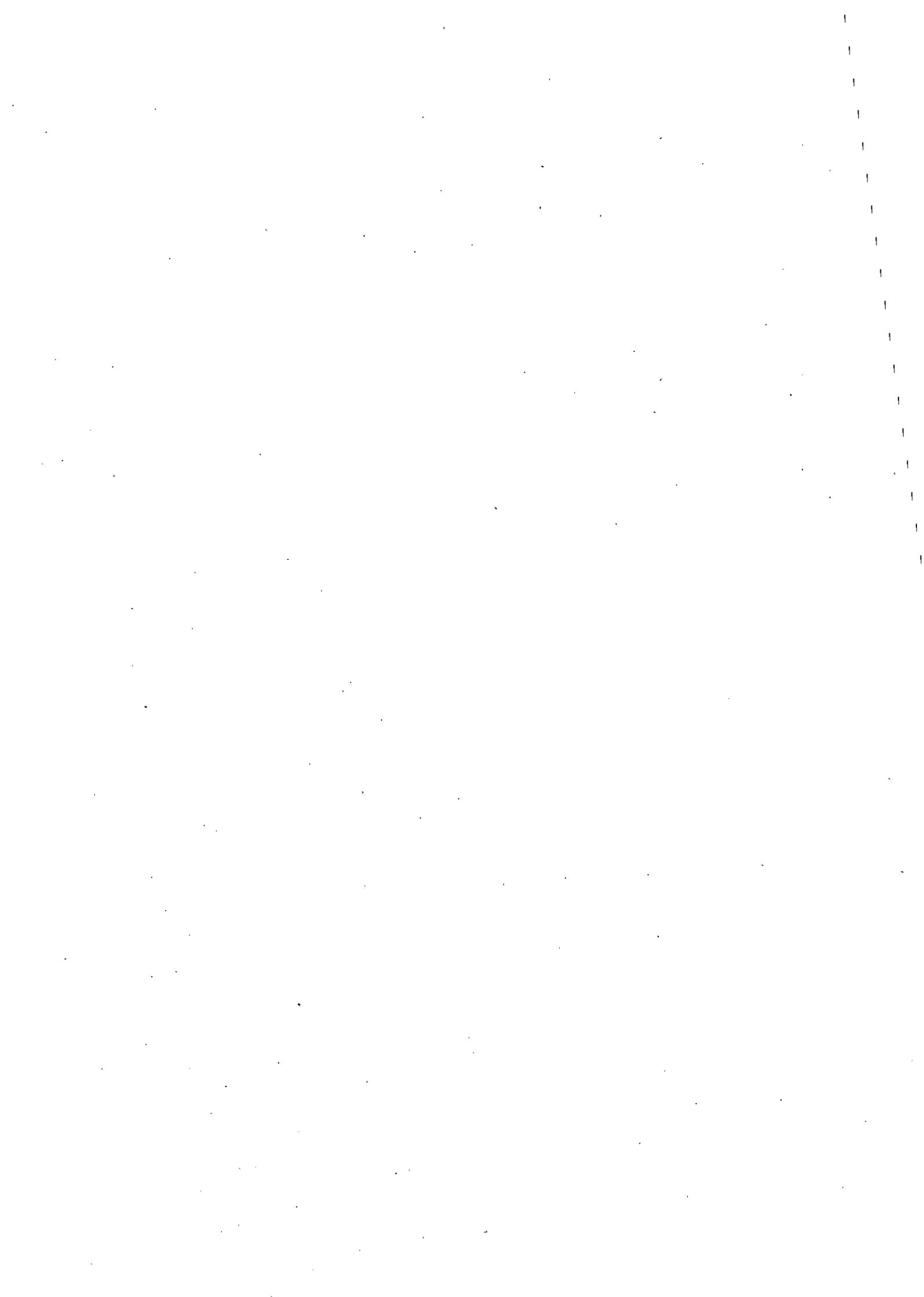
「通勤による」とは、傷病と通勤との間に相当因果関係が認められることであり、通勤に通常伴う
危険が具体化したものであること。

自殺の場合や、みずから怨恨をもってけんかをしかけて負傷した場合は含まれないが、特段の私的
怨恨もない者から暴行を受けた場合には、通勤によるものと推定される。

したがって、自己の故意によるものでないか、また、他人の故意（私怨又は自招行為）によるもの
でないか、確認すること。



No.2 労働者性の判断



整理番号

調査結果復命書

署 長	次 長	課 長	給 調 官	係 長	係	復命年月日 平成〇年〇月〇日
署長判決指示事項			調査官	<input type="checkbox"/> 労働基準監督官 <input type="checkbox"/> 労働事務官 〇〇〇〇 印		
1. 調査官意見のとおり決定する。			調査年月日	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日		
2. 下記事由により再調査を要する。 _____			調査目的	〇〇ビル建築工事現場において被災した〇〇から、請負ではなく労働者として作業に従事していたとして請求があったので、請求人の労働者性の有無を確認するため、使用従属性の有無等について調査を行ったもの。		
建築 工事 現場 等	現場の名称	〇〇ビル建築工事				
	保険関係	単独有期・有期一括・その他	労保番号			
	現場の所在地	〒〇〇〇 Tel 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇				
	請負の状況	元請け (〇〇建設) → 一次下請け (〇〇組) → 請求人				
	一次下請の住所	〒〇〇〇 Tel 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇				
被災 労働 者	氏名	〇〇〇〇〇	(男)・女	生年月日	M・T・S 〇年 〇月 〇日 (〇才)	
	住所	〒〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇				
	職種	[常用・日雇]	所定労働時間	週 〇時間 1日 〇時間		
	雇入年月日	年 月 日	被災年月日	〇年 〇月 〇日		
請求種別	療養・休業・障害・遺族・葬祭・介護・()			受付年月日	平成 〇年 〇月 〇日	
請求概要	〇〇ビル建築工事現場において被災した〇〇から、請負ではなく労働者として作業に従事していたとして、〇〇給付及び〇〇給付の請求が平成〇年〇月〇日あったもの。					
調査の結果	請求人は、一次下請けの監督の指示の下、一次下請けの労働者とともに作業を行っている等一次下請けの指揮監督の下での労働であると認められること、また、出勤した日数に応じて報酬が支払われている等報酬の労務対償性が認められることから、使用従属性が認められるので、労働者として取り扱うことが適当である。					

1 調査内容

(1) 建築工事現場の請負状況

(2) 請求人の申立等

- ① 仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無
- ② 業務遂行上の指揮監督の有無
- ③ 拘束性の有無
- ④ 代替性の有無
- ⑤ 労働者性の判断を補強する要素等

(3) 一次下請け等の申立等

- ① 仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無
- ② 業務遂行上の指揮監督の有無
- ③ 拘束性の有無
- ④ 代替性の有無
- ⑤ 労働者性の判断を補強する要素等

2 調査結果のまとめ

(1) 使用従属性の有無 (主要判断要素)

ア 指揮監督下の労働

結論：指揮監督下の労働 である・ない

- ① 仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無
有・無
(理由：)
- ② 業務遂行上の指揮監督の有無 (1)
有・無
(理由：)
- ③ 拘束性の有無 (2)
有・無
(理由：)
- ④ 代替性の有無
有・無
(理由：)
- イ 報酬の労務対償性 (3)
認められる・認められない
(理由：)

(2) 労働者性の判断を補強する要素等 (4)

- ア 事業主性の有無
- イ 専属性の程度
- ウ その他

3 調査官意見

請求人は、一次下請けの監督の指示の下、一次下請けの労働者とともに作業を行っていること、一次下請けの労働者と同様の時間的な拘束を受けていたこと、他の労働者と代替することは認められていなかったこと、諾否の自由は認められていなかったこと等から指揮監督の下での労働であると認められること、また、出勤した日数に応じて報酬が支払われ、出来高により報酬が支払われていなかった等報酬の労務対償性が認められる。

また、念のため、補強要素についてみても、請求人は独自の商号を有しており、報酬から給与所得として源泉徴収されていないものの、報酬の額は概ね同種の労働者と同額であり、機械器具の負担関係や業務遂行上の損害賠償責任を負っていなかった。

以上により、請求人は、一次下請けである〇〇組について使用従属性が認められるので、労働者として取り扱うこととしたい。

なお、本件については、監督担当部署も同意見である。

【ポイント】

(1) 業務遂行上の指揮監督の有無

請負とは「当事者の一方がある仕事を完成することを約」する契約であり、仕事を任されているか否かが重要なポイントとなる。したがって、具体的な作業についてどのような指示があったのか、特に労働者であることが明白な者との差異の有無、内容について詳しく調査の上、その結果を明記すること。

(2) 拘束性の有無

拘束性が仕事の性質からくるものとして説明される場合には、必ずしも労働者性を認める要素とはならないことから、仕事との関連や特に労働者であることが明白な者との差異の有無、内容について詳しく調査の上、その結果を明記すること。

(3) 報酬の労務対償性

仕事の出来高との関係で報酬が払われるのか、仕事が完成すれば現場への出入りにかかわらず、報酬が支払われ、減額されないのか等についても調査の上、明記すること。

(4) 労働者性の判断を補強する要素等

2の(1)の主要判断基準では判断が困難な場合については、補強要素を踏まえて判断することが求められることから、そのときには、特に詳しく調査の上、その結果を明記すること。

No.3 給付基礎日額の算定

整理番号

調査結果復命書

署 長	次 長	課 長	給 調 官	係 長	係	復命年月日 平成 ○年 ○月 ○日
署長判決指示事項			調査官	<input type="checkbox"/> 労働基準監督官 <input type="checkbox"/> 労働事務官		〇〇〇〇 印
1. 調査官意見のとおり決定する。			調査年月日	平成 ○年 ○月 ○日～平成 ○年 ○月 ○日		
2. 下記事由により再調査を要する。			調査目的	長時間労働を原因として、脳出血を発症し死亡したとして 労災請求（遺族補償年金、葬祭料）された事案。		
<hr/> <hr/> <hr/>				調査により、発症前5ヶ月間に1ヶ月当たり95時間の時間外労働を認めた（別途復命）が、事業場から提出された賃金台帳では、1ヶ月当たり20時間しか時間外労働手当が支払われていない。		
				平均賃金は、賃金債権として確定している金額を基に算定することから、平均賃金に算入すべき賃金の有無を調査するもの。		
事業場	名称				代表者名	〇〇〇〇
	所在地	〒 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			Tel	〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
場	労働保険番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		業種		
	労働者数	男〇〇名 女〇〇名 合計〇〇〇名				
被災労働者	氏名	〇〇〇〇	<input checked="" type="radio"/> 男・女	生年月日	M・T・S〇〇年 ○月 ○日 (〇才)	
	住所	〒 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			Tel	〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	職種	〔 <u>常用</u> ・日雇〕		所定労働時間	週40時間 1日8時間	
	雇入年月日	昭和 ○〇年 ○月 ○日		被災年月日	平成 ○年 ○月 ○日	
請求種別	療養・休業・障害・ <u>遺族・葬祭</u> ・介護 ()			受付年月日	平成 年 月 日	
請求の概要	請求人の夫はトラックの長距離運転手として勤務していたが、平成22年3月16日に脳出血を発症し死亡したものであるが、請求人は、発症の原因が業務による過重負荷（長時間労働）によるものとして、遺族補償給付（年金）と葬祭料の請求に及んだものである。					
調査の結果	請求人の賃金のうち、時間外労働及び深夜労働に係る割増賃金について適正に算定されていなかったことから、平均賃金算定期間である12月、1月、2月分の賃金には、被災者に支払われるべき賃金（債権として確定している賃金）をそれぞれ別紙1のとおり変更した上で平均賃金を計算し、給付基礎日額を決定すべきと史料する。					

1 調査内容

(1) 賃金の計算期間等

毎月末締め、翌月 10 日支払い。

(2) 平均賃金算定事由発生日と算定期間

ア 平均賃金算定事由発生日

平成 22 年 3 月 16 日未明に脳出血を発症し、同日、搬送先の〇〇病院で死亡が確認されたことから、平均賃金算定事由発生日は平成 22 年 3 月 16 日である。

イ 平均賃金算定期間

賃金は毎月末締め、翌月 10 日支払いであることから、

平均賃金の計算は、賃金締切日があるときは直前の締切日から起算する（労基法第 12 条第 2 項）

① 平成 21 年 12 月分（平成 21 年 12 月 1 日～同月 31 日、31 日間）

② 平成 22 年 1 月分（平成 22 年 1 月 1 日～同月 31 日、31 日間）

③ 平成 22 年 2 月分（平成 22 年 2 月 1 日～同月 28 日、28 日間）

として支払われた賃金、期間が平均賃金算定の基礎となる。

(3) 賃金（手当）の種類と被災者に支払われた金額等

ア 就業規則上の手当の種類と支給要件

①基本給：勤務年数等を考慮して、別に定める金額

②ドライバー手当：片道 100Km 以上の運転業務の場合に 2,000 円

片道 200Km 以上の運転業務の場合に 3,000 円

宿泊を伴う運転業務の場合に 5,000 円

③通勤手当：公共交通機関を使用の場合は 1 ヶ月定期相当金額

自家用車通勤の場合は会社と自宅までの距離に応じて定める金額

5Km 未満 無し

5Km～10Km 月額 2,000 円

10Km 以上 月額 3,000 円

④家族手当：配偶者 15,000 円

子供 1 人につき 5,000 円

⑤残業手当：時間外勤務 1 時間につき、基本給÷180×1.25 で計算した金額

⑥休日手当：日曜日に勤務した場合 1 時間につき、基本給÷180×1.35 で計算した金額

⑦深夜手当：午後 10 時から翌午前 5 時の間に勤務した場合 1 時間につき、基本給÷180×0.25 で計算した金額を加算する

⑧賞与：毎年 5 月末日、11 月末日に在籍する社員に、賞与を支給する。賞与の支給日は 6 月 20 日、12 月 20 日とし、賞与の額は業績を勘案して支給の都度決定する。

その他の手当として、慶弔見舞金、出産祝い金等臨時の賃金があるが、平均賃金には算入しない賃金であることから省略。

平均賃金には臨時に支払われた賃金は算入しない（労基法第 12 条第 4 項）

イ 実際に支払われた賃金

(7) 12月分 (1月8日支払い※) ※1月10日が日曜日のため、8日に繰り上げて支払い

- ①基本給：320,000円
- ②ドライバー手当：2,000円×25日=50,000円
- ③通勤手当：2,000円
- ④家族手当：15,000円+5,000円=20,000円
- ⑤残業手当：2,431円×20時間=48,620円
- ⑥深夜手当：0円
- ⑦賞与：700,000円 (平均賃金対象外)
- ①+② 370,000円 (割増賃金の算定基礎となる賃金)

休日労働の割増賃金は法定休日(週に1日)に労働した場合に支払わなければならない。
本例においては、毎週日曜日の休日が確保されていたことから、休日労働の割増賃金は不要。

平均賃金には3ヶ月を超える期間ごとに支払われた賃金は算入しない(労基法第12条第4項)

割増賃金の算定には①家族手当、②通勤手当、③別居手当、④子女教育手当、⑤住宅手当、⑥臨時に支払われた賃金、⑦1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金については、算入しない。(労基法第37条4項、労基則第11条)

(4) 1月分 (2月10日支払い)

- ①基本給：320,000円
- ②ドライバー手当：2,000円×24日=48,000円
- ③通勤手当：2,000円
- ④家族手当：15,000円+5,000円=20,000円
- ⑤残業手当：2,431円×20時間=48,620円
- ⑥深夜手当：0円
- ①+② 368,000円 (割増賃金の算定基礎となる賃金)

本例においては、各月の賃金のうち、⑤残業手当と⑥深夜手当が不適切(支払額が少ない)である。(労働基準法第37条)

(5) 2月分 (3月10日支払い)

- ①基本給：320,000円
- ②ドライバー手当：2,000円×24日=48,000円
- ③通勤手当：2,000円
- ④家族手当：15,000円+5,000円=20,000円
- ⑤残業手当：2,431円×20時間=48,620円
- ⑥深夜手当：0円
- ①+② 368,000円 (割増賃金の算定基礎となる賃金)

本例は、賃金の支払いに割増賃金が適正に算入されていないものであり、平均賃金算定の前に割増賃金を適正に算定する必要がある。
割増賃金を適正に算定するためには、所定労働時間、所定休日を把握する必要がある。
(4)のア、イは就業規則から調査する。

(4) 所定労働時間と時間外労働時間

ア 所定労働時間 始業8時 終業17時 休憩時間12時～13時(1時間)

イ 所定休日 土曜日、日曜日、国民の休日、夏期休暇(8月13日～15日)、年末年始(12月30日～1月3日)

ウ 時間外労働時間(各労働日の労働時間は別表※のとおり)

- i) 12月1日～12月31日まで102.5時間
- ii) 1月1日～1月31日まで98.5時間
- iii) 2月1日～2月28日まで88.0時間

エ 深夜労働時間(各労働日の深夜時間は別表※のとおり)

- i) 12月1日～12月31日まで30.5時間

※別表とは労働時間把握表のことであるが、本例においては略。
ただし、発症日からの把握では月ごとの労働時間把握にならないので、賃金締切日に合わせた作り替えが必要。
また、深夜手当を計算しなければいけない事案については、表中に深夜時間帯(PM10時～AM5時)の時間を記入しておくこと、効率的。

ii) 1月1日～1月31日まで28.0時間

iii) 2月1日～2月28日まで17.5時間

(5) 時間外及び深夜の割増賃金の算定

ア 事業場の労働時間制

週40時間、1日8時間の原則的な労働時間制

割増賃金を算定するためには、変形労働時間制か否かを調べる必要がある。

本例においては、変形労働時間制を採用していないパターンである。実例で変形労働時間制が採用されている事業場の場合は、監督部署と十分な連携の上、時間外労働時間を確定させること。

イ 事業場の1ヶ月あたりの労働時間

i) 年間労働日

$365 \text{日} - (52 \text{日} + 52 \text{日} + 14 \text{日} + 1 \text{日} + 2 \text{日}) = 244 \text{日}$

ii) 年間労働時間数

$244 \text{日} \times 8 \text{時間} = 1,952 \text{時間}$

割増賃金の算定で月により労働時間が異なる場合は年間の所定労働時間を平均して月の所定労働時間を算出する。(労基則第19条1項4号) 小数第2位は切り捨てる。(割増賃金は2割5分以上の率で計算なので、分母にあたる月間平均労働時間数の端数は切り捨てる。)

iii) 月間労働時間数

$1952 \text{時間} \div 12 \text{月} = 162.6 \text{時間}$

ウ 12月～2月の時間外割増賃金の額

i) 12月

$370,000 \text{円} \div 162.6 \text{時間} \times 1.25 = 2,844.4 \text{円}$ (2,844円が1時間あたりの割増額)

$2,844 \text{円} \times 102.5 \text{時間} = 291,510 \text{円}$

割増賃金の計算において、一時間あたりの賃金及び割増賃金の円未満の端数は四捨五入。(S63.3.14 基発第150号)

ii) 1月

$368,000 \text{円} \div 162.6 \text{時間} \times 1.25 = 2,829.0 \text{円}$ (2,829円が1時間あたりの割増額)

$2,829 \text{円} \times 98.5 \text{時間} = 278,656.5 \text{円}$ (278,657円)

iii) 2月

$368,000 \text{円} \div 162.6 \text{時間} \times 1.25 = 2,829.0 \text{円}$ (2,829円が1時間あたりの割増額)

$2,829 \text{円} \times 88.0 \text{時間} = 248,952 \text{円}$

エ 12月～2月の深夜割増賃金の額

i) 12月

$370,000 \text{円} \div 162.6 \text{時間} \times 0.25 = 568.9 \text{円}$ (569円が1時間あたりの割増額)

$569 \text{円} \times 30.5 \text{時間} = 17,354.5 \text{円}$ (17,355円)

深夜割増について、本例は、時間外が長くなり深夜時間に及んだものであり、当該時間の賃金のうち100%部分と時間外の25%分は既に上記ウで計算済みであることから、深夜部分の25%だけ計算して加算する。

ii) 1月

$368,000 \text{円} \div 162.6 \text{時間} \times 0.25 = 565.8 \text{円}$ (566円が1時間あたりの割増賃金)

$566 \text{円} \times 28.0 \text{時間} = 15,848 \text{円}$

iii) 2月

$368,000 \text{円} \div 162.6 \text{時間} \times 0.25 = 565.8 \text{円}$ (566円が1時間あたりの割増賃金)

$566 \text{円} \times 17.5 \text{時間} = 9,905 \text{円}$

(6) 各月の平均賃金の基礎となる賃金額の確定

ア 被災者に支払われるべき賃金（平均賃金に算入すべき賃金）

平均賃金に算入すべき賃金と期間は次表のとおり。

	12月分	1月分	2月分	備 考
①基本給	320,000	320,000	320,000	就業規則の別に定める金額。平成20年1月から当該金額。
②ドライバー手当	50,000	48,000	48,000	就業規則どおり。舞鶴と大阪市間(152Km)の運転業務。
③通勤手当	2,000	2,000	2,000	自家用車による通勤(約7Km)。
④家族手当	20,000	20,000	20,000	就業規則どおり。妻、子一人。
⑤残業手当	291,510	278,657	248,952	上記(5)のウのとおり。
(既支払い分)	(48,620)	(48,620)	(48,620)	月20時間で支払われており、不足。時間単価も計算間違い。
⑥深夜手当	17,355	15,848	9,905	上記(5)のエのとおり。支給実績無し。
合 計	680,855	664,505	628,857	合計 1,974,217円
期間の日数	31日	31日	28日	合計 90日
労働日数	25日	26日	24日	合計 75日

2 調査結果のまとめ（平均賃金額、給付基礎日額）

(1) 平均賃金額

平均賃金を計算すると、

平均賃金には最低保証額がある。(労基法第12条1項1号、2号)

$$(680,855 \text{円} + 664,505 \text{円} + 628,857) \div (31 \text{日} + 31 \text{日} + 28 \text{日}) = 21,935.74 \text{円}$$

となり、平均賃金の最低保障と比較すると

ア 月・週等一定の期間によって支払われた賃金（上表の①、③、④）について

$$(342,000 \text{円} \times 3) \div 90 \text{日} = 11,400.00 \text{円}$$

イ 日・時間又は出来高等によって支払われた賃金（上表の②、⑤、⑥）について

$$(358,865 \text{円} + 342,505 \text{円} + 306,857 \text{円}) \div 75 \text{日} \times (60/100) = 8,065.82 \text{円}$$

ウ 最低補償額との比較

$$11,400.00 \text{円} + 8,065.82 \text{円} = 19,465.82 \text{円} < \underline{21,935.74 \text{円}} \text{ (平均賃金額)}$$

本例においては、控除すべき（算入しない）期間等がないが、業務上災害にあって休業している期間等は平均賃金の計算から控除されるので要注意。(労基法第12条3項。)

(2) 給付基礎日額

給付基礎日額には最低保証額（自動変更対象額）がある。（労災法第8条2項、労災則第9条1項5号）
最低保証額は変更されるので要注意。（毎年8月1日が変更日とされている。労災則第9条2項。）

イ 給付基礎日額の決定

給付基礎日額の最低保証額 4,040 円（平成 21 年 8 月 1 日～）であることから、給付基礎日額は
21,936 円

給付基礎日額に円未満の端数があるときは1円に切り上げる。（労災法第8条の5。）

No.4 特別加入制度と請求事案の判断

整理番号

調査結果復命書

署 長	次 長	課 長	給 調 官	係 長	係	復命年月日 平成 ○年 ○月 ○日
署長判決指示事項			調査官	<input type="checkbox"/> 労働基準監督官 <input type="checkbox"/> 厚生労働事務官		
1. 調査官意見のとおり決定する。 2. 下記事由により再調査を要する。 _____ _____ _____			調査年月日	平成 ○年 ○月 ○日～平成 ○年 ○月 ○日		
			調査目的	特別加入者である請求人の災害にかかる業務上外に関する調査		
事 業 場	名 称	有限会社 ○○			代表者名	○○○○
	所在地	〒○○○ 東京都○○区○○町○-○-○			Tel	()
	労働保険番号	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	業種	輸送用機械器具製造業		
	労働者数	男 ○名 女 ○名 合計 ○名				
被 災 労 働 者	氏 名	○○○○	男・女	生年月日	M・T・S○○年 ○月 ○日 (○○才)	
	住 所	〒○○○ ○○○○○○○○○○○○○○			Tel	○○ (○○○) ○○○○
	職 種	〔常用・日雇〕特別加入者		所定労働時間	週 時間 1日 時間	
	雇入年月日	年 月 日	被災年月日	○年 1月14日		
請求種別	療養・休業 障害・遺族・葬祭・介護・()			受付年月日	平成 年 月 日	
請求の概要	特別加入者の請求人が、所定労働時間に引き続いて作業中負傷した療養補償給付及び休業補償給付の請求に及んだものである。					
調査の結果	請求人の災害は、特別加入者としての業務遂行性が認められることから労災保険法第7条第1項第1号の業務災害に該当するものである。 よって、本件請求は支給決定すべきと考える。					

1 調査内容

(1) 特別加入者の資格の有無

- ① 特別加入者として労働局長の承認を受けているか否か。
- ② 承認を受けている場合であっても、中小事業主としての保険関係が消滅しているか否か。

(2) 特別加入申請書（変更届）に記載された業務内容・所定労働時間

(3) 災害発生日時

- ① 災害発生日が特別加入者として承認を受けている期間内のものか否か。
- ② 災害発生日が当該事業場に雇用される労働者の所定労働日であったか否か。
- ③ 災害発生時間が当該事業場の所定労働時間中（申請書・変更届に記載された）であったか否か。

(4) 発生状況

- ① 災害発生時に従事していた業務内容が上記（2）の特別加入申請書（変更届）に記載されている業務に該当するか否か。
- ② 上記（3）で所定労働日外又は所定労働時間外であった場合、当該作業に労働者を伴っていたか否か。
- ③ 災害発生時に従事していた業務内容が、事業主の立場において行う本来の業務に該当するか否か。

(5) 給付基礎日額

- ① 承認を受けている給付基礎日額

(6) 支給制限事案に該当するか否か（労災保険法第34条第4項）

※業務災害のみ

- ① 保険料滞納の有無
- ② 故意又は重過失によって生じたものか否か

(7) 有期事業の場合、労働者性の有無

2 調査結果のまとめ

以下の要件にあてはまるか検証する。

(1) 特別加入資格の有無

有り・無し

理由（

）

(2) 業務遂行性の認められる範囲

当該事業場に勤務している労働者の就労状況の調査及び特別加入申請書（変更届）に記載された内容によって、当該請求人の業務遂行性の範囲を確定する。

(3) 業務遂行性の有無

当該災害が上記（2）の範囲内であるか否か、昭和40年12月6日付け局長通達「特別加入者に係

る業務上外の認定及び支給制限の取り扱いについて」の基準に基づき判断を行う。

有り・無し

(4) 理由()

業務起因性の有無

当該傷病が業務に起因しているか否かの判断を行う。

有り・無し

理由()

(5) 給付基礎日額

承認時から変更されている可能性があるため、直近の変更届若しくは年度更新申告書内訳により災害発生時の給付基礎日額の確認を行う。

年 月 日付け承認 給付基礎日額 円

(6) 支給制限の有無

保険料滞納 有り・無し

故意・重大な過失 有り・無し

(7) 労働者性の有無

※有期事業のみ

労働者性 有り・無し

3 調査官意見

請求人は、有限会社〇〇の代表取締役として、中小事業主等として特別加入の承認を受けている者であり、災害発生時に従事していた作業には業務遂行性が認められること、傷病との間に業務起因性も認められることから、本件は労災保険法第7条第1項第1号の業務災害に該当するものと判断される。

【ポイント】

(1) 特別加入者の資格の有無

イ 中小事業主

使用する労働者の総数が常時300人(金融業、保険業、不動産業又は小売業については50人、卸売業又はサービス業にあっては100人)以下の労働者を使用する事業主(事業主が法人その他の団体であるときはその代表者)であって、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する者であること。

※ 常時労働者を使用するとは、年間において100日以上使用すると見込まれる場合をいう。

ロ 中小事業主が行う事業に従事する者

労働者以外の者で事業に常態として従事する者であること。

※ 通常家族従事者が該当し、事業主が法人である場合には、代表者以外の役員のうち労働者性の認められない者が該当する。

(2) 特別加入申請書(変更届)に記載された業務内容・所定労働時間

承認後に変更届が提出されている場合があるので、最初に提出されている申請書だけでなく、変更届提出の有無を確認すること。

(3) 災害発生日時・災害発生状況

業務遂行性が認められるのは、以下のa~eいずれかの行為を行っている場合に被災したものであること。

- a 特別加入申請書別紙の業務内容欄に記載された労働者の所定労働時間(休憩時間を含むものとする。以下同じ。)内において、特別加入の申請に係る事業のためにする行為(当該行為が事業主の立場において事業主本来の業務を除く。)及びこれに直接附帯する行為(生理的行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的行為及び緊急業務行為をいう。)を行う場合。
- b 労働者の時間外労働又は休日労働に応じて就業する場合。
- c a、bに接続して行われる業務(準備・後始末行為を含む。)を特別加入者のみで行う場合。
- d 就業時間内における事業場施設の利用中及び事業場施設内での行動中の場合。
- e 当該事業の運営に直接必要な業務(事業主の立場において行う本来の業務を除く。)のために出張する場合。

(4) 給付基礎日額

特別加入者は賃金を受けないため、給付基礎日額は3,500円~20,000円の範囲内において、特別加入者の希望を徴し決定することとされている。

給付基礎日額は、加入承認時における決定の後、必要に応じて改定することができるとされており、具体的には年度更新時において申告書内訳において変更の申請がなされるため、加入時に決定した給付基礎日額ではなく、災害発生日時の給付基礎日額を確認の上、決定することとなる。

(5) 支給制限事案に該当するか否か(労災保険法第34条第4項)

保険料が滞納されている期間中に生じたとき又は事業主の故意・重大な過失によって生じたものであるときは、当該自己に係る保険給付の全部または一部を支給制限することができることとされているため、支給制限事案に該当するか否かの確認を行うこと。(労災保険法第34条第4項)

(6) 有期事業の場合、労働者性の有無

建設事業に従事する者については、現場によっては労働者として認められる形態で就労している場合があるため、請負契約の内容、報酬の内容等を確認の上、労働者性の有無について判断を行うこと。

なお、労働者性が認められる場合にあつては、特別加入の有無に関わらず、元請の保険により保険給付を行うこととなる。

No.5 治ゆの判断

整理番号

調査結果復命書

署 長	次 長	課 長	給 調 官	係 長	係	復命年月日 平成 年 月 日
署長判決指示事項 1. 調査官意見のとおり決定する。 2. 下記事由により再調査を要する。 _____ _____ _____			調査官	<input type="checkbox"/> 労働基準監督官 <input type="checkbox"/> 労働事務官 _____ 印		
			調査年月日	平成 年 月 日 (被災労働者)		
				平成 年 月 日 (主治医)		
				平成 年 月 日 (地方労災医員)		
			調査目的	傷病名〇〇骨折等により療養開始後 3 年〇月を経過した被災労働者の療養の要否を確認するため、傷病の状態、治療効果の有無、症状安定の有無を調査したものである。		
調査の 対象者	氏名	♂・♀		生年月日	M・T・S	年 月 日 (〇〇才)
	住所	〒 _____ Tel () _____				
	職種	[常用・日雇]	所定労働時間	週	時間	1日 時間
	雇入年月日	年 月	被災年月日	平成	年 月 日	
	療養開始年月日		傷病名			
	就労の状況		就労の内容			
	主治医		医療機関名			
	医療機関住所	〒 _____ Tel () _____				
	療養区分	入院・通院 (回 / 週・月)	面談年月日	H	年 月 日	
	他の主治医の有無	無・有 (氏名 医療機関住所	医療機関名	傷病名		
調査の結果	被災者の傷病に対する治療効果は期待できず、症状が安定していることから現症状は、症状固定の状態にあると判断される。 よって、本件は平成〇年〇月〇日をもって症状固定 (治ゆ) として認定すべきものとする。					

1 調査内容

(1) 被災時の傷病の状態

(2) 過去の症状、治療内容等（主治医に対する照会結果等）

ア 症状⁽¹⁾

(ア) 骨ゆ合⁽¹⁾ している・していない

(イ) 併発疾病⁽²⁾ ない・ある（傷病名： ）

イ 治療内容等

(ア) 治療内容

投薬（ ）、手術、その他（ ）

(イ) 治療の目的、薬剤の効能等⁽³⁾

(3) 現在の症状、治療内容等（主治医に対する照会結果等）

ア 症状

(ア) 骨ゆ合⁽¹⁾ している・していない

(イ) 併発疾病⁽²⁾ ない・ある（傷病名： ）

イ 治療内容等

(ア) 治療内容

投薬（ ）、手術、その他（ ）

(イ) 治療の目的、薬剤の効能等⁽³⁾

(4) 主治医の意見

ア 治療効果の有無

イ 症状の安定の有無

ウ 治ゆの見込み、時期

(5) 専門医の意見

ア 治療効果の有無

イ 症状の安定の有無

ウ 療養の要否、治ゆの時期等⁽⁴⁾

2 調査結果のまとめ

(1) 傷病の状態

骨ゆ合 している・していない

併発疾病 ない・ある（傷病名： ）

(2) 治療効果の有無⁽⁵⁾

期待できる ・ 期待できない

(理由：)

(3) 症状の安定の有無⁽⁶⁾

安定している ・ 安定していない

3. 調査官意見

既に請求人の骨折部の骨はゆ合はしており、化膿性骨髄炎を併発しているものの、既に慢性化している。

また、傷病に対する治療内容は過去1年間にわたって変化が認められず、症状経過、診療回数等からみて、現在の症状は既に安定していると認められるとの専門医の意見である。

主治医が今後の治療方法として「慢性化膿性骨髄炎についての対処が必要である」と述べている月一回程度の投薬での対処であれば、慢性化膿性骨髄炎に係るアフターケアの範囲内であると判断される。

したがって本件災害にかかる被害者の傷病については、治療効果が認められず、症状が安定していることから、平成〇年〇月〇日をもって症状固定（治ゆ）と認定すべきものと考え

る。
 ついては、被災者、診療期間、事業主あて別途治ゆ認定の通知を行うことといたしたい。

なお、上記のとおり、慢性化膿性骨髄炎に係るアフターケアが必要である者ことから、局に報告することとしたい。

【ポイント】

(1) 骨ゆ合

骨折の場合、療養の要否の最大のポイントは、骨がゆ合している（つながった）か否かであることから、骨ゆ合の有無を明記すること。

なお、骨がゆ合しないまま、治ゆとすることもあることに留意すること。

(2) 併発疾病

骨折の場合、骨ゆ合の有無に次いで療養の要否のポイントとなるのは、併発疾病の有無であることから、併発疾病の有無及び傷病名を明記すること。

なお、併発疾病が慢性化した場合、完治しなくても治ゆとすることもあることに留意すること。

(3) 治療の目的、薬剤の効能等

治療を何のために行っているのか（対症療法か）は治療効果の有無を判断するために必要である。

また、対症療法か否かを判断するためには、治療効果が一時的なものか否かが重要なポイントともなるので、明記すること。

なお、骨ゆ合を漫然と待っており、かつ、療養を継続する理由が骨ゆ合していないと
する場合があるので、そのときには、調査に当たってはその点に留意し、現在の治療によって骨ゆ合が期待できるか特に調査を行うこと。

(4) 療養の要否、治ゆの時期

療養の要否、治ゆの見込み及びその時期について、専門医の意見を簡潔に記載すること。

(5) 治療効果の有無

骨のゆ合、併発疾病について治療効果があるか簡潔にその理由を記載すること。

(6) 症状安定の有無

骨のゆ合、併発疾病について症状が安定しているか簡潔にその理由を記載すること。

No.6 再発の判断



整理番号

調査結果復命書

署長	次長	課長	給調官	係長	係	復命年月日 平成 〇年 〇月 〇日
----	----	----	-----	----	---	----------------------

署長判決指示事項 1. 調査官意見のとおり決定する。 2. 下記事由により再調査を要する。 _____ _____ _____	調査官	<input type="checkbox"/> 労働基準監督官 <input type="checkbox"/> 労働事務官 〇〇〇〇 印
	調査年月日	平成 〇年 〇月 〇日～平成 〇年 〇月 〇日
	調査目的	請求人は、傷病名〇〇で加療を受け、平成〇年〇月〇日に治癒した者であるが、平成〇年〇月〇日再発したとして請求があった。 このため、再発として療養を要するか否かを確認するため、①旧傷病との相当因果関係の有無、②症状の悪化の有無、③治療効果の有無を調査したもの。

事業場	名称			代表者名	〇〇〇〇
	所在地	〒 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		Tel 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	
	労働保険番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	業種		
	労働者数	男〇〇名	女〇〇名	合計〇〇〇名	

被災労働者	氏名	〇〇〇〇	男・女	生年月日	M・T・〇〇年 〇月 〇日 (〇才)
	住所	〒 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		Tel 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	
	職種	(常用) 日雇]	所定労働時間	週 時間 1日 時間	
	雇入年月日	昭和 〇〇年 〇月 〇日	被災年月日	平成 〇年 〇月 〇日	

請求種別	療養・休業・障害・遺族・葬祭・介護・()	受付年月日	平成 年 月 日
------	-----------------------	-------	----------

請求の概要
 請求人は、現症状は、旧傷病が再発したものであるとして療養補償給付及び休業補償給付の請求に及んだものである。

調査の結果
 請求人の現症状は、旧傷病との間に相当因果関係が認められ、治癒時の状態からみて明らかに症状は悪化している。また、その症状は、治療をすることによって治療効果が期待できると認められる。よって、本件請求は、支給決定すべきものとする。

1 調査内容

(1) 受傷時の傷病等

ア 災害発生状況

イ 傷病名 (1)

(2) 治ゆ時（平成〇年〇月〇日）の症状等と障害認定の状況

ア 治ゆ時の症状等

障害補償給付請求書裏面の診断書（〇〇病院〇〇医師作成）

(ア) 傷病名 (1)

(イ) 治ゆ年月日 平成〇年〇月〇日

(ウ) 障害の状態

イ 障害認定

(ア) 認定した単一障害 (2)

(イ) 障害等級

ハ 請求人が申し立てている症状 (3)

(ア) 障害認定時

治ゆ時の症状

(イ) 今回請求時

① 治ゆ時の症状

② 現在の症状

(3) 治ゆ後の症状経過等

ア 治ゆ後の症状経過

イ 悪化に係る業務及び業務以外の原因に関する請求人等の申立 (4)

(4) 再発に関する主治医意見

ア 治ゆ時の症状と比較しての悪化の有無、程度

イ 症状が悪化した原因 (5)

ウ 現症状に対する治療内容、目的 (6)

エ 治療開始後の現症状の症状経過 (7)

オ 治ゆの見込み及びその時期等

(5) 再発に関する専門医意見

ア 現症状と旧傷病との間の医学的な相当因果関係の有無 (8)

イ 治ゆ時の症状と比較しての悪化の有無 (9)

ウ 現症状に対する治療効果の有無 (10)

2 調査結果のまとめ

(1) 現症状と旧傷病との間の医学的な相当因果関係の有無

有り・無し

(理由:

)

(2) 治ゆ時の症状と比較しての悪化の有無

有り・無し

(理由:

)

(3) 現症状に対する治療効果の有無

有り・無し

(理由:

)

3 調査官意見

請求人の現症状については、旧傷病との間の医学的な相当因果関係が認められ、治ゆ時の症状と比較しての悪化している。また、現症状に対する治療効果は、治療内容と症状経過からみて明らかに認められるとの専門医の意見である。

したがって、請求人の現症状については、旧傷病が再発したものとして認めることが適当であり、本件請求については、支給決定することといたしたい。

【ポイント】

(1) 旧傷病の傷病名

再発は、原則として現症状が旧傷病との間に因果関係が認められることが要件であることから、旧傷病の傷病名を明記すること。

なお、旧傷病自体は治ゆの状態にあるものの、治ゆ後に付随疾病が発症する可能性があるが、旧傷病との当該付随疾病との間に医学的な因果関係が認められるときには、当該付随疾病は再発として取り扱われるので留意すること。

(2) 認定した単一障害

障害認定した症状の再発の場合、症状が悪化しているか否かを確認する際の重要なポイントとなるので、どのような症状が残ったとして、何級と考えたのか明記すること。

(3) 請求人が申し立てている症状

再発を申し立てている症状は、障害認定されているとは限らないことから、治ゆ時の症状と現在の症状についての請求人の申立を明記すること。

なお、請求人の申立が障害認定時の申立と整合しているか否かに留意すること。

(4) 悪化に係る業務以外の原因に関する請求人等の申立

再発は、自然経過によることが要件であり、症状の悪化が業務又は業務以外の原因による場合には認められない（業務による場合には、再発ではなく新規として扱われる）から、当該原因に関する請求人等の申立を明記すること。

(5) 症状が悪化した原因

上記（4）に掲げた事由から、主治医が何故症状が悪化したと考えているのか、照会の上、当該意見を明記すること。

(6) 現症状に対する治療内容、目的

治療を何のために行っているのか（対症療法か）は治療効果の有無を判断するために必要である。

なお、現在は対症療法を行っている場合でも、急性増悪期にはこれと異なる治療をしていることがあるので、これに留意すること。

(7) 治療開始後の現症状の症状経過

治療開始後に症状が一時的にではなく改善している場合には、治療効果が認められることから、受診から現在までの症状経過を明記すること。

(8) 現症状と旧傷病との間の医学的な相当因果関係の有無

請求人の申立、主治医の意見を踏まえた上で、専門医の意見を徴取の上、当該意見を明記すること。

(9) 治ゆ時の症状と比較しての悪化の有無

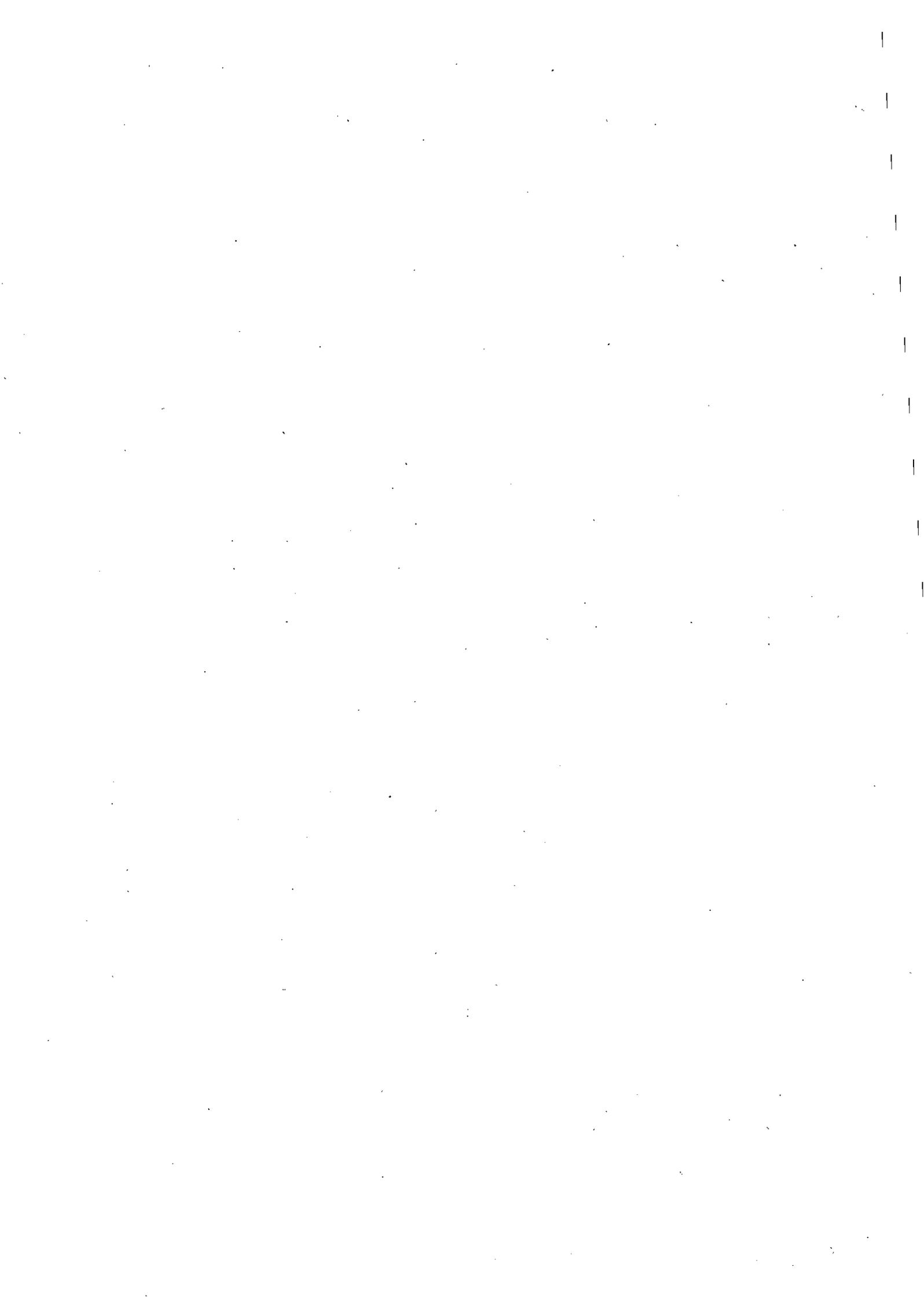
基本的に(8)と同様であるが、旧傷病が再び増悪した場合でないときであっても、便宜再発に準じて認めることがあるので、留意すること。

例：骨折に対して髓内釘による骨接合術を行い、治ゆ後に当該髓内釘を抜去する手術を行う場合

(10) 現症状に対する治療効果の有無

基本的に(8)と同様である。

No.7 障害等級の認定



調査結果復命書

署 長	次 長	課 長	給 調 官	係 長	係	復命年月日 平成 ○年 ○月 ○日
署長判決指示事項			調査官	<input type="checkbox"/> 労働基準監督官 <input type="checkbox"/> 労働事務官 _____ ○ ○ ○ ○ _____ 印		
1. 調査官意見のとおり決定する。 2. 下記事由により再調査を要する。 _____ _____ _____			調査年月日	平成 ○年 ○月 ○日～平成 ○年 ○月 ○日		
			調査目的	請求人に残った障害の程度(障害等級)を明らかにするため、 ①残った障害の有無、②当該障害と当初の傷病との因果関係の有無、③当該障害の部位・系列、③全体としての障害等級に係る調査を行った。		
事業場	名称	○○建設			代表者名	○ ○ ○ ○
	所在地	〒 ○○市○○町○○丁目○番○号			Tel	()
	労働保険番号	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	業種	建設事業		
	労働者数	男名	女名	合計	名	
被災労働者	氏名	○ ○ ○ ○	(男)・女	生年月日	M・T・(S) ○年 ○月 ○日 (38才)	
	住所	〒 ○○市○○○ ○-○-○			Tel	()
	職種	(常用)・日雇] 土工		所定労働時間	週 時間 1日 ○時間	
	雇入年月日	昭和 ○年 ○月 ○日	被災年月日	平成 ○年 ○月 ○日		
請求種別	療養・休業(障害)遺族・葬祭・介護・()			受付年月日	平成 ○年 ○月 ○日	
請求の概要	被災者は○○○○○配水路工事現場において、階段から足を踏み外し2メートル下の床に転落し負傷した。 直ちに○○○○○病院に搬送され、加療した結果、同年○月○日治ゆし、負傷部位に障害が残ったため障害補償の請求に及んだものである					
調査の結果	本件は、併合8級の障害として給付基礎日額 503 日分の障害補償一次金を支給すべきものと思料する。					

1 調査内容

- (1) 受傷時の傷病等
 ア 災害発生状況
 イ 傷病名
- (2) 請求人の自訴について
- (3) 障害の状態（残存する障害と部位）
 ア 診断書裏面の診断書に記載している内容
 イ 受傷時の傷病と残った障害との因果関係の有無
- (4) 医師意見等
 ア 主治医の意見
 イ 専門医等の意見
 ウ 各関節の可動域測定結果
 エ 既存障害の有無 (1)
 オ 残存障害の程度

2 調査結果のまとめ

- (1) 残った障害
単一障害として、以下のものが認められる。 (2)
 ① 右肩関節の可動域の制限
 ② 右手関節の可動域の制限
 ③ 左膝関節の可動域の制限
- (2) 単一障害の評価の根拠
 ① 右肩関節の可動域の制限
 結論：関節の著しい機能障害
 理由：主要運動の1つが1/2以下に制限されている。 (3)
 主要運動 (1/2以下) に制限されている・わずかに及ばない・制限されていない
 : 屈曲 測定結果 ○○度 (1/2以下)
 外転・内転 測定結果 ○○度 (3/4以下)
- ② 右手関節の可動域の制限
 結論：関節の機能障害
 理由：主要運動は3/4以下に制限されていないものの、わずかに及ばない状態であり、かつ、参考運動の1つが3/4以下に制限されている。 (3)
 主要運動 (3/4以下) に制限されている・わずかに及ばない・制限されていない
 : 屈曲・伸展 測定結果 ○○度 (3/4以下ではない)
 及ばない程度 ○度 (5度)又は10度以下か YES / NO
 参考運動
(3/4以下) に制限されている・制限されていない
 とう屈 測定結果 ○○度 (3/4以下ではない)
 尺屈 測定結果 ○○度 (3/4以下)
- ③ 左膝関節の可動域の制限
 結論：関節の機能障害 下記の測定結果による。
 主要運動 (3/4以下) に制限されている・わずかに及ばない・制限されていない
 : 屈曲・伸展 ○○度 (3/4以下に制限)
- (3) 残存する障害の系列 (4)
 ① 右肩関節の著しい機能障害 (系列18)

- ② 右手関節の機能障害（系列18）
- ③ 左膝関節の機能障害（系列30）

(4) 障害等級の評価

ア 準用

① 右肩関節の著しい機能障害（系列18）第10級の9

② 右手関節の機能障害（系列18）

第12級の6

準用9級

イ 併合

③ 左膝関節の機能障害（系列30）

併合8級

3 調査官意見

以上のことから本件については、上記2（2）の①～③を併合し、障害等級第8級に該当する障害として給付基礎日額503日分の障害補償一時金を支給すべきものと思料する。

【ポイント】

1 既存障害の有無

障害等級の評価を行うに当たって、加重の取扱いが必要か否かを判断するため、既存障害の有無を確認する必要があるため、主治医意見書等により、既存障害の有無を明記すること。

既存障害は、①その生じた事由が業務上であると、業務外であると問わないこと、②既存の障害が業務災害（又は通勤災害）によるものである場合には、その後の障害の程度の変更の如何を問わず、既に障害補償のなされた等級を既存の等級とすることに留意すること

2 単一障害の把握

請求人の主訴、主治医意見書等により、単一障害を漏れなく把握し、残存障害の評価を行う必要があることに留意すること。また、把握した単一障害を漏れなく明記するとともに、各々の障害がどの障害等級に該当するか評価すること。

なお、障害によっては、臭覚のように検査の手法が定められているものや高次脳機能障害のように意見書の様式が定められているものがあるので、留意して評価すること。

3 関節可動域の測定結果等の明示

単一障害の障害等級の評価を行うに当たっては、その障害等級認定の基礎となる関節可動域の測定結果等を明記し、当該結果から、認定基準に照らし、どの障害等級に当たるか判断した理由を具体的に記載すること。

なお、以下の事項に注意して、測定及び評価を行うこと。

- ① 主要運動が複数ある場合には、主要運動のいずれか一方の可動域が健側の関節可動域角度の1/2以下又は3/4以下に制限されているときは、関節の著しい機能障害又は機能障害と認定
- ② 上肢及び下肢の3大関節については、主要運動の可動域が1/2又は3/4をわずかに上回る場合に、当該関節の参考運動が1/2以下又は3/4以下に制限されているときは、関節の著しい機能障害又は機能障害と認定。「わずかに」とは原則として5度。
- ③ せき柱については、頸椎又は胸腰椎の主要運動の可動域制限が参考可動域の1/2をわずかに上回る場合に、頸椎又は胸腰椎の参考運動が1/2以下に制限されているときは、頸椎又は胸腰椎の運動制限と認定すること。「わずかに」とはせき柱については10度
- ④ 参考運動が複数ある関節にあっては、1つの参考運動可動域が上記②のとおり制限されていることをもって足りるとされていること。

※ 屈曲・伸展のように同一面にある運動は、原則として両者の可動域角度を合計した関節可動域の可動域の制限の程度を評価すること。

4 系列番号の付与

準用等、同一系列内の複数の障害の評価を適切に実施するため、単一障害の評価を記載する際、各々の障害がどの系列に属するか明示すること。

5 準用（同一系列内にある複数の障害の評価）

同一系列内にある複数の障害の評価に当たっては、どの系列の障害について準用等級を定めたのか、その取扱いが分かるように明記すること。

6 障害の序列の考慮

準用等級を定めるに当たっては、障害等級表に掲げる障害との序列を考慮し、序列をみだすか否か、みだす場合の障害等級の評価及びその根拠を具体的に記載すること。

序列とは、同一系列の障害相互間における等級の上位、下位の関係をいう。機械的に併合の方法により準用等級（併合等級）を定めると、序列を乱すことがあるので、上位と下位の関係に留意して、等級を認定することが必要である。

7 併合（系列の異なる複数の障害が存在している場合の障害等級の評価）

異系列の複数の障害については、併合により障害等級を定めることとなるが、準用の取扱い等と混同することを防止するため、具体的にどの障害について併合により障害等級を定めたのか明記すること。

その方法は、労災則第14条第2項、3項に定められている。

系列を異にする障害が2以上ある場合に、重い方の身体障害によるか、又はその重い方の等級を1級ないし3級繰り上げること。

① 13級以上に該当する障害2以上あるとき 1級繰り上げ

② 8級以上に該当する障害2以上あるとき 2級繰り上げ

③ 5級以上に該当する障害2以上あるとき 3級繰り上げ

8 加重（既存障害がある場合）

加重の取扱いとは、「既に身体障害のあった者⁽¹⁾が業務災害（又は通勤災害。以下同じ。）によって、同一の部位⁽²⁾について障害の程度を加重した場合は、加重した限度で障害補償⁽³⁾」を行うことである。

この場合、

(1) 既に身体障害のあった者

業務災害であると私傷病であると問わない。

(2) 同一の部位

同一系列を言う。

(3) 加重した限度で障害補償を行う。

加重された身体障害の障害等級の障害補償の額（日数）から既に存していた身体障害の該当する障害等級の障害補償の額（日数）を控除して得た額（日数）とする。

なお、業務災害による障害の場合、その後の障害の程度の変更のいかんにかかわらず、既に障害補償のなされた等級を既存の等級とすることに留意すること。

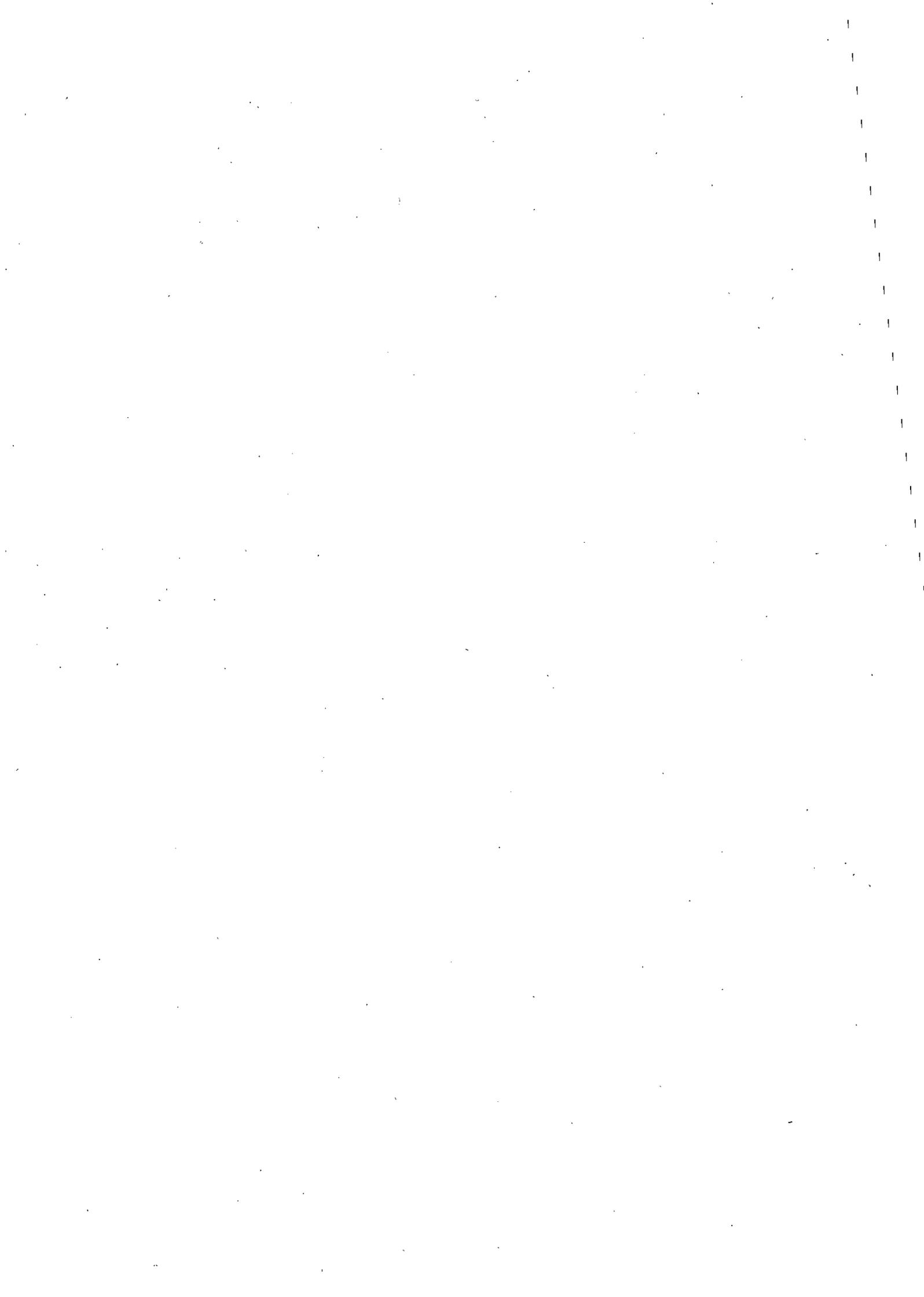
例：既存等級 12級の9（156日分）

加重後の障害等級 11級の6（223日分）

223日分－156日分＝67日分を補償

チェックポイント

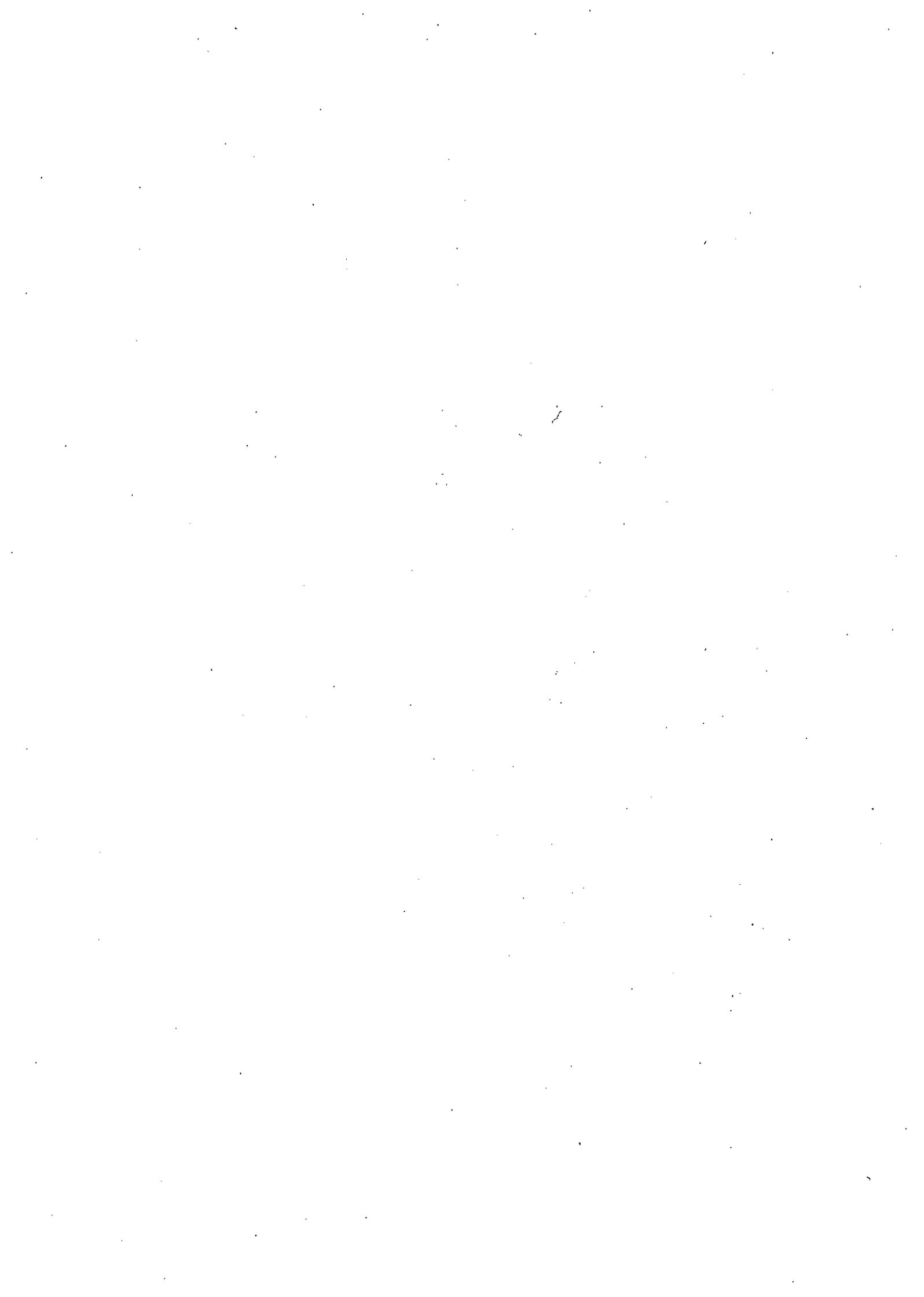
No.1 負傷等に関する請求事案のチェックポイント



負傷や負傷に基づく疾病に関する請求事案のチェックリスト

ポイント	点検事項	該当の有無	根拠
災害の発生時の就労義務の有無	① 就業時間中の災害である。 ② 就業時間中ではないが、業務の準備行為や後始末中の災害である。 ③ 休憩時間中の休憩時の災害ではない。		
災害が発生した時の請求人の行為	① 業務に従事中である。 ② 生理的必要行為や反射的な行為中である。 ③ 恣意的行為等業務から離脱中ではない。		
災害の発生場所	① 事業場の門の内側の災害である。 ② 出張中の災害である。 ③ 赴任途上の災害である。		
災害発生の原因	① 負傷の原因が本人の故意に基づくものでない。 ② 負傷の原因が他人の故意(私怨等に限る。)ではない。 ③ 災害の原因が不明でない。 ④ 災害の原因は事業場施設又はその管理の瑕疵等に基づく。		
災害発生に関する本人の帰責性の有無及び程度 (出張中の災害の留意点)	① 合理的な順路及び方法の往路上の災害である。 ② 通常の又は合理的な範囲内における行為中の災害である。 ③ 泥酔したための災害ではない。		

結論	理由
業務上の災害である ・ 業務上の災害ではない	



No.2 社会復帰促進等事業のチェックポイント

社会復帰促進等事業のチェックリスト

ポイント	点検事項	該当の有無	視覚
アフターケア制度			
例：せき髄損傷に係るアフターケア	<p>①障害等級第3級以上の障害(補償)給付を受けている者又は受けることが見込まれる者のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められるか。</p> <p>②せき髄損傷で障害等級第4級以下の障害(補償)給付を受けている者であり、医学的に特に必要があると認められるか</p> <p>③アフターケアによる措置範囲は適切か ・診察は1ヶ月に1回程度の必要に応じた範囲であるか</p> <p>・保健のための処置の範囲は適切か 補償措置: 症状が若干の通院又は投薬で回復する程度の褥瘡か 自宅等で交換のために使用する滅菌ガーゼ及び絆創膏の支給について、医師が必要な場合と認められるか</p> <p>○尿路処置:自宅等で使用するためのカテーテル、留置カテーテル(収尿袋を含む)、カテーテル用消毒液及び滅菌ガーゼの支給について、医師が必要な場合と認められるか。</p> <p>○薬剤の支給:抗菌剤、褥瘡処置用・尿路処置外用薬、排尿障害改善薬及び頻尿治療薬、筋弛緩薬、自律神経薬、末梢神経障害治療薬、向精神薬、鎮痛消炎薬、整腸薬、下剤及び洗腸薬</p> <p>○検査:尿検査、CRP検査、末梢血液一般・生化学的検査、膀胱機能検査、腎臓、膀胱及び尿道のエックス線検査、損傷脊椎及び麻痺域関節のエックス線、CT、MRI検査の実施が必要と認められるか</p>		
	④健康管理手帳の有効期限について、手帳の交付から3年以内のものと認められるか。		
	⑤健康管理手帳の更新による再交付について、更新前に手帳の有効期限が満了する日の翌日から起算して5年以内と認められるか。		
義肢等補装具費支給制度			
例：義肢	<p>①上肢又は下肢の全部又は一部を亡失したことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた又は受ける者と見込まれる者であると認められるか</p> <p>②上肢又は下肢の全部又は一部を亡失したことにより、当該傷病について、労災指定医療機関において療養し、療養(補償)給付を受けている者で、症状固定後に障害(補償)給付を受けることが明らかである者と認められるか</p> <p>③車いす又は電動車いすの支給対象者で、特に必要である者と認められるか</p> <p>④既に装着していた義肢で、業務上又は通勤によりき損し、修理不能となったものを有する者と認められるか</p> <p>⑤社会復帰促進等事業として支給された義肢で、耐用年数を超えたものを有する者と認められるか</p> <p>⑥支給の範囲は適切か ・障害の部位につき2本 ・上記④に該当する者は、き損した義肢1本につき1本 ・上記⑤に該当する者は、耐用年数を超えたもの1本につき1本</p> <p>⑦社会復帰促進等事業として支給された義肢が、通常の使用状態で修理が必要となった場合、修理基準を満たすか</p> <p>⑧義肢の支給に必要な採型指導を実施し、当該義肢が申請者に適合していると認められるか</p> <p>⑨旅費の支給対象となる、義肢の採型又は装着のための旅行と認められるか</p>		

<p>労災就学等援護費</p>			
<p>労災就学援護費</p>	<p>①学費等の支弁が困難である在学者等であつて、以下の要件を満たす学費等の支弁が困難である者と認められるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族(補償)給付を受ける権利を有する在学者 ・遺族(補償)年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者 ・障害(補償)年金を受ける者(障害等級第1級～3級)である在学者等 ・障害(補償)年金受給権者のうち、在学者である子と生計を同じくしている者 ・傷病(補償)年金受給権者(せき随損傷等傷病の程度が特に重篤な者に限る。)のうち、在学者である子と生計を同じくしている者 <p>②一定の教育機関に在学していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に定める学校(幼稚園等を除く) ・同法第82条の2に定める専修学校(一定の要件を満たすものに限る) 		
	<p>③給付基礎日額が16,000円を超えていないか</p>		
	<p>④損害賠償金等の所得が6,000万円を超えていないか</p>		
<p>労災就労保育援護費</p>	<p>①以下の要件を満たす保育に係る費用の援護の必要がある者と認められるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族(補償)年金受給者のうち、保育を必要とする未就学の児童であり、かつ、当該要保育児と生計を同じくしている者の就労のため、保育所、幼稚園等に預けられている者 ・遺族(補償)年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた要保育児である当該労働者の子と生計を同じくしている者であり、かつ、就労のため保育所、幼稚園等に預けられている者 ・障害(補償)年金受給権者のうち、要保育児であり、かつ、当該受給権者と生計を同じくしている者の就労のため、保育所、幼稚園等に預けられている者 ・障害(補償)年金受給権者のうち、要保育児たる当該受給権者の子と生計を同じくしている者であり、かつ、生計を同じくしている者又は当該受給権者の就労のため、保育所、幼稚園等に預けている者 ・傷病(補償)年金受給権者のうち、要保育児たる当該受給権者の子と生計を同じくしており、かつ、生計を同じくしている者の就労のため当該要保育児が保育所、幼稚園等に預けられていること <p>②対象となる施設等であるか</p> <p>児童福祉法第39条に規定する保育所、学校法人第77条に規定する幼稚園のほか、施設の託児施設等</p>		
	<p>③給付基礎日額が16,000円を超えていないか</p>		
	<p>④損害賠償金等の所得が6,000万円を超えていないか</p>		

結論	理由
支給(承認)・不支給(不承認)	

No.3 費用徴収に係るチェックポイント

法第31条第1項に定める費用徴収のチェックリスト

ポイント	点検事項	該当の有無	根拠
1号事案			
事業主の故意	①事故に係る事業につき、事業主に対して保険関係成立の手續の指導をしていたか		
	②労働保険事務組合から保険関係成立の手續の勧奨を行っていたか		
	③上記①又は②の指導、加入勧奨があった後、10日以内に保険関係成立届を提出したか		
事業主の重大な過失	①保険関係手續に関する指導又は加入勧奨を受けていないか		
	②保険関係が成立した日から1年以上経過しているか		
	③事業主が労働者に該当しない、独立した事業には該当しないと誤認していた場合と認められるか		
2号事案			
	①保険料を督促状の指定期限内に納付していないと認められるか		
	②保険料の延納が認められている場合においては、それぞれの期の指定納付期限内に納付していないと認められるか		
	③延納の場合、事故発生の日の属する期について保険料が完納されているか		
	④保険料について、国税通則法等に基づき納付の猶予等を行っているか認められるか。		
	⑤事業主が督促状の指定納付期限前に具体的計画を示し、指定期限から1ヶ月以内に保険料を納付すると解約し、期限内に納付したと認められるか		
	⑥督促状指定期限前に、国税通則法の規定の例による納付委託を受けた場合で、当該証券が督促状の指定期限後1ヶ月以内の日を支払期日としている場合に該当するか。		
3号事案			
	①当該災害が死亡重大災害であるか		
	②法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたか認められるか		
	③法令に危害防止のための直接的措置が規定されているが、その規定する措置が具体性に欠けている場合に、事業主が監督行政より具体的措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠ったために事故を発生させたか認められるか		
	④法令に危害防止のための規定はないが、事故発生の危険が明白かつ急迫であり、監督行政より直接的かつ具体的な指示を受け、その措置を講ずることを怠ったために、事故を発生させたか認められるか		

結論	理由
費用徴収該当・非該当	



実地訓練用聴取書

No.1 通勤災害に関する請求事案の通勤上外の判断

聴 取 書

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇

職 業 〇〇株式会社〇〇工場〇〇係長

氏 名 〇〇 〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日 (〇〇歳)

平成22年4月1日、霞が関労働基準監督署において、本職は上記の者より次のとおり聴取した。

1 私は、〇〇株式会社〇〇工場で〇〇係長をしている〇〇〇〇です。

平成元年に入社して以来、今の工場で働いています。

2 私は、毎朝、自宅を8時に出て、最寄り駅の1つ先の△△駅まで自転車で行き、JR線に乗って会社の最寄り駅である〇〇駅まで行き、そこから徒歩で通勤しています。自宅から会社までの所要時間1時間程度です。

3 自宅から最寄りの××駅までは、バス路線が通っていますが、朝の時間帯は道路が混み、所要時間が予測できないこと、△△駅は急行が停車するため便利なこと及び、運動不足解消のため昨年より自転車に乗るようになりました。

しかし、会社にはバス使用の届出のまま、変更していませんでした。

4 自転車での経路図及び△△駅近くの駐輪場の場所と、自宅から××駅までのバスの路線図は別添の地図に示したとおりです。駅の駐輪場は1ヶ月定期を買って使用しています。

5	私は3月25日、いつも通り自宅を8時に出て、△△駅まで自転車で向かう途中の〇〇スーパーの前で、道路の段差にハンドルをとられ、転倒し、その際に地面に右手を強く打ちつけてしまいました。
6	ちょうど下り坂が終わったところなので、ある程度スピードがでていたこともあり、道路のくぼみに気づけなかったことが原因です。
7	当日はどこにも寄り道をするようなことはなく、自宅から駅へまっすぐに向かっていました。
8	転倒したときに痛みはもちろんあったのですが、打撲程度だと思い、当日は午前中に重要な会議があったため、そのまま出勤しました。上司には、転倒したこと自体は会議が終わった後、なかば雑談のような形で話をしました。
9	転倒した当日は、職場の救急箱に常備していた湿布をとりあえず貼っていたのですが、翌日になっても腫れがひかず痛みもひどくなっていったため、上司に連絡して、〇月△日朝出勤前に、職場近くの〇〇整形外科を受診しました。
9	〇〇整形外科でレントゲンをとったところ、右手の小指が骨折していることが判明し、ギプスで固定を受けました。医師からは大体1か月程度でギプスを外して、そのあと2～3カ月のリハビリが必要だと聞いております。
10	受診当日は午前中半休をとり、その後も2週間に1回平日に同じ病院には通っていますが、有休をとっているため、給与に影響はでていません。
11	私は自転車で転ぶ以外に小指を負傷するようなことはありません。

んでしたし、自転車で転倒してから継続して痛みがあったこと、○月○日に○○整形外科を受診するまでの間にも、他に小指をぶつけたこともなかったので、会社へ相談し、通勤災害として労災請求を行いました。

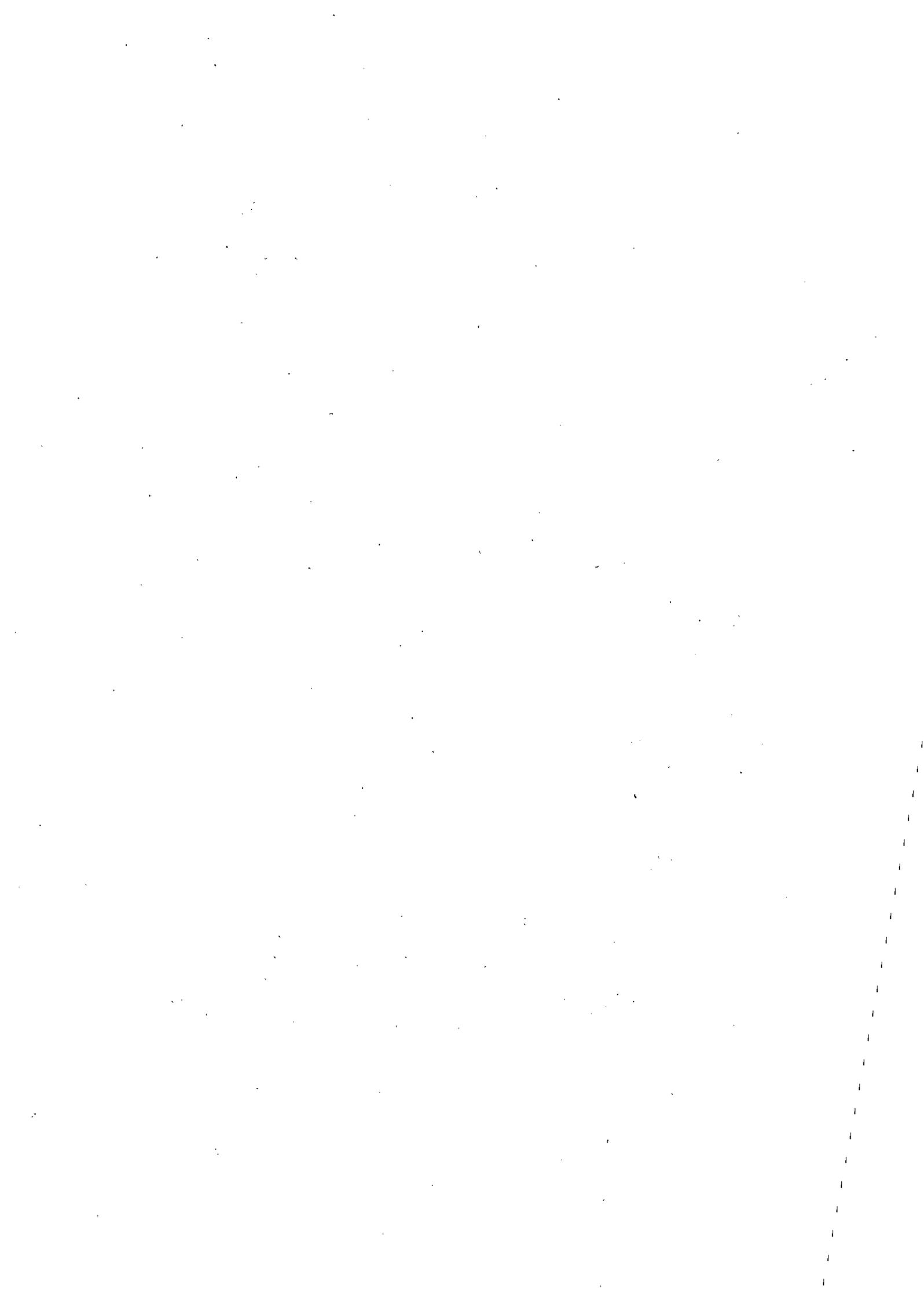
○○ ○○印

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名押印した。

前 同 日

霞が関労働基準監督署

厚生労働事務官 ○○ ○○ 印



No.2 労働者性の判断

聴 取 書

住 所 千葉県船橋市夏見町4番地

職 業 タイル工

氏 名 鈴木 一郎

生年月日 昭和36年 5月 9日 (48歳)

平成21年10月19日霞が関労働基準監督署において、本職は上記の者より、次のとおり聴取した。

1 私は、平成21年9月8日、仕事をしている時にけがをした件で、労災保険の請求をしている鈴木一郎です。

2 今回の事故で、右手首を骨折し、右足の腿の骨にもひびが入っている状態です。事故で地面に落ちた際には、胸や腹部も強く打ちましたが、打撲傷や擦り傷だけで済みました。

3 けがをした直後は、現場の近くにある小坂総合病院に運ばれ、そのまま9日間入院し、現在は、まだ手足のギプスは外れていないので、松葉杖をつきながら通院しています。怪我をしてからずっと休業しており、まだ働くことはできません。

4 私がけがをした時の状況について説明します。

私がけがをした現場は、千葉県船橋市西町10番地の「コーポ船橋新築工事」という現場です。この工事の元請会社は、株式会社小林建設という建設会社で、私は小林建設に頼まれ、この現場で、建設中の建物の外壁部分の仕上げ用タイルを張り付ける作業をしていました。

5 怪我をしたのは、9月8日の午前11時30分頃です。建物の2階

<p>部分に組み立てられた足場に乗り、外壁部分へのタイル張り付け作業をしている時に、1階の方で何人かの作業員が大声で叫んでいる声が聞こえ、同時に金属製の機械が倒れたような大きな音がしたため、何が起こったのかと体を反らせたときに、バランスを崩し、足場から落下してしまいました。</p>
<p>6 後から聞いた話では、大きな音の原因は敷地内での作業用に持ち込まれていた発電機をトラックに載せる際に、荷吊り用のワイヤーが外れて発電機が落下した時の音だったとのことでした。</p>
<p>7 現場となっていたコーポ船橋ですが、2階建て8部屋のアパートで、私は、9月1日から、このアパート各部屋の玄関と浴槽の床部分と外壁の仕上げ面タイルの張り付け作業を行っていました。最初の6日間で建物の1階部分の外壁のタイル張り付けを終了し、8日から2階部分の外壁のタイル張り付け作業に取りかかったところでした。</p>
<p>8 わたしは、高校を出てからもう30年ほど、こういったタイルの張り付けを行っています。</p>
<p>9 小林建設は、中小規模のアパートや住宅の建設、施工を行う会社で、千葉県船橋市に本社事務所があります。</p>
<p>10 私は、父と二人で仕事をしていましたが、当時、小林建設の社長であった小林一夫さんが、私の父と古くからの友人であり、これが縁で10年ほど前から、小林建設が施工する現場の仕事を回してもらうようになりました。この頃、父と私の二人で鈴木工務店という名前で仕事をしていました。</p>
<p>11 2年前に私の父が亡くなり、また、小林建設の社長も息子の浩一さ</p>

<p>んに代替わりしましたが、引き続き仕事を回してもらっており、今では、専属のような形で小林建設の仕事だけをやっています。</p>
<p>小林建設の仕事を引き受けるにあたって契約書を取り交わしたことはありませんし、雇入通知書を貰ったこともありません。</p>
<p>12 小林建設からの仕事の依頼ですが、社長の小林浩一さんか専務取締役で浩一さんの弟である浩二さんから、私の自宅に電話があり、現場の場所や、総面積、日程などについておおまかな話があります。</p>
<p>この時に仕事を引き受けることを承諾すると、会社の方から作業箇所が書き込まれた建物の図面や工程表と工事発注書がFAXで送られてきます。</p>
<p>今日は、私がけがをしたコーポ船橋建築現場の工事発注書を持ってきました。</p>
<p>この時、申述人は、「工事発注書」と題する書面1葉を提出したので、本職はその写しを本聴取書末尾に添付した。</p>
<p>13 仕事の依頼については、会社から電話があった際に、断ることはできると思います。ただ、私は小林建設の専属のような形で仕事を行っており、断ることによって次から仕事を回してもらえなくなることが心配でしたので、断ることはできませんでした。</p>
<p>また、小林建設の方でも、私のことをあてにして連絡してきてくれるわけですし、会社に迷惑をかけたくないという思いもありました。</p>
<p>14 小林建設からは、年間でおおよそ50件くらいの仕事の依頼を受けますが、少なくともここ2年間は一度も断ったことはありません。</p>
<p>15 仕事の依頼を断った場合に、ペナルティーが課せられるといった話</p>

を小林建設から聞かされたことはありません。

16 タイル張り付けの作業ですが、まず、張り付けを行う壁や床の下地を清掃し、タイル張りの位置を示す墨を出し、タイルの割付をします。

次に、セメントと砂と水を練り合わせたモルタルを下地面に塗りつけて、タイルを張り付けます。張り付けはヴィブラートと言われる振動工具やコテの柄などによりタイルをモルタルに密着させて表面を揃え、目地部の余分なモルタルをかき落とし、モルタルがある程度固まった時期を見計らって目地詰めを行います。

最後にモルタルが固まったら、表面を水洗いし清掃します。

タイルやモルタルは、小林建設の方で手配してくれ、私が現場に入る日に合わせて持ち込まれますので、これを予めもらっている工程表に書かれた期日までに仕上げるのが仕事内容となります。

17 現場には、小林建設の社員の方が現場監督としていますが、現場監督や小林建設の関係者から、作業方法について指示や指導を受けることはありません。コーポ船橋建設工事の現場監督は、佐藤隆さんという方でした。

作業の基本的な流れや内容は同じであり、私は長年この作業をしてきておりますので、作業方法について指示を受ける必要はありませんでした。

18 作業は工程表に従って行っていました。他の業者が請け負っている建て付けや床打ちなど他の作業が遅れている場合は、タイル張り付け作業が出来ませんので、このような時には、現場監督から遅れている作業を手伝うよう指示されることが時折ありました。

<p>ただ、私はタイル張り付けが本業ですので、荷材の運搬や建付作業の補助など、簡単な仕事を中心でした。</p>
<p>19 また、他の作業が遅れ、タイル張り付けの作業が遅れても、工程と おりに作業を進める必要があるので、このようなときには、やはり現場監督の指示で、所定の作業終了時間の後に残業していました。多い ときには、月に10日くらい、夜の7時くらいまで残業をしていたこ ともありました。</p>
<p>20 工程表とおりに作業が進んでいない場合には、その都度、現場監督 に報告するよう小林社長から言われていました。</p>
<p>21 作業時間は、現場によって多少違っていましたが、どの現場でも開 始時間と終了時間が、あらかじめ決められており、現場に入った初日 に現場監督から指示されていました。</p>
<p>たいていの現場では、朝8時から夕方5時までであり、日曜日と祝 日は休みでした。けがをした現場の作業時間も、作業開始が朝8時、 終了が夕方5時でした。</p>
<p>22 どの現場でも共通ですが、作業開始後すぐに朝礼が行われていまし た。朝礼では、現場内で作業をしている業者や職人が事務所に集まり、 現場監督に、前日までの作業の進み具合について報告を行ったり、監 督の方から当日の作業内容やスケジュールについて指示が行われた りします。</p>
<p>この朝礼は、作業員全員が現場全体の状況を確認し合うという意味 で、計画的かつ安全に仕事を進める上で非常に重要ということで、必 ず出席するよう小林社長から言われていました。</p>

23	朝礼への出席について取り決めなどはありませんでしたが、小林社長から言われていたわけですし、会社に義務づけられているということだと思います。
24	小林社長からは、このほかにも他の業者の作業とのスケジュールとの兼ね合いがあるので、現場を勝手に休むなどと言われており、また、体調が良くないなどの理由で休む場合は、現場監督に電話で連絡を入れるよう言われていました。 これも特に契約書などで決められていたわけではありません。
25	私は、会社などを経営している訳ではないので、仕事をするときはいつも一人でやっています。
26	いったん引き受けた仕事を、ほかの職人仲間に回したり、あるいは、手伝ってもらったりすることについて、小林建設からはっきり禁止されたといったことはありません。ただ、会社の方は私の腕を見込んで仕事を任せてくれているわけで、もしそういうことをすれば、「困るのでやめてほしい」といった話はくると思います。 仲間に仕事を手伝ってもらうことについても、会社から禁止はされているわけではありませんが、手間賃などを払う余裕はないので、そのようなことをしたことはありません。
27	小林建設から受け取る工事代金については、タイル張り付けの面積を単位とする出来高払いで支払われていました。単価としては1平米につき2,000円と決められており、これは、私が一人で小林建設の仕事を受けるようになった2年前から同じ条件です。 また、この他に手待ち時間に他の業者の応援に回ったり、所定の作

<p>業終了時間後に残業した場合には、出来高払いの分とは別に残業手当として1時間2,000円の時給を貰っていました。</p>
<p>28 毎月初めに、小林建設から、前月の作業の工事代金計算書が送られてくるので、その内容をチェックし、サインをした上で会社に送り返せば、その月の20日に代金が振り込まれていました。</p>
<p>今説明しました工事代金計算書のうち、平成21年6月分、7月分、8月分のを今日持っていますので提出します。</p>
<p>この時、申述人は、「工事代金計算書（6月分）」「工事代金計算書（7月分）」「工事代金計算書（8月分）」と題された書面を、それぞれ1葉ずつ提出したので、本職はその写しを本聴取書末尾に添付した。</p>
<p>29 作業に使用するタイルやモルタルは、注文主のオーダーに応じて、小林建設の方でメーカーに発注した上で現場に持ち込まれるため、私が手配する必要はありませんでした。作業に使う電気工具やコテなどは自前のものを使っていました。</p>
<p>30 自宅と工事現場までの往き来は、作業に使う工具を小林建設の倉庫に保管させてもらっているため、いったん小林建設の事務所に寄って会社のバンに同乗させてもらい現場へ向かうことが多かったです。現場が、自宅と近い時には、会社に連絡して工具を持ってきてもらうようお願いし、バイクで直接現場に向かうこともありました。</p>
<p>交通費などはもらっていません。</p>
<p>31 作業ミスで、タイルを破損したりするなど、損害を発生させた場合の賠償などについては、特に取り決めはありませんでした。以前、タイルの張り付け場所を誤ってしまったことが2回ほどあり、数十万単</p>

位の損害が出たと思いますが、その代金を損害賠償として請求されることはありませんでした。

32 小林社長の方から、他の建設会社や住宅メーカーの仕事を引き受けないよう、言われたりしたことはありません。

ただ、小林社長からは、間が空かないようコンスタントに仕事を回してもらっており、そういう中で「他の会社の仕事があって引き受けられない」ということになると、社長の方もいい顔をしないと思います。「やめてほしい」とはっきり言われるかもしれません。

33 小林建設の健康保険には加入していません。国民健康保険に加入しています。税金については、自分で申告手続きを行っています。

34 小林建設には普段からお世話になっていることもあり、非常に心苦しかったのですが、怪我が思いのほかひどく、休業も長引きそうなので、思い切って労災の請求について社長に相談しました。社長は「鈴木さんとは長い付き合いなので」ということで快く労災の手続きに応じてもらえました。

35 私は、建設業の経営者として事務所を構えているわけでもなく、他に従業員を使っているわけでもありません。父が亡くなり一人で仕事をやるようになってからは、工務店を名乗ることもなく、私個人として仕事をしています。

また、小林建設に指示された仕事を指示された時に行っていたので、実際には小林建設の労働者と同じに扱ってもらってもいいと思います。是非、労災保険の適用をお願いします。

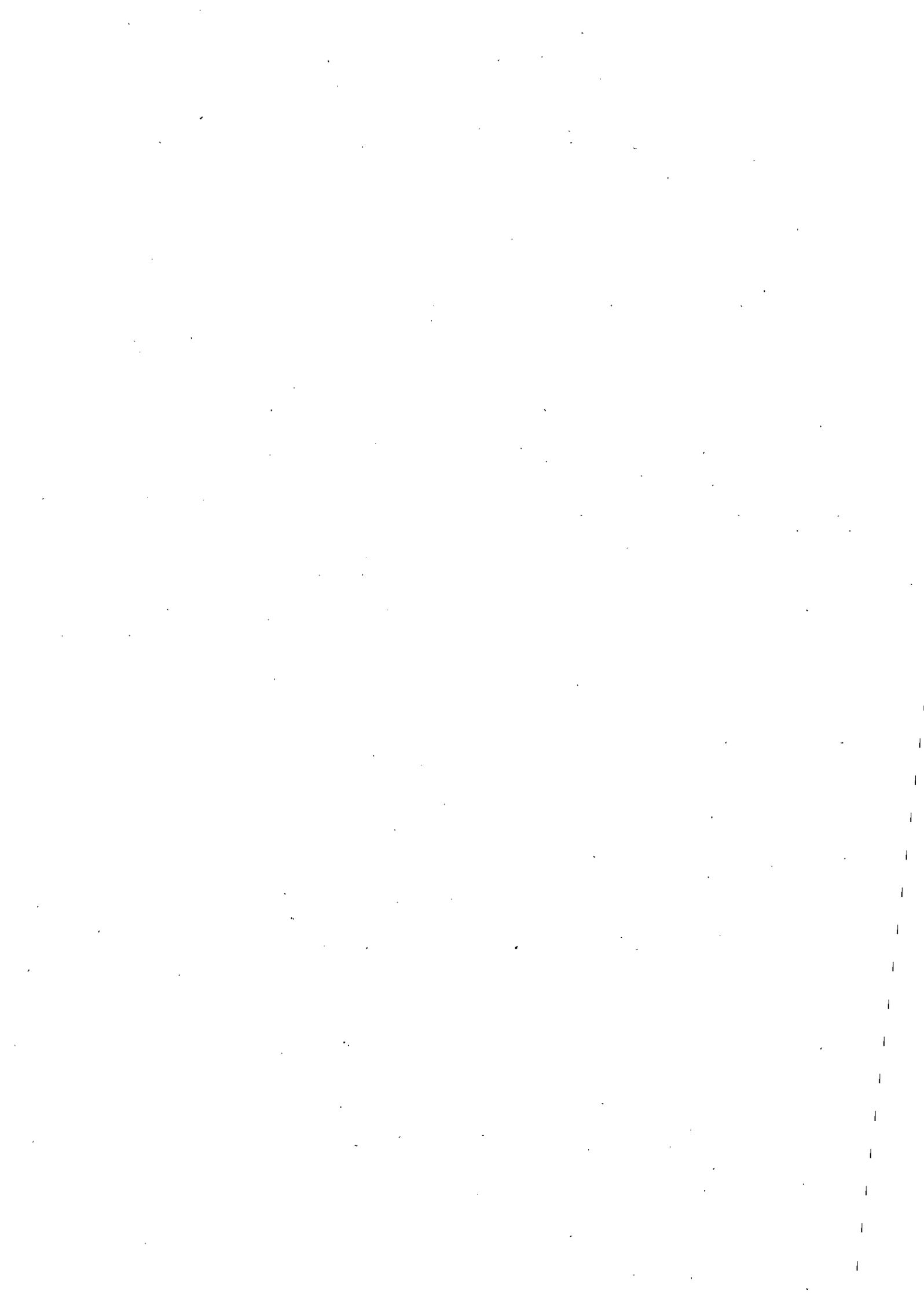
鈴木 一郎 印

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名押印した。

前 同 日

霞が関労働基準監督署

厚生労働事務官 ○○ ○○ 印



No.3 特別加入制度と請求事案の判断



聴 取 書

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇

事業場名 有限会社 〇〇 代表取締役

氏 名 〇〇 〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日 (〇〇歳)

平成 22 年 2 月 1 日、霞が関労働基準監督署において、本職は上記の者より次のとおり聴取した。

- 1 私は有限会社〇〇代表取締役の〇〇〇〇です。会社は親の代から大手メーカーの下請注文により車のエンジン部品を製造しています。
- 2 現在は、妻と息子 2 人でやっていて、私が代表取締役、息子 2 人は便宜上、役員の肩書を持たせています。業務内容としては、事務は妻に任せ、私と息子 2 人は作業場で加工作業を行なっています。
- 3 息子 2 人は役員報酬という形で、毎月定額で 40 万円ずつを支払っています。手当などはありません。
- 4 以前は他人の労働者を 2 人雇っており、同様にエンジン部品製造の作業を 10 年ほど行っていました。景気が悪いこともあり、年末で 2 人ともやめてしまいました。今年に入ってからは、仕事が増えてきたこともあって、現在新しい労働者を募集しているところです。
- 5 労働者を雇っていた時の労働者の所定労働時間は 2 人とも、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までで、所定休日は土日と祝日でした。その当ても忙しい時には労働者と一緒に 20 時頃まで残業することがよ

くありました。

6 怪我した時のこととお話しします。負傷した平成 22 年 1 月 14 日は仕事がたてこんでいたこともあり、定時に終わることができず、17 時 30 分過ぎても休憩をすることもなく、息子たちと一緒に作業を継続していました。その週は毎日 20 時くらいまで残業をしていたので、その日もそれくらいまで作業を行うつもりにしていました。

7 18 時 30 分頃、私は作業場で回転式のフライス盤でエンジン部品の切削加工行っていたのですが、誤って作業服の袖が巻き込まれた拍子に左手中指と人差し指もまきこまれ、左手中指、人差し指の骨折を負いました。

6 近くで作業を行っていた息子が私の上げた声に気が付き、駆け寄ってきてくれ、自分の車で夜間診療も行っている〇〇病院に連れて行ってくれました。ですので、提出した現認書は上の息子に書いてもらっています。

7 受診したところ骨折していることが判明し、傷口を 20 針ほど縫合され、ギプスで固定しています。今回の怪我で入院はしていませんが、週に 2 回通院し、傷口の消毒をしてもらっています。左手がまだ全く使えず両手を使わないと作業場での作業は危ないため、現在まだお休みしています。

10 △△病院の〇〇医師によれば、治療は来月いっぱいくらいかかると言われています。働けないと、経営も作業量的にも苦しいので、早く復帰したいと思います

11 私は、平成 18 年 4 月 1 日から息子たちと一緒に、中小事業主とし

て特別加入しています。所定労働時間は先ほど話したとおり 8:30～17:30 で、申請した業務の内容は車のエンジン部品の製造、修理作業です。

7 以前は労働者の保険しかかかっていませんでしたが、17 年度にも一度、上の息子が作業中に負傷したため、〇〇労働保険事務組合に事務を委託し、特別加入することにしました。

〇〇 〇〇印

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名押印した。

前 同 日

霞が関労働基準監督署

厚生労働事務官 〇〇 〇〇 印

